

予 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 令和7年3月18日(火) 午後1時00分 開会
午後7時52分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	西川	善浩
〃	坂本	剛司
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	奥本	佳史
議員	柴田	三乃

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
財務部長	米田	匡勝
市民生活部長	西川	勝也
環境課長	石橋	和佳
クリーンセンター所長	西川	康光
保健福祉部長	中井	智恵
健康増進課長	松本	育子
〃 補佐	西川	恵津子
産業観光部長	植田	和明
農林課長	吉田	賢二
〃 補佐	屋根	良宣
農林課係長	中西	昌弘

商工観光プロモーション課長 増 田 智 宏
" 係長 増 田 直 史
" 係長 榎 本 靖 明

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 板 橋 行 則
書 記 神 橋 秀 幸
" 岩 永 睦 治
" 西 邨 さくら

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第36号 令和7年度葛城市一般会計予算の議決について
議第37号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第42号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第40号 令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第38号 令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第41号 令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第39号 令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第43号 令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第44号 令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会をいたします。

予算特別委員会2日目、本日も全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。今日は朝から幼稚園の卒園式ということで、また今日は、春の選抜甲子園も、今日は開会式が行われているということで、もう春もそこまでというところであろうかと思えます。昨日も遅くまでご議論いただきました。非常に私の感想として、市民のために考えた奥深いご質疑をいただき、また、ご答弁についても熱心にご答弁いただいておりますことに感謝申し上げたいと思えます。今日、私ごとでありますけど、私の年に1回の誕生日でもございます。誰もが思えますけど、そういう日は充実した日にしたいなというのはみんな思っていることと思えます。私も充実した日にしていただきたいなと。早く終わってくださいということじゃないです。思い出に残るような立派な予算特別委員会になっていただきたらと思えますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。柴田議員さんです。

それでは、発言される場合、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクに近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思えますので、委員各位もご協力をお願いをいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確に答弁をお願いいたします。毎回毎回、もう所属、お名前結構でございますので。なお、委員から質問の趣旨や意図が理解しづらく、的確な答弁ができない場合には、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は、理事者側の反問権として認めております。

また、答弁における予算の年度については、新年度予算とかを使わず、令和7年度予算、そして今まだ6年度ですが、今年度予算、これを使わず、令和6年度予算を使っただき、できる限り具体的な年度でご説明をお願いをいたします。

なお、答弁者については、原則として部長または担当課長でお願いをいたします。課長補佐級以下の委員会の入室は原則として認めていませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じまして、委員会室入り口付近のマイクにより、答弁をお願いをいたします。

それでは、本日の議案審査に移ります。

本日まず、4款衛生費に対する質疑から始めたいと思います。昨日の続きになります。衛生費からの質疑を始めます。

質疑ございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。2日目でございます。今日は委員長の誕生日ということで、俄然張り切ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。それでは私、2つ、まずお伺いをしたいと思っております。

まず、予算書の107ページ、4款1項保健衛生費、4目健康づくり推進事業費、18節負担金補助及び交付金ということで、アピアランスケア支援事業補助金についてお伺いします。予算案のポイントは7ページにございます。予算規模、新規でございます、80万5,000円ということなんですけれども、予算案のポイントを読みますと、がん治療に伴う外見変化を補完するための医療用ウィッグや乳房補整具について、購入費用の一部を助成しますというふうに記載されていますけれども、この事業の詳細についてまずはご説明を願いたいと思っております。

続きまして、予算書の114ページ、1項保健衛生費の9目火葬場費、14節工事請負費です。これ予算案の概要は38ページになります。予算案の概要を見ますと、火葬場の待合棟のトイレの改修工事というふうなことが書いてございまして、火葬場待合棟トイレの多目的化改修を行うというふうにあります。このトイレは場所柄、やっぱり高齢の方も含めまして、老若男女、様々な方が利用されるところだと思います。多目的化改修ということですので、もちろんバリアフリー化するものと推察しますけれども、望ましいことかなと思います。まず、この工事の詳細についてお伺いいたします。

藤井本委員長 2点ですね。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく申し上げます。

まず、アピアランスケア支援事業につきましての内容の説明をさせていただきます。

がん患者ががん治療に伴う外見変化を補完するための医療用ウィッグや乳房補整具を購入した場合に、その費用の一部を助成するもので、がん治療に伴う心理的・経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持・向上を図ることを目的として実施いたします。医療用ウィッグにつきましては、がん治療による脱毛に対応するために着用する医療用ウィッグの購入に係る費用について、乳房補整具については、がん治療・手術等による乳房の形の変化に対応するための補整パッドまたは人工乳房の購入に係る費用の助成で、これらを固定するために、同時に購入される場合は補整下着も含まれます。助成金額ですけれども、それぞれの補整具につきまして、購入された金額の2分の1について、2万円を上限として助成いたします。この金額は、奈良県がんと共生に向けたアピアランスケア支援事業実施要領で定められた補助対象額より設定しており、市の助成額の半分、2分の1が県補助の対象となっております。

助成の流れといたしましては、購入から1年以内に領収書の写し、また、がん治療に伴う

補整具が必要であることが確認できる書類の写しを添付して申請いただくことで、助成金を交付いたします。

なお、令和6年度中に購入された補整具についても令和7年度末まで申請できるものといたします。

以上になります。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。どうぞよろしく申し上げます。

火葬場のトイレの改修ということの概要説明です。現在、山麓公園、火葬場、霊苑ともに多目的トイレはございません。利用者の利便性を考慮し、火葬場待合棟の男子トイレを和式から洋式に改修するとともに、多目的トイレ化と改修させていただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、このアピアランスケアの医療用ウィッグと、それから乳房の補整具につきましては、それぞれの購入金額の2分の1について、2万円が助成されるということで承知をいたしました。この医療用ウィッグなんですけれども、医療用ということで、この条件について何か条件があればということでお伺いをいたします。

それからあと、この申請期限につきましても、これもご配慮いただきまして、令和6年度中に購入された補整具について、令和7年度末までというふうなことで、購入から1年間の申請期限があるということで、今回は遡ってというふうなことでありがたく思います。今まで購入された方で、これの、もともとなかったわけですから、そういう方々にやっぱり周知をしっかりとしていかなきゃいけないと思うんですが、その周知については、どのようにされるのかということも併せてお伺いします。

まず、医療用ウィッグの医療用の条件と、それから周知について、この2つお伺いをいたします。

それから、火葬場のトイレについてですが、分かりました。男子トイレを洋式化して多目的化するということなんですけど、では、火葬場で改修されるという、なぜ火葬場のトイレなのかということについてお伺いできたらなと。理由がありましたら、お聞かせ願えたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 医療用ウィッグの条件ですけれども、医療用ウィッグにつきましては、医療用と銘打ったもの以外にも様々な製品が販売されております。県の疾病対策課にも確認いたしましたが、がん患者がアピアランス目的で使うウィッグ全てを医療用ウィッグと定義しているとのことでありましたので、本市といたしましても、そのように適用いたします。したがって、医療用と銘打ったウィッグであるかどうかは条件とはせずに、あくまでも使用目的で判断する予定をしております。

続きまして、周知、市の広報、ホームページ、SNSにより周知する予定にしております。

以上です。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 火葬場につきましては、休館日が1月1日と1月2日になっております。それ以外は必ず職員が常駐しております。そうすることによって、管理がしやすいというのが1点と、また、火葬場待合棟につきましては、入り口が非常に広く、廊下も広く、バリアフリー化もできておりますので、こちらのほうで多目的トイレを造らせていただこうと考えております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 多目的トイレにつきまして、アクセスしやすいということと、それから年中、お正月の2日を除いて開いているということ、職員さんもいらっしゃるということで、なので、ここを多目的化するということ、承知いたしました。

それから、アピアランスケアの助成について、私も令和4年の9月と令和6年の6月議会で2回、一般質問を行いましたけれども、がんになっても自分らしく生きる、安心して生活できるように大変重要な取組であるというふうに考えております。これまで購入された方もいらっしゃって、私のほうにも市民の方から複数の方から、こういう助成についての問合せをいただいていますので、市としましては、周知のほう徹底していただきますように、再度お願いをいたします。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 トイレなんですけど、この待合室のトイレを改装して、予算の主なところには、山麓公園の利用者も利用できるって書いてあるんですけど、これ、外にもトイレあるじゃないですか、山麓公園の。その辺の周知ってどないしはるんですかね。あっち使ってくださいみたいな。というのも、山麓公園の公園の遊具、きれいにしてもうて、すごい使ってはる人増えているんですけど、やっぱりお子さん連れの方多いんですよ。ほな、おむつとか交換するのに、トイレできるのうれしいんですけど、外のトイレやったらそのまま使われると思うんですけども、待合室の中を使ってくださいという誘導ってなかなか難しいんちゃうんかなと思うんですけど、せっかく新しくするんやったら、やっぱりそういう周知をちゃんとして、外のトイレを利用禁止にするわけにはいかないので、その辺の工夫というのは何か考えられていますかね。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしく申し上げます。

今、委員ご指摘のとおり、誘導につきましては、この工事の中で看板を3つ作らせていただこうと考えております。そのうちの2つが、こちらのほうに多目的トイレがありますのでご利用くださいというのと、あと、間違っって火葬場のほうに入られてはあきませんので、火葬場のほうは、関係者以外立入禁止というふうな看板を作成しようと考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちゃんと考えていただいていると。山麓公園で、ほんで、結構僕の知り合いの方では好評で、使ってはる人増えていると思うんで、その辺の誘導だけよろしくお願いします。委員長、誕生日おめでとうございます。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。関連ちゃうね。関連、先います。

増田委員。

増田委員 ちょっと分かりにくいんで教えてほしいんですけど、火葬場のトイレ、多目的トイレにするという、待合室のところ、駐車場のところにもトイレあるんです。その状況はもうきれいにされているんで、あえて必要ないんですかね。あの一体、こちらに多目的トイレを、こちらというのは火葬場の前の待合室の場所のことを言っておられんのかなと思うんですけども、そこに多目的トイレを新しく造られるということですよ、今ね。下の駐車場、今トイレありますよね。それももうきれいやから、あえてもう新しくリニューアル、洋式化する必要もないという状況なんですかね、私、その状況分からないんで教えてください。

もう一つ、アピアランス、がんの手術、治療でウィッグ等の購入、乳房の補整という。私、値段分からないんですけども、2分の1、上限2万円というのは、現実問題、どうなんですかね。4万円ぐらいで売っておられるもんなんですかね。これ10万円とか20万円とかするもんを上限2万円、2分の1とはいうもの上限2万円ですというのが、現実にお得感って言ったら失礼ですけども、どんな、一般的な通常の価格がどのぐらいなのかというのが分かっていたら教えてください。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしく申し上げます。

あしたの6款のほうの予算に入ってきておるんですけども、山麓公園内の火葬場の下の駐車場のトイレ、こちらにつきましては、男性用が洋式1つと小便器が2個、女性用につきましては、和式が1基と洋式が1基でおむつ交換台が1つついております。令和7年度にこの女性用の和式1基を洋式化にさせていただきたく、予算を計上させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 金額ですけれども、国立がん研究センターアピアランス支援センターの情報と、あと近隣の市町村、実施されているところにも聞きましたところ、市場価格といたしましては、医療用ウィッグのほうは大体約4万円程度、デザインや素材によっては10万円以上のものもあるとのこと。乳房の補整具につきましては、シリコンの人工乳房のほうは1個4万円程度。オーダーメイドとなりますと30万円以上のものもあるということですけども、大体、一般的に買われるのは4万円程度、あと補整パッドと下着につきましては、下着8,000円程度、パッドのほうは3,000円から4,000円程度と聞いております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。火葬場は、あの周辺、公園も含めて、きれいにさせていただくということ

承知しました。款、あれが違うからということですね。

それから、補整のほうについては、医療用の普及型というか、一般的に使われる分は4万円ぐらいやから、大体2分の1相当分が2万円になるというぐらい、ぜいたく言うたら切りがないと、こういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 今日もよろしくお願いします。

4款衛生費の2目予防費、予防接種……。

藤井本委員長 ページ数を言ってくれますか。

坂本委員 104ページです。104ページの予防接種事業、12節委託料。委託料で、その委託料、予防接種の中で子宮頸がん、子宮頸がんが6年度に比べて7年度が半分以下に予算が減っております。その理由。それと、その下のヒブ、ヒブも予算が6年度に比べて7年度は相当減っております。その下のほうにある5種混合、これが新規となって2,096万1,000円、予算計上されています。この中にヒブが入っておりますので、これが、ヒブがなくなって5種混合のほうに入ったのかなというような気もしますけれども、5種混合の新規の内容について教えてください。

それと最後に、もう一ついいですかね。同じく高齢者帯状疱疹、これが新規で1,060万9,000円、予算計上されています。これについて、これも、もう国がやろうかというようになってきているかと思えますけれども、これについて教えていただければと思います。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 まず、子宮頸がんの接種委託料のほうが減額された理由ですけれども、これは、平成25年にワクチン接種をした後に因果関係が否定できない持続的な疼痛等が発症したことにより、副反応の発症頻度等が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、予防接種を積極的に勧奨すべきではないということで、勧奨のほうの通知が中止されておりました。それが令和4年度から、また積極的に勧奨が再開されたことによって、6年度のほうもキャッチアップ接種のほうを対象となっており、その分が多くなっておりましたが、6年度末で一旦そのキャッチアップのほうは終了いたしました。その分で、去年は多くなっております。

ヒブワクチンと4種混合が1つになって5種混合になったので、委員さん、おっしゃった通りでございます。

帯状疱疹ワクチンですけれども、こちらのほうは、令和7年度から始め、新規事業として上げさせていただいている事業でございます。事業の内容につきましては、対象者のほうが65歳の方及び60歳から65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方、当該年度に65歳以上の方は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳と5年ごとの年齢の方で100歳以上の方については、全ての方が対象となります。ワクチンの種類には2種類ございまして、生ワクチン、これは1回接種でございます。もう一つ組換えワクチン、これは2回受けていただくほうのワクチンです。金額につきましては、生ワクチンのほうは、委託料の単価8,750円で自己負担金は2,500円。組換

えワクチンのほうは、委託料単価 2 万 1,950 円の自己負担額 1 回 7,000 円と設定させていただいております。

以上になります。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 子宮頸がんについては、令和 6 年が多くなって、令和 7 年の 681 万 8,000 円の予算計上が元に戻ったというような理解でよろしいですね。ヒブワクチンが 5 種混合に組み込まれて、5 種混合にあるから、ヒブワクチンは、このヒブワクチンが 5 種混合に組み入れられたんですけども、でも、ヒブワクチンが令和 7 年度で 73 万 4,000 円計上されています。これは、ヒブワクチンのうち、概要を見ると、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型、2 つ書いていますけれども、どれか 1 つがまだ残っているから、73 万 4,000 円が、令和 7 年度の予算として計上されているものなのか、その辺教えてほしいのと、それから、带状疱疹ワクチンは、予算のポイントにも載っておりますけれども、65 歳の者、70 歳以上で 5 歳刻みの節目の年齢に当たる者と、そういうふうに書いていて、先ほど課長の説明で、生ワクチンと組換えワクチンの 2 種類ありますよと、一部負担はこうですよというような説明を受けましたけれども、まだ、この带状疱疹ワクチンを受けていない方で、65 歳以上で、例えば 67 歳、68 歳とかいうような方は、このワクチンの接種対象に当たるのか当たらないのか。それも教えていただければと。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 ヒブワクチンのほうですけれども、これまでヒブワクチンと 4 種混合で別々で接種していただいた方につきましては、3 回プラス追加接種 1 回の 4 回で受けてもらっていました。新しく対象となる方には、今後は 5 種混合で受けてはいただきますが、これまでに、従来の 4 種混合なりヒブワクチンで受けられてきた方は、ヒブワクチンを単独で受けてもらわないといけませんので、その残りの方の分のワクチンとして計上しております。

带状疱疹ワクチンのほうの 62 歳、63 歳ですけれども、この方につきましては、65 歳になるまで待っていただくということで、5 年間の経過措置として、この 5 年で全ての方が対象になってくるものですので、それに対応します。

藤井本委員長 67 歳の人はどうしたらいいの。

松本健康増進課長 67 歳の方は 70 歳まで待っていただきます。

藤井本委員長 待つということ。

松本健康増進課長 そうですね。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。子宮頸がん、それからヒブワクチンについてもちゃんと説明いただきました。5 種混合、それから高齢者ワクチンも、年齢について説明を受けました。結構です。ありがとうございました。

藤井本委員長 ほかに。関連。

吉村委員。

吉村委員 関連で、4 種混合とそれから 5 種混合のことについて関連で伺います。

5種混合ワクチンが登場したので、4種混合ワクチンは製造中止となって、ある間は使っているということなのですが、接種スケジュール移行に際しまして、ちょっとさっきの課長の説明を伺ってしまして、私が理解してたのは、4種混合ワクチンとヒブワクチンの接種回数を確認した上で、不足分を5種ワクチンで補うということが推奨されているんで、先にあるものを使ってしまうというふうなことが国で推奨されているから、このような予算になったのかなというふうに思っていたんですけど、その理解で正しいのかどうか、その辺り、もう一回確認させてください。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川です。よろしくお願ひいたします。

4種混合と5種混合の移行なんですけども、国のほうが、接種の打ち方としまして、4種混合でスタートしたお子さんに関しては4種混合、最後まで、4回合計打つことになるんですけども、全て4種同じワクチンを打つということを推奨しておりますので、それに伴って予算計上しているところがございます。なので、途中で5種に打ちたいからといって打てるものでは、定期の予防接種としては、できることではないです。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。4種混合で打ち始めた方はちゃんと4種混合でいかなきゃいかんということ、承知をいたしました。

それからあと、4種混合がワクチンから5種混合ワクチンに変わるということによって、基本的にメリットが大きいというか、基本的にメリットしかないというか、そういうふうな理解でよろしいんでしょうか。例えば、当然、接種回数は削減されますし、それからスケジュールも、保護者の方のスケジュールも簡略化されます。それからあと、予防効果の向上とか医療費削減、この辺りもやっぱりメリットとして挙げられるんでしょうか。その辺りを確認させてもらえたらと思います。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 メリットといたしましては、今おっしゃいましたように、回数が減るということで、費用のほうにつきましては、大体、ワクチン単価委託料のほうもヒブと4種混合を合わせた分の金額と同等で5種混合が設定されておりますので、メリットというほどではないかと考えております。

以上です。

藤井本委員長 回数ということやね。

吉村委員。

吉村委員 分かりました。回数減るということは、相当保護者の方にも、それから、お子さんも何回も打つというのは大変ですので、そういったメリットがあるということで理解いたしました。

藤井本委員長 関連、西川委員もやね。ちょっと待ってください。

西川補佐。

西川健康増進課長補佐 すいません。先ほどの私の回答の修正をお願いしたいです。5種混合に打ち替えることを定期では認めないと、私ちょっと断言してしまったんですけども、必ずしも認

めないわけではないですけども、原則は駄目だということで、訂正させていただきます。失礼いたします。

藤井本委員長 ありがとうございます。

西川委員。

西川委員 高齢者の帯状疱疹の件なんですけど、これ50代から発症率が高くなると言われているんですけど、例えば不活化ワクチンやったら10年ぐらいもつというのとかあるんですけど、例えば55歳で1回打たれて、65歳になったときに、もう一回打つというたときに、助成、これの対象になるのかと。それ生ワクチンも一緒なんですけど、それをお聞きしたいです。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 基本的には接種したことがある方につきましては、この定期接種の対象外とされております。ただし、医師が当該予防接種のほうが必要であると判断し、最終的には市長が認めた場合には、定期接種と認める場合があるということで、国のほうは示しております。以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 基本的には1回打たれたら、65歳になる前に打たれたら、定期接種化の対象ではないんですけども、お医者さんと相談して、重症化になるとかそういうことがあるんやったら、別に認めていきますよと。お医者さんとのそれは判断になるということですね。理解しました。

藤井本委員長 関連はないですか。じゃ、次行きます。

ほかにないですか。関連もう終わりました。ほかない。

西川委員。

西川委員 そしたら、107ページ、4款衛生費、1項4目健康づくり推進事業の12節委託料、歯周病検診委託料、これも新規になっております。これどういった内容で、どういった形で市民の皆様サービスを受けてもらうかということをお聞きしたいというところでございます。

それと、108ページの、これも同じ款項一緒で、5目母子保健事業の中で12節委託料、1か月児健康診査委託料、これも新規に出ております。これの内容と、その18節に1か月健康診査負担金という、21万円というのがあるんですけど、これの内容、違いというのを教えていただきたいと思えます。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 まず、歯周病検診委託料ですけれども、事業の内容です。

歯周病検診及び歯科保健指導を実施することにより、市民の歯及び口腔の健康づくりを図り、全身の健康の保持・増進に寄与することを目的とした事業で、従来から実施しております妊婦歯科健診と統合して実施する予定をしております。対象者は20歳から70歳の10歳ごとの節目年齢の方、そして妊婦さんです。市内の委託歯科医院におきまして、個別検診で実施いたします。費用単価は4,000円、このうちの2,480円は県の補助がございました。自己負担はありません。

続きまして、1か月児健診の事業の内容の説明をさせていただきます。

現在、本市におきましては、乳幼児の健康診査につきましては、4か月児健診、10か月児

健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を実施しております。こども家庭庁は、令和7年度より1か月児健康診査について費用助成をすることにより、全国での実施を推進するとの方針を示したために、本市においても令和7年度より医療機関と出産病院、助産所、小児科等に委託する個別健診として、この1か月児健康診査を実施いたします。1か月児健康診査は、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備することにより、疾病や異常を早期に発見し、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価して育児の助言を行い、乳児の健康増進を図ることを目的としています。対象は、おおむね出生後27日から生後6週間の乳児となっております。

委託医療機関等に関しましては、1件6,000円を上限としております。その分を市のほうに請求していただきまして、市から委託料としてお支払いします。なお、その一方、県外の医療機関でこの健診のほうを受診される場合には、一旦全額自己負担で受診していただき、後日、領収書と母子手帳を添えて申請いただきますと、償還払いにて、そちらをお返しさせていただきます。そちらのほうを負担金として計上しております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、1か月健康診査のほうは、国のほうがそういう形で1か月のほうの診査もしなさいよというところで示されて、今新規に上がってきていると。負担金のほうは、県外の医療の機関で受けられた方に関しては、一旦立て替えてもらって、その中でまた、市内やったら6,000円ですか、までは委託をされている、6,000円の、言うたら委託ですね。1件6,000円ですね。分かりました。これは本当に、やっぱり子どもがそうやって小まめに健康診査をしていくというのは、これいいことやなと思うんで。

ただ、もう1個、歯周病の予防診査のほうなんですけど、これ先ほど、市内の歯医者さんというところで、妊婦のほうの方は今まであったんですけど、これは二十歳から、誰でも、言うたら20、30、40、50というて、男女関係なしに誰でも歯周病の検査を受けていけるようなことになっていくと。それに助成を出されるというところなんですけど、恐らくもう二十歳ぐらいになったら、いろんな市内、市外、別で行っている歯医者というのがあるはずなんですよね。そのときに、今みたいな負担金ということを考えられなかったのかというところね。要は違う市外の歯医者さんに行ってもらえる方もいますし、それが市内の歯医者さんやったらいいんですけど、その辺というのは、僕は同じ考え方に近い考え方があるんじゃないかなと思ってんですけど、その辺はどうですかね。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 西川です。

委員おっしゃるとおり、1か月健診のように県内規模でできたらいいんですけども、母子のほうは、奈良県医師会との契約の中で広域的にというところが、国の法律もあり、制定されているんですけども、歯周疾患に関しては、まだそういった内容で広域的な医師会との話合いのほうで、まだ葛城市のほう、できておりませんし、奈良県全体としてもまだそういうものが構築されておらずで、やはり受けるだけではなく、そこからの精密検査なりの

そういう精度管理もやはり大事にしたいところ、あと病院とのつながり、受けるだけではなく、その方の受けた後のフォローに関しても、きっちり市のほうで担っていききたいという、やはり中身を大事にしたいというところから、まずは、市内の歯科の先生としっかり協議をさせていただいて、そこで検診をまず充実させていきたいという思いから、市の医師会との契約に至りました。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 大方の人は市内の歯医者さんに通われているのかなと思うんですけど、僕は違うんですけど、でも、歯医者さんというのはもう1個のところに絶対、もうそこに通われてたら、違う歯医者さんには行きにくいというところもありますし、その辺も含めて、今のところそういう形で構築されてないと。奈良県の歯科医師会とかも含めてだと思うんですけど。その辺もまた考えていかなんかこともあるのかなと思いますんで。取りあえずは分かりました。市内で一旦見ていただいてということで、了解いたしました。

藤井本委員長 関連。

杉本副委員長。

杉本副委員長 1か月児の健診なんですけど、これ対象はどこまで、4月1日以降に生まれた方、その前に生まれてるけど、1か月健診が4月1日の方は駄目なんですか。その辺の幅、どの人が対象なんかなって。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 そうですね。4月1日以降に生まれた方を対象としています。

藤井本委員長 関連。

吉村委員。

吉村委員 ちょっと1つ目、歯周病検診委託料なんですけど、これは確認だけなんですけど、奈良県の歯周疾患の歯周病検診実施要領というのが、平成14年に施行されて、令和6年にも改正施行されていますけども、これに沿った、今の説明聞いていると、それに沿ったものであるという理解でいいのかという確認だけです。

それからあと、1か月児健康診査についてなんですけど、これを受診した場合、何かしらの問題が発見された場合の対応についてどうなるのか、それでお聞かせ願えますでしょうか。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 歯周病のほうに関しましては、おっしゃるとおりでございます。

1か月児健康診査において、何か問題が発見された場合の対応ですけれども、診察において要検査や医療が必要と判断されれば、保護者に対して説明の上、医療機関への受診指導や、また、精密検査ができる医療機関に紹介されることとなります。虐待が疑われたり、育児上の問題があると判断された場合には、必要に応じて、市と医療機関との間で情報の連携を行って対応することとなっております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 しっかり対応されるということで、承知しました。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 関連で、1つ、歯周病検診のことなんですけども、これは10歳刻みなもので、その10歳の対象年齢になったところに、家庭に案内が行って、行ってくださいということだろうと思うんですが、その際、歯周病についての恐ろしさというか、予防とか、何かそんなものを一緒につけてやられるのかどうかお聞きしたいんです。これ要望にもなるんですが、ただ、こういうのがありますといって1枚の紙だけではなくて、是非要望ということなので、何らかのそういうものもつけて送られるのかどうか、このことをお聞きします。それから……。

藤井本委員長 案内するときという。

谷原委員 案内に多分、何か案内が行くんですよね。案内が行くんかどうかもよう分からへんですけども、10歳刻みというふうにおっしゃったから、恐らく今の健康診断なんかの対象者に郵送されているので、多分そういうことだろうと思うんですが、そういうふうな取組をされるのかどうか、これについて確認させてください。

それから、また関連で2つ行くんいいのかな。歯周病は歯周病、もう一つの乳児健診のほう、いいですか。

藤井本委員長 両方とも関連ですね。

谷原委員 1歳児の乳児の健診なんですけど、先ほどの説明の中で、1か月、4か月とたくさんやっておられます。葛城市は、私、妊婦健診も乳幼児健診も非常に手厚いというふうに聞いているんですが、これは今ずっと全部、いろんなスケジュールでおっしゃった分は、国・県の補助金がついていてこれをやっている、そういう単費のものもあるのか、どういう状況なのかお聞きしたいんです。非常に丁寧にやっておられて、全部基本的に県・国の指導に従って、その補助金の下でやっているのか、市独自でやっているものもあるのか、お願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 まず、歯周病の案内についてですけれども、はがきのほうで対象者に通知を送りますので、はがきのスペースに載る分については少し書いてはおりますけれども、あとは、歯科医院のほうからそのはがきを持ってこられた方につきましては、そういう歯周病が内臓に関わるとか、そういう情報のほうは提供してもらおうように考えております。今、行っています健診ですけれども、2歳半歯科健診、10か月健診、4か月健診、これが市単になります。それ以外の健診につきましては、母子保健法に基づいて行っております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。歯周病につきましては、実は私、歯周病が1個あるんですよ。これショックを受けまして、自分ではよく歯を磨いているつもりだったんですけど、ほかの歯の治療のときに、これちょっとあかんと言われて、先生、もっとはよ言うてくださいよと。やっぱりなる前にやらないと、予防というのがすごく大事だと僕は思うんですね。なってんのが見つかってでは遅い、そのためのあれだと思うので、ぜひ、怖い病気だと聞いているんです、知らないうちに抜けちゃうからね。歯が抜けてしまう病気だから、これは非常に恐ろしいの

で、若い人も、若いときの健康からも歯、大事なので、ぜひ何かはがきのスペースでもいいですから、やっぱり啓発、僕も若いうち、全然知らなかったし、やっぱりそういうことがあるということを是非、周知していただけたらうれしいです。

それから、よく分かりました。やられているうちの3つは市単でやっているということで、これ非常に喜ばれていることですので、葛城市が非常に手厚い施策をやっているということで、ありがとうございます。その上で質問なんですけれども、これは、この間からこの議会でも話題になっていることですが、やっぱり発達の遅れのあるお子さん、療育を必要とされる方の判断ということで、いろいろの間、議論になっているんですが、こういう健診の中で、例えばそういう発達の遅れが見つかった場合に、葛城市の対応としてはどういうふうにされているのかお聞きします。どういうふうにされているかというのは、適切な医療機関にかかってくださいとか、そこでもう一回専門的なことを受けてくださいとか、そこでこういう判断を受けたら市ではこういう制度がありますとか、そういう案内もされているのか、あるいは、こども・若者サポートセンターがあるので、そちらのほうにまず相談してくださいというふうになっているのか。このことについてお伺いします。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川です。

それぞれの健診につきまして、集団で健診をする場合は、問診等については保健師や助産師、必ず医師の診断を受けるものを1つの健診としております。特に発達が見えてくるといいますか、分かってくる1歳半以降につきましては、1歳半、3歳半につきましては、健診に必ずこども・若者サポートセンターの心理士が1人、健診に来ていただきまして、より、保健師の問診やドクターの診察の結果より、もう少し発達につきまして詳しく話を聞いたり、経過を見ていくことが必要だなということを判断した場合には、その心理士の相談につなぐという形を取っております。その健診でドクターの判断等によりすぐ精密検査ということになりましたら、その場でドクターに紹介状等を書いていただくんですけども、発達等に関しては1回の健診で見れるものではございませんので、継続的に発達について経過観察をしていかなければならないというお子様につきましては、その後、こ若の事業であるすくすく相談なりのそういった事業につなぎまして、経過を見ていっていただき、そこで必要になれば、改めて病院へつなぐというような流れを取っております。

以上です。

谷原委員 ありがとうございました。

藤井本委員長 関連ないですね、もう。

増田委員。

増田委員 関連っちゃ関連なんですけども、各種診断委託料、先ほどからございましたように、がんの受診であったり、これ、相当受診をして、私らも受診したら、市のほうからアンケートじゃないですけども、報告をしてくださいということで、報告をしたりします。私、何を聞きたいかという、この受診によって、市が勧奨している受診によって、どのような効果というんですか、早期発見ができて、やっぱりリサーチされてるんで、その辺の分析も事業効果

として分析されてるのかなというふうに思いますんで、その辺の事業効果というものをお聞かせください。

それから、これちょっと探しているんですけども、見当たらないんですけども、健康づくり事業、107ページ周辺かなと思うんですけども、クリーンシェルター設置促進事業、これ50万から16万5,000円という、減額にはなっているんですけども、私、クリーンシェルターとは何ぞやということを十分理解してないんです。クリーンシェルターというのぼりは見たことがあって。クーリングシェルターね。読み違えるほどやから、すごく存在が、のぼりがあって、クーリングシェルター、何か涼しそうな水色ののぼり旗が。辺りを見渡しても、どこにそんなシェルターがあんのかなという率直な私の感想なんです。これ、そもそも論から教えてください。2点お願いします。

藤井本委員長 1件目の質問は、もう全ての検診の効果という、そういう大人とか子ども皆含んでという話ですね。全体として市がやっている検診の効果ということについてお答えください。

松本課長。

松本健康増進課長 結果として、受診率等のほうはもちろん実績として持っておりますけれども、あと、要精検になった方とか、要観察である方に関しましては、次の医療機関につなぐように受診の勧奨等はしておりますけれども、その後の部分については、把握はしていません。今、手持ちもございませんので、ちょっと確認いたします。

クーリングシェルターですけれども、改正気候変動適応法規則、環境省令に基づきまして、熱中症対策警戒情報が発表された場合に、市町村に指定暑熱避暑施設、これをクーリングシェルターと申しますけれども、その義務が課せられまして、市内のほうには21か所、ただいま設けております。場所といたしましては、公民館と公共施設及び郵便局で、薬局さん等民間の方にもご協力いただいて、クーリングシェルターとして夏場開けていただいております。

内容につきましては、以上となります。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 受診してよかった、勧奨を受けて、特定健診を受けてよかったという、そういう成果というのは、私、何らかの形で把握して、こんなたくさんの方が、この受診によって命を救うことができたみたいな、やっぱりそういう数字というのは調べていただくというか、把握していただくべきかな、難しいと思うんですよ、これ、調査というのはね。例えばですよ、この特定健診でそういう指導を受けた、健康であった人がそういうふうな診断を受けたと。これ受けなかったら、やっぱり命、手後れになるというふうなことも想定できます。その辺のこれ勧奨する以上、受けんと怖いよみたいな、受けると助かるよみたいな勧奨の仕方というのも、これからちょっと一ひねりといいますか、一考する必要があるのかなというふうに思います。多くの方、そういうふうに言っておられるんですよ。健診を受けてよかった、やっぱり受けとかなあかん。よくがんが見つかってんと、早期発見で助かってんという方、たくさんおられますよ。逆に言うと、これ勧奨を受けて、いやもう今度やみたいなの気持ちで、手後れになる方もたくさんおられます。やっぱりそういう受診効果というのをもっともっと前に出

していただく。これ受診率を上げるということにもつながるかと思うんですけども、お勧め
いただきたいなど。一ひねりして受診を勧める。ただ何かなしに送るだけではなかなか増え
ないかなというふうに、一定のところまでいくと、なかなかそれ以上いかないかなと思うん
で。予算も組んでいただいていますし、しっかりとこの勧奨を続けていただけたらなと思
います。

それから、今、課長説明していただきましたけども、していただいても、クーリングシェ
ルター、分からないんです。具体的に私のイメージとして、クーリングシェルター。ここは
いつもより、私の知る範囲でもっと分かりやすく言いましょ、公共施設ですと。従来は28
度とか、あんまり温度を下げないで、環境負荷も含めて、そんなに冷やさないでおこうっ
て言った公共施設の一部を、やや冷たい環境にしておこうと。暑くなってたまらんようにな
ったときには、ちょっと1度、2度下げた、ちょっと涼しいスペースを開放してますんで、
駆け込んでくださいねと。これがクーリングシェルターじゃないかなと思うんです。ところ
が、言葉だけ聞いてたら、冷たい箱なんですよ。どこにあんのって。椅子があったり、涼む
ところが用意されてんのかなというイメージがあるんです。そうじゃない、公共施設の一部
を開放しますけども、そこは若干寒いっていいですか、涼める場所を開放していますよとい
うことじゃないんですか。もう一回聞きますけど。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 そのとおりでございまして、熱中症の特別警戒アラートの発表の有無に関わらず、
開設をしており、無理をせずに気軽に休憩していただけるスペースとなっております。施設
によって利用の可能な曜日や時間、人数等は異なりますけれども、公共施設10か所は、申し
上げてよろしいですか、二上山ふるさと公園、福祉総合ステーション、相撲館、當麻文化会
館、新庄庁舎、健康福祉センター、中央公民館、新庄文化会館、歴史博物館、公民館の疋田
分館で民間施設11か所ですけれども、新庄郵便局、忍海郵便局、新庄疋田郵便局、長尾郵便
局、オークワ葛城忍海店、スマイル薬局当麻寺店、スマイル薬局尺土店、ネッツトヨタ奈
良新庄店、奈良トヨペット新庄店、中造園、みどり工舎、この21か所となっております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。市民に対して、クーリングシェルターはいいですわ、もう文字は、暑くな
ったときに駆け込む場所ですよということを、分かりやすく誘導できるのぼりのほうがいい
んじゃないかなと。21か所の入り口のところに、そういう、用がなかっても郵便局、暑くて
たまらんときに気軽にお逃げくださいって、ちょっと変な表現ですけども、駆け込みが可能
ですよみたいな、そういう誘導をしていただくほうが、クーリングシェルターとしての効果
というか、利用者も分かりやすく利用していただけんのかなと。あののぼりだけでは、私、
気軽に利用できるような誘導手法じゃないというふうに思いますんで、ご一考をお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 それでは、予算書の108ページ、5目母子保健事業費の18節負担金補助及び交付金の不妊

治療助成金についてお伺いいたします。予算案のポイントは7ページになります。予算額は585万5,000円ですね。予算案のポイントを見ますと、従来より実施している一般不妊治療費助成に、生殖補助医療に係る助成を拡充しますというふうに記されております。また、令和6年度の予算書に記載されていた一般不妊治療助成金は225万円でありましたので、予算額が大きく増えております。この事業の詳細について、ご説明をお願いをしたいと思います。

それから、予算案の112ページ、これは8目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金の再生資源集団回収助成金についてなんです。令和6年度、130万円の予算がついてたんですが、令和7年度は100万円ということで、30万円減っております。この減額の理由、補助対象の団体が減ったからなのか、あるいはもう回収されている紙類がもう量が減っているのかということ、また、理由としてどのようにお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、113ページ、8目環境衛生費の17節備品購入費なんです。これは管理用備品購入費とありまして、予算案の概要の37ページを見ますと、特殊自動車ローダーというものの新規購入ということで、おひさま堆肥を作る工程で、堆肥の切り返しを行うためだというふうなことでありました。この時期の購入となった理由について、お伺いをしたいと思います。また、今回購入するんですが、それまではどのようにされていたかについてもお答え願いたいと思います。

藤井本委員長 3点。

松本課長。

松本健康増進課長 不妊治療助成金の585万円についてです。

令和元年より実施しておりました一般不妊治療費助成事業に加えまして、令和7年度より、生殖補助医療費助成事業を開始いたします。不妊治療のうち生殖補助医療とは、体外受精や顕微授精など体外で受精卵を取り扱う高度な不妊治療のことです。不妊に悩む夫婦等の経済的な負担を軽減し、若い世代がライフプランとして、妊娠・出産を視野に入れ、積極的な治療に取り組めるよう支援することを目的としております。奈良県において令和7年度より、奈良県不妊治療費助成を行う市町村への補助事業実施要綱に基づき費用助成されることとされたために、この枠組みに従いまして、本市においても実施いたします。予算額の内訳といたしまして、一般不妊治療費助成金のほうが135万、生殖補助医療費助成金のほうが450万円です。拡充予定の生殖補助医療費助成金の助成内容ですが、受診時の自己負担額の2分の1について、奈良県の補助基準に当てはめ、本市では1年度15万円を上限として助成いたします。対象者といたしましては、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満、あと市民であることなどです。県の補助基準と申しましたけれども、保険適用の治療回数は、40歳未満であれば通算6回、40歳以上43歳未満であれば通算3回、その保険適用回数を超えた場合も、2回までは助成するというような基準になっております。申請のほうは、治療終了日の翌年度末までを期限といたします。また、同一の方が複数年度にわたって治療を受けられることがありますけれども、最初の助成から5年間の間、助成いたします。

内容につきましては、以上でございます。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、再生資源集団回収助成金の減額理由なんですけれども、こちらにつきましては、回収対象であります新聞、雑誌等が減少しておるといふうなことで、全体の回収量が減少しているため、減額をさせていただいておるといふうな状況でございます。

2つ目のローダーなんですけれども、実は今、これ現在もローダーを使用しております。この、今現在、使用しているローダーというのは、旧當麻町のクリーンセンターで使用していたものを使用させていただいております、近年故障も増えていることから、新規購入をさせていただきたいというような経緯になっております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 不妊治療助成金につきまして、詳細な説明いただきまして、ありがとうございます。一般不妊治療費助成に加えて、新しく生殖補助医療費助成、これが開始されるということですが、この2つの助成の関係についてお伺いをしたいと思います。不妊治療を受けられる方は、この助成のどちらも受けられるのかということ、もう片っ方しか受けられないのかということと、また、何人ぐらいの方が助成を受けられると見込まれているのか、その2つお伺いをしたいと思います。

それからあと、再生資源集団回収助成金については、新聞、雑誌が減っているというふうなことで、承知いたしました。これ過去にご答弁いただいたと思うんですが、回収の助成については、1キログラム当たり5円だったというふうに聞いたと思いますが、これは現在も変わらないの、この認識で間違いがないのか、確認したいと思います。また、県内のほかの自治体と比べて、この金額というものは、どの程度なのかというふうなことですね。私は、この補助というのは今後もやっぱり続けていただきたいなというふうには思っているんですが、実際にこれを利用されている方のご意見とか、どのように受け止められているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、これローダーにつきましては、令和7年度購入のローダーは、これ重機ですよ。何かがつという機械なので、それ相応の運転免許が必要だと思うんですが、どういった運転免許が必要なのかということと、それから、これを操作される方の確保、これについて、今まで使っておられたわけですから、それを使っておられた方がまた再度、その方が引き続き使われるという形になると思うんですが、その確認、お願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 一般不妊治療ですけれども、これは生殖補助医療以外の不妊治療で初期段階でされる治療でございますので、この一般不妊治療を経て、生殖補助医療に移られるという方ももちろんいらっしゃいますので、そういう方につきまして、どちらの助成も申請されることになります。また、生殖補助医療につきましては、医師の判断によっては一般不妊治療を経ることなく、生殖補助医療を受けられることもありますので、この方につきましては、生殖補助医療のみということになるかと思います。

続きまして、件数の想定ですけれども、一般不妊治療、生殖補助医療、どちらとも令和6年度の予算のときと同様に45件ずつを見込んでおります。

以上です。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 まず、再生資源集団回収助成金の単価なんですけれども、委員お述べのとおり、キロ5円を助成させていただいております。これの近隣の状況どうなのかということなんですけれども、近隣10市町村、確認をさせていただいております。一番高いところで、御所市さんで6円、これ、ただし条件がありまして、直接クリーンセンターに持ち込んでいただくと。あとは4円、3円、2円と、うちよりも安い金額になっております。

それとあと、今後どうするのかというお話なんですけれども、継続をさせていただきたいという中で、令和6年度の参加してくださった皆さんに、窓口のほうで聞き取り調査をさせていただきまして、令和7年度も引き続き事業を継続していただけますかというふうな質問をしたところ、皆さんが快く継続しますよという回答をいただいております。令和7年度の予算を編成させていただいたような状況になっております。

続きまして、ローダーの免許というお話なんですけれども、これ正確には免許ではございません。講習を受けまして、小型車両系建設機械の運転業務に係る特別教育という、こういう講習を受けたら運転できるというふうな形になっております。今現在も使用していると先ほど言いましたとおり、今現在、環境課でお願いしております会計年度の任用職員さんが操作をさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ローダーの件、講習なんです。免許じゃなくって。分かりました。今運転されている方が、例えば何らかの都合で退職とかされたときに、また、免許を持っている人、確保しなきゃいかんのかなと思っていたんですが、そうじゃなくて講習で、また受けに行ってくださいという形になるんですね。承知いたしました。

それから、再生資源の集団回収につきましても、やっぱり市民の方に今日聞き取りをされたら、やっぱり継続を望んでおられるということで。それからあと、葛城市のほうも、キロ単価の値段も近隣のまちに比べてもいいということを理解いたしましたので、引き続き続けていただきたいと思います。

それから、不妊治療助成金のこれにつきましても、大きく拡充されるということと、それからあと、45件ずつ見込んで、予算を積算されているということですね。当事者の方々は本当に大変な負担と、それからお金も非常にかかるということで、それを少しでも軽減するために、令和7年度からいい措置だと思いますので、これまた、ひいては子どもを持ちたいと言われる方々の負担を減らすように、皆さんに対して、そういう治療を望まれる方々に対しては、原課のほうでも丁寧な説明、寄り添った説明をして利用していただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

藤井本委員長 石橋課長、一番最初、集団回収のところで、新聞とか雑誌は減少しているというふうにお答えされましたやんか。あれは、確認だけしておきたいんだけど、世の中の新聞や雑誌とかいうのが減ってんのんか、それとも集団回収される方が減って、団体がそのままあるとしても、方が減って量が減っているのか、もう全体として世の中が時代としてそれが減っているというふうにも取れるんですけど、そこちょっと正確にお答えしておいてもらいたいと思います。

石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

過去にクリーンセンター所長をしていたときにもお話しさせていただいておったんですけども、ペーパーレス化というふうな形の中で、新聞とか雑誌とかの購入・購読が減っておるというのが、まず1つございます。最近大っきな道を走っておりましたら、道路沿いで民間のほうで回収しますよというふうなスポットができておまして、そちらのほうに持ち込んでおられる方もおられるというふうな中で、回収量が減ってきているんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 だから、回収量が減ってきているということやね。そういう原因、要因があつて。

石橋課長。

石橋環境課長 うちのほうの回収量自体が年々減ってきておる状況です。

藤井本委員長 ということですよ。世の中が減っているという。

石橋環境課長 はい。

以上です。

藤井本委員長 分かりました。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ページ数109ページ、4款1項保健衛生費、7目保健施設費についてお伺いします。この予算の中には、項目として一切計上されていないものについて聞こうと思っております。それは何かと申しますと、當麻保健センターという施設がございます。この保健施設について、全くこれまで予算が計上されておりません、私が議員なって7年になりますけれども。一方、新庄健康福祉センターは運営事業及び管理事業として計上されています。この當麻保健センターにつきましては、2款総務費のところで質問させていただいたんですが、担当課のところで、所管のところで担当課のところで聞いてくれということだったので、それでお聞きしたいと思いますけど、実態今どうなっているのか。當麻保健センターという建物がどういうふうな利用になっているのか、そこで実際、保健事業が行われているのかどうかも含めて、お願いします。これが1つです。

それから、2つ目ですけども、環境課関係になりますけど、113ページの4款1項8目地域環境対策支援事業ということで、予算案の概要は38ページとなっております。そこに、不法投棄対策に係る経費とあるんですけども、この内訳、どういうことをされようとしてい

るのか、どういう費用なのか、お聞かせください。

それから、3つ目ですけれども、119ページになります。4款衛生費、2項3目18節の葛城地区清掃事務組合負担金ということで、これは御所市にあるアクアセンターへのし尿等の持込み等、そこで処理している、その事務組合に対する葛城市の負担金ということですが、これも、これが昨年予算と比べて増額となっておりますので、どのような増額理由なのか教えてください。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 當麻保健センターの建物の管理につきましてですけれども、それは、こども・若者サポートセンターのほうが行っております。管理につきましては。

藤井本委員長 これ、副市長か市長が答えないと、もう分かんないよね。當麻保健センターという看板、入れ替えるとかいう話もあったけども、谷原委員さんがおっしゃっている部分ですが、残ってんのは残っているわけですよ。今どういう実態ですかかって聞かれても答えられないし、これは上というか、市長または副市長のほうで答えていただかないと、実態はほんまどうなってるのやと、どうすんのやというところは。

谷原委員。

谷原委員 當麻保健センターというふうに建物があって、条例もあるんですよ。条例の中には何をするかまで書いてあるわけです、そこでね。設置条例だから。だから、実態としてどうなっているのか。実際にそういうふうな条例に従って、保健所としての職員さんもいて、活動もされているのかとか、実態ちょっとお聞きしてます。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 現在、當麻の保健センターのほうでは、乳幼児健診や集団健診等は行っておりませんし、健康増進課の職員も常駐はしておりません。ただ、予防接種の申請や健診の申込み等は、當麻庁舎の総合窓口課のほうで対応はしていただいておりますけれども、ただ、こども・若者家庭センターの設置運営要綱に基づきまして、健康増進課とこども・若者サポートセンターのほうが連携して、母子保健に基づく業務を実施するということにもなっており、実際そうでありますので、保健センターにおいて面談を行うなどのケース対応等は、健康福祉センターだけではなく、當麻保健センターにおいても行っております。現在連携して行っている母子保健事業ですけれども、今後はこども・若者家庭センターに集約していく予定をしておりますので、健康増進課の業務につきましては、令和8年度に向けて例規整備を行っていく予定をしております。

以上になります。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

不法投棄対策に係る経費の内訳ということなんですけれども、令和7年度につきましては、消耗品としまして、不法投棄禁止啓発用看板を作成させていただきます。金額で10万8,900円となっております。

続きまして、葛城地区清掃事務組合の負担金が増額している理由なんですけども、こちらにつきましては、葛城市が搬入しておりますし尿処理量が、令和5年から令和6年対比で増加したためとなっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初に、當麻保健センターの件ですけども、例規集も見直すということだから、建物の性格も含めて検討していただくということだろうと思うんですが、そこで、追加の質問なんですけども、こども家庭センターということについて、柴田議員が令和6年の第1回、この予算特別委員会でも聞かれて、第2回でも聞かれて、その際、松本課長から、あるいは葛本部長のほうから、国のほうが児童福祉法を2022年に改正して、2024年から、こども家庭センターを設置する努力義務ができましたというふうに答弁されています。ネット上でこども家庭センターを引くと、近隣市、こども家庭センターでばーっとホームページ、検索出てくるんですけど、葛城市は残念ながらまだ出てこないんですが、先ほどありましたように、こども・若者家庭センターという、葛城市は非常に先進的にやってこられましたので、それぞれの頑張っているところが1つになって、そういう名前になったのかなというふうに思ったんですが、そういう認識でいいのかどうかお聞きしたいんです。いわゆる児童福祉法に基づくこども家庭センターとして、今おっしゃった名前が出てきたのかなということについて、これ確認なんです。

それから、2つ目なんですけれども、不法投棄に関わる経費ということで、禁止看板ということなんです。これ1か所だけの看板ということなんですかね。つまり私が伺いたいのは、不法投棄について、幾つかのところでおられるところがあります。例えばそこへもう防犯カメラ取り付けしてくれと。もうしょっちゅうごみをほられると。それも布団をほられるとかね。大きいものをほられるとか、そんなん困ると。そういうふうなことの対策ではなくて、何かもうこの予算化されている分については、この箇所にこういう看板をつけるからこういう予算になっているということなんでしょうか。それとも、今後そういう不法投棄についてご相談があったら、そういう看板取り付けますよと。だから、ある程度数を見込んで、こういう形状になっているのか、どちらなのか聞かせていただいたらと思います。

それから、葛城清掃事務組合のほうですけど、し尿の持込みが増えているということで、この理由は分かりますかね。普通、水洗化が進んでいくと減っていくもんだと思っておりますが、浄化槽の分が増えているのか、何なのかちょっとよく分からないので、増えた理由についてお聞かせください。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。お願いいたします。

こども・若者家庭センターにつきましては、先ほど谷原委員さんに言っていましたとおりになっております。葛城市につきましては、母子保健と児童福祉、若者支援機能を併せ持つというところで、葛城市こども・若者家庭センターとして、現在支援を行っているところでございますが、先ほど申しましたように、令和8年度に向けまして、現在は実

際子ども・若者サポートセンターと健康増進課のほうが協働して、母子保健事業についての部分についてはやっているところですが、そちらのほう一体化させていくというところで、現在、事務の整理、それで先ほど言っていたいる當麻保健センターの在り方についても調整していく予定をしておりますので、ただ、今もちろん連携をしてきっちりやっているというところがございますので、よろしく願いいたします。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

まず、不法投棄の看板の件なんですけども、A3サイズで60枚の看板を2種類、作らせていただく予定をしております。1つにつきましては、法的なことを書いた、例えば不法投棄したら5年以下の拘禁刑、1,000万以下の罰金というふうな厳しめの看板と、もう一つは、ポイ捨て禁止ですよというふうなちょっと優しめの看板、こういうのを2種類作っております。村の区長さんとかからご連絡いただきましたら、こういうのを出させてもろて、まずはその看板の設置から様子を見ていただくと。内容によって、この看板の種類も変えさせていただきますというふうな状況になっております。

葛城清掃事務組合のし尿の処理量が増えた理由なんですけども、先ほど委員さん、言われたように、この増えた理由というのがなかなか分析が難しいんですけども、昨今、葛城市の状況を見ておりましたら、住宅の建築現場とか、結構臨時のトイレというのが置かれているんですね。例えば5年の1月に最終汲取りしたのと、6年の12月に最終汲取りしたのが、たまたまその6年に集中した場合、こういうふうなことが起きるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、子ども家庭センターについては令和8年に向けて、今、事務上も整備されているということでありました。私の最初の問題の意識は、當麻保健センターと、あれいつまでこんな、そうなんやと思うと同時に、こ若センターが使っていて、こ若センターの看板も非常に古くて暗いので、ぜひ、この際、きれいにリニューアルも含めて、本当に子ども・子育てのまち葛城市にするために、いいものにしていただけたらと思います。設置条例を多分新しくつくっていただけそうなので、その設置条例に併せて建物そのものも、ぜひ本当に子ども・家庭を支援する、子どもたちが寄ってきて本当に温かいというふうな雰囲気のものにしていただけたらと思います。

それから、不法投棄については、ありがとうございます。いろいろとご要望が多いもんですから、葛城市はごみが無償ですので、近隣市は有償ということで、もう朝、ほつていかれたり、その関係で、もう曜日関係なく、ごみ集積場に他市から、車のところからぼんとほられるということは多々あったりして、非常に困っておられる大字が多いので、たくさんの看板を作って、要望があればそれに応じて設置していただけるということなので、様子を見ながら、2種類もあるということですので、そういう丁寧な対応をしていただいて、本当にありがとうございます。

それから、葛城地区清掃事務組合のし尿の処理量が増えたということについては、分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 今の谷原委員の関連なんですけど、8年度に向けて、こども・若者家庭センターというのを設置していく方向であると今答弁いただきました。私、今の保健センターの場所を、今そのような形で、そこが子育て、また相談者のそういった拠点になるというその位置づけはいいんですけども、以前に複合施設の當麻複合施設になる議論があったときに、そこをあまりオープンにしないというか、どちらかといえば相談者の人のプライバシーというか、そういうものを保護していくというような考え方を聞いたんですけども、今、この方向で、今聞いとかなあかんかと思っているのは、今後その場所が、家庭センターというような、まだ次の8年度のことやけども、7年度に計画していきはるから、あえて聞かせていただくんですけど、そういう、ここが家庭センターですよというような表示の仕方をしていくのか、いかないのか、そこはどんなふうと考えてはんのかなって、そこは重要な部分違うかなと思うんですけども。以前は外から出入りをしないというような、複合施設の中から入れるようにというふうな答弁をいただいたことを私記憶しているんですけども、あえてプライベートを守ると、プライバシーを守るということで。そういうことがあると、今言われているような、オープンにしていくということもどうなのかなと。あそこあえて何で保健センターにしているのかということも、今理由があるのかどうかというのもお聞きをしたいところなんですけども。そういう複合施設の内容のときに、あのときにふたかみ教室との兼ね合いの話で、中から入っていける入り口をというふうな話があったんですよ。記憶あると思うんですけど、議員さんは。その辺は整理されてるのかどうかお聞きをしたいと思います。

藤井本委員長 先ほどからも聞こうとしてんの。副市長、全体に絡んでくるんで。

東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの川村委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

複合化施設のときに、ふたかみ教室の件では、確かにそういう議論もあったかなというのは記憶しておるところでございます。それで、この令和8年度に向けて、例えば条例であったりとか、そんなんもちょっと触らなあかん部分等々出てきます。それですので、大々的にこども・若者家庭センターというような看板を大きく立てて、それでなおかつ、そういったプライバシーの保護という部分は、今後、ちょっと詰めていかなあかんのかなというふうに思っております。場所も、今のある保健センターからこちらの新庄健康福祉センターのほうに変わってまいりますので、看板は大々的に立てたとしても、そういったプライバシーを守らなければならない方たちのための入り口であったりとか、そういうふうな整備は今後していかなあかんのかなというふうには思っておりますので、ちょっとここでは即答はできませんけれども、これから条件整備等は進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員、いいですか。それをお願いします。

ほかに。

増田さんのほうが早かった。

増田委員。

増田委員 それでは、まず、先ほどの関連になるんですけども、112ページの集団回収の石橋課長のほうから御所市の事例をお聞きして、市の処理場に持ち込まれるというお話ございました。通常、集団回収の持ち込み場所としては、民間のそういう資源、リサイクル回収業者さんですか、ちょっとよく分からないんですが、そういう業者さんに持ち込んで、換金されてるというのが通常なんかと思うんですけども、例えば御所市のように、葛城市の施設に持ち込むとすれば、市として、持ち込まれたものを換金するような、そういう仕組みってできるんですか、できないんですか。それだけちょっと。

それから、113ページ、工事請負費の2,032万8,000円、これ多分、概要で示していただいているおひさま堆肥の移転に伴う費用かなというふうに思うんですけども、今、高田パイパスの下でお借りをして、それが、ここの概要によりますと、期限、令和7年9月に契約が切れると。新しく移転をされるということですけども、現状も近隣のほうからも、最近そんなに苦情等々はないんですけども、移転をされるとなると、また移転先での地域の合意形成等々、必要になってくのかなというふうに思います。その辺のところ、お話、スムーズな地元とお話できてんのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。私もこのおひさま堆肥のすごく農業用の1つの資材としては、特にオーガニック農業をされている方からは、非常に高い評価をされています。用途、使い道によっては、非常に付加価値といいますか、今後も貴重な農業資材として運用できるものであるかなと思いますので、その辺の有効活用も含めて、今後ともしっかりと進めて、運動といいますか、こういう堆肥事業を進めていただきたいと思うんですけども、その辺の移転先の問題について、クリア、協議されてんのかということ。

それから、3つ目は、118ページの資源ごみ回収事業の需用費の8,377万6,000、これ出ましたか、出てないですね、まだ。リサイクル施設の点検、修繕ということで、高額な修繕になっていますけども、内容についてお聞かせください。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしく願いいたします。

1問目の再生資源のことについてお答えをさせていただきます。先ほど課長、答弁させていただきました。御所市さんがクリーンセンターに持ち込んで買われてるということは、ちょっと私も把握してなかったんですけど、通常、委員さんおっしゃっていただいているように、地元が出されて、廃品回収業者が引き取られる。その量についてのキロ当たり5円の補助金を出しているというのが通例ですので、葛城市におきましては、クリーンセンターのほうで、また無償で回収のほうはさせていただいておりますけども、クリーンセンターで買い取るということについては、無理なのかなというように思っております。

以上です。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 2つ目のほうのおひさま堆肥のお話なんですけども、まず、現在の状況等からお話しさせていただきたいと思います。現在のおひさま堆肥場につきましては、ごみ減量化の一環として、平成22年10月からNPO法人エコ葛城市民ネットワークに委託をし、高田バイパス高架下をお借りして事業展開を行ってまいりましたが、令和7年9月30日をもって契約満了となります。現在のおひさま堆肥の実情は、モニター数473人で、令和5年度の実績としまして、約174トンの生ごみが搬入され、年々増加傾向にあります。ごみ減量化の大切な事業でもあることから、新たな候補地を検討しておりました。周辺の状況も勘案し、現在のバーベキュー場が最適であると考え、近隣の所有者や地元区長と協議したところ、事業の趣旨に一定の了解をいただき、同意いただいております。以上の理由により、今回、移転計画を計画するものであります。

以上です。

藤井本委員長 クリーンセンター、西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川です。よろしく申し上げます。

今、委員さん、お問いのリサイクル施設の修繕、点検の費用でございますけども、こちらの費用のほう、今までも毎年点検、修繕を行いまして、その点検後の不具合箇所が指摘された箇所を、翌年予算を取って修繕してまいりました。令和6年度の点検で、さらに修繕必要箇所が増加していることが判明いたしまして、令和7年度には施設稼働9年目となり、そろそろ大規模修繕が必要な時期が来ております。その中でも大きな修繕項目として、今まで修繕、まだしておらなかった破砕物搬送コンベアの全部取替えという大規模な修繕が必要になってきております。費用高騰の原因にもなるんですけども、廃棄物施設の部品や部材はメーカーの特注品であることが多く、昨今の物価高により価格が著しく高騰しており、また、労務単価の高騰も相まって、費用が増大しているのも理由となっております。そちらの修繕、点検の内訳なんですけども、まず費用、金額大きいものから説明させていただきます。一番費用が大きい修繕箇所、破砕物搬送コンベア交換修繕が5,806万3,000円、次に高速回転破砕機整備が1,094万円、次に、ペットボトルほか圧縮機修繕が683万6,000円、次に、その他コンベア類整備が285万7,000円、次に、可燃ガス検知器の交換が59万6,000円、あと、設備全般の点検費用といたしまして448万4,000円で、合計8,377万6,000円となっております。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。集団回収での市の持込みというのは無償になるということですね。できることなら集団回収して、市が引き取っていただいて、契約している廃品回収業者にまとめて有利な価格で換金していただくというのが一番理想な形なんですけど、いやもう直接行ってくれというお話なんで、従来どおりそういうことになんのかなと。ただ、集団回収をされて、業者さんが取りに来ていただいて、持って帰っていただく分には、負担もないんですけど、ある地域の場合は、これ、ほかにそういう例ないと思うんですけど、寿連合のお年寄りの方が集団回収をやっておられるんです。近隣の業者さんまで持ち込まれるという

ことで、輸送にかかる負担なり、車に乗って移動されるんで、危険な状況のようなこともお聞かせ願ってるんで、市がそういう間に立っていただいて回収というようなことも、今後ひとつご検討いただけたらと思います。

それから、おひさま堆肥、これ、そういうNPOの団体の方で運営していただいて、非常に生ごみの減量化に役立っていただいて、さらに、そういう成果物といいますか、堆肥を活用されて、非常に環境に優しい活動であるかなと思いますし、もっともっと量を増やしていただくようなことも、いいかなと思うんですけども、移転先の合意形成がきちっと図っていただいたということで、もうそれについては安心をさせていただきました。

3つ目のリサイクル施設の点検、8,000万の大規模修繕が来た。9年目の施設ということで。これって、管理は業者さんに運営していただいているんですね。こういう非常に多額の初期投資をした施設の維持に係る修繕、当然、このぐらいはかかるでしょうというのは、ある程度、10年とか、15年先まで、次何年たつとここを交換とか、点検したら悪かったじゃなしに、当然、経年劣化、想定できる修繕費というのが、私、計画として持つとくべきと違うかなと思うし、持っておられると思うんですけども、大体想定内の修繕なんですかね。今年、令和7年度は8,000万でした。令和8年度は、令和9年度は、大体今後このぐらいの費用が継続的に発生するんだよというシミュレーションというのは、お持ちなんですか。

3つだけ、3つ目だけね。

藤井本委員長 クリーンセンター、西川所長。

西川クリーンセンター所長 今、委員さん、お問いのリサイクル施設の修繕の計画のほうですけども、私どものほうでも、10年単位、約10年の計画というのを立てております。ただ、立てておりますけども、毎年点検の後に新たに修繕が時期が予定よりも早まっている場所があったり、逆にまだそこ予定してたけども、まだ修繕しなくてもええというところは、毎年の点検で確認して、年々変更とかもしておりますけども、ここ数年は、資材費と人件費の高騰で、毎年金額のほうも大きく変動とかもしております。ただ、各交換部品の推定される使用年限というのも定めておりますので、おおむねその年限によって交換を進めているという状況ではございます。今回、破碎物搬送コンベアという一番大きい部品も、通常メーカーの使用期限六、七年という指定がございましたので、それが今、丸8年まで使えておりますので、ほぼそのとおりに来ていると思います。ただ、あくまでもそれは工業製品になりますので、全てが想定している年限もつかといいますと、そうでない場合もありまして、そういうときは、今後の修繕費に影響で変わってくるという場合もございます。それは毎年点検の後に、計画の修繕とか、業者と打合せしまして、変更しながらも、大体の目安と次どこが修繕するという計画は持っております。

以上です。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 ちょっと補足のほうだけさせていただきます。今回、8,300万ということで、多額に費用のほう上がっておるんですけども、先ほども所長が答弁させていただきましたように、10年計画で大体年間これぐらい要るなという数字は持っております。その中で、今回一

番高額な破砕物コンベアというのが、通常でしたら令和8年度でする予定をしておいたんですけども、経年劣化等によって、ちょっと危ないということもあったんで、1年前倒しのほうをさせていただいて、令和7年度予算に計上させていただいておりますので、今回、8,000万というような額になっております。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。想定内のこれだけの施設を運営するに当たって、経年劣化等のシミュレーションもした中で、大体このぐらいの費用が発生するであれという想定内の修繕であるということを理解しました。逆に言うと、今後、9年目ですか、今後このぐらい、大きくぶれはないにしても、七、八千万ぐらいの部品交換なりを継続して発生するであろうという、そういうシミュレーションなんでしょうね、恐らくね。今年だけが、8年の予定が7年になったんで、かぶっている部分はあるかも分かりませんが、大体七、八千万ぐらいで推移するであろうと、こういうことですね。特別今回、とんでもない修理が発生したということじゃないということですね。分かりました。

藤井本委員長 関連ないですか。

谷原委員。

谷原委員 関連でちょっとお聞きします。今の質問との関係する予算について先にお聞きしたいんですけども、119ページの4款2項2目12節のリサイクル施設補修費精査業務委託料というのがあります。これがどういうものなのかということをお聞きしたいんです。つまり、リサイクル施設の、要は補修に係って、やっぱり調査をして精査するような業務であると思うんですけども、これはどういうお金なのかというのが分からないんですよ、そもそも。リサイクル施設の管理・運転、収集・運搬も含めて委託をされてて、そこにこういう当然機器の点検とか費用とか入っていると思うんですけども、これはまた別の検査なのか。昨年度と予算が違うので、毎年異なるのは何でなのか。リサイクル施設の修繕に関わることで、このことを先にお聞かせ願えないでしょうか。これが1つね。関連で。

関連でなんですが、私は一般廃棄物の処理については、コストが大変かかると、それから不透明であるということで、環境省もこれについては、住民にコストをちゃんと説明できるようにしなさいということで、環境省のほうは、一般廃棄物会計基準というのをつくって、なかなか統一した基準がないので、これでやりなさいということで過去で、最近では令和3年に改定されていますけれども、こういう会計基準で、実際に葛城市では会計処理を調べてはるのか、コスト計算されているのかどうか、このことについてお伺いします。

藤井本委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。

ただいま質問ございましたリサイクル施設補修費精査業務委託ですけども、これ今年からの新規事業でございます。その事業の目的ですけども、廃棄物処理施設の点検・修繕工事は、その特殊性からプラントメーカーに随意契約することが多く、積算は見積書によらざるを得ないものも少なくありません。工事費の妥当性、透明性の確保や事業の説明責任を果たすた

めに、プラントメーカーから出された見積書を第三者の立場で精査し、適正な積算基準に基づいて事業費の算定を行い、リサイクル施設保守・点検・修繕工事費の低減を目的としております。また、当事業の委託業者は入札により決定します。今まで工事費の内容につきましては、プラントメーカーと見積りの内容とか積算の根拠、疑問点とか業者に質問して、回答を求めるというやり取りを、私ども職員と業者間でやっておったんですけども、廃棄物施設の維持管理、修繕の設計・積算には、高度な専門知識を必要とするために、事務職員が一朝一夕に習得するのは困難でございます。ついては、その内容と金額の妥当性を確認するために、管財課の設計支援担当にも相談を経て、県内他市で見積り精査業務委託の実績のある市町村にも調査を行いまして、専門知識にたけたコンサルタントにその見積り精査を依頼することは、適切な内容・金額での修繕実施に一定の効果があることが分かりましたので、業務委託をさせていただこうと考えております。

そちらの大ざっぱな内容なんですけども、修繕に必要な部材、部品の必要性、数量、価格の適正性の精査、次に労務費の労務単価、人工数、歩掛の適正性の精査、さらに、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、技術経費等の適正性の精査、さらに、見積り修正支援業務として、見積りを精査した結果に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、見積り発行先に対して聞き取りを行い、適正・適切でない箇所を発見した場合は、担当者に伝えて協議する。また、見積書の内容や価格が明らかに適正・適切でないという判断に至った場合は、本市と協議の上、本市に代わり、見積書発行先にその理由を伝え、見積書修正の必要性を申し出るという業務も入っております。

先ほど委員さんお問いの環境省のそういう費用とか、そういう積算とか、そういうことなんですけども、私どもの中でいろいろ調べたりもしている範囲内では、それが数字的に分かるものが、なかなか見つかってはおりませんで、ただ、そういう廃棄物処理施設の修繕の積算の手引であるとか、そういう要領という書籍はあるというのは見つけまして、それを今回購入して、こういう基準に基づいて見積りも積算してほしいというふうな旨は伝えております。

あと、今まで修繕委託という形で工事、修繕してたんですけども、やっぱり内容の透明性を図るために、工事として委託という形で、竣工の際には、市役所の検査員を伴った検査を行いまして、最終的には工事の内容の増減によって精算もするという形を持っていきたいと考えております。

あと、委員さんお問合せの去年の予算と違うということなんですけども、それはもう……。

(発言する者あり)

西川クリーンセンター所長 すいません。

そしたら、以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つ訂正ですけども、新規事業ですので、こういうふうにして、補修費の費用を、ある意味では第三者というかな、に専門的な知識を持つコンサルタント会社にその妥当性を判断していただこうと。それでコストを下げたいということだろうと思いますので、これはあるべきかなと思います。できたら、可燃ごみのほうも同様だと私は

思っております。やはりこうした廃棄物施設を造るときに、私、過去、議会でも申し上げたんですが、例えば、他市でその導入のときには、やっぱり専門家を入れて、コスト等をきちんと測って、大きく施設を造るお金を削減したという事例、非常に全国的に有名な事例がありましたけども、それも紹介しましたが、やっぱり専門家でないと分からない分野だと思うので、私はこれは非常によくやっていただけるなというふうに思いますが、問題は修理費が、いずれにしても非常に高くついて、昨年も1,900万余り、今年また8,300万ですか、2年間で1億円。これリサイクル部分のところだけですね。可燃ごみは違いますから。これについてですが、コスト計算はされているかどうか。先ほど環境省のそういう会計基準のことをご紹介しましたが、例えば、このリサイクルでコストをかけているわけです。瓶、缶、その他。例えば瓶、例えば1キロ当たり幾らかけて処理しているのか、これコスト出してください。これ出ますか。つまり、それが会計なんですよ。会計基準を設けて、何でそういうコスト計算しなさいかというたら、コストが分かるようにしなさいということなんですよ。だから、それを市民に説明できるようにしなさいということは、環境省の本来の透明化の目的ですから。例えばいろんなものを集めてきます、分別します、いろいろお金かかります、施設もかかります、人件費も要ります。最終的に売り払ったら、売払い金額が入ります。最終的にこれぐらいのコストになりますと。それがいいのかどうかね。そういうのを出そうとしているのか、これだけ聞きます。

藤井本委員長 その部分だけお答えください。

西川所長。

西川クリーンセンター所長 今、お問合せのコスト計算ですけれども、それを特にうちのほうで、特段意識してしてるというのではないんですけども、廃棄物処理事業実態調査という調査がありまして、そちらのほうで資源ごみの収集に係る分と費用と、そういう、1トン当たりという価格とかというのは出るようにはなっておりますけれども、そちらのほうでは、ちょっと今資料が手元にないんですけども、奈良県内で施設持っている中でのある程度比較というのは、できる状態ではあります。ただ、葛城市の順位のほうは、それほど優秀でもなかったとは記憶しておりますが、そういう手法もありますので、その辺はまた詳しく調べて、認識はしていこうと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、なぜ私、これコストを言うかといいますと、極端に言うたら、これ葛城市でやる必要ないわけです。民間事業者がいるわけやから。これまで何でもかんでも、行政で受けるんじゃないに、民間委託、民間委託って言うているわけやから、今の時代。行政が全部、負担がある場合は、コストが安い民間事業者に渡すこともできるんですよ。確かに立派な施設は造りました。でも、ランニングコストが非常にかかるようなことをまた続けるのは、これは愚の骨頂で、コンコルドの誤りですよ。資金を投入したらそれを続けなあかんというのはね。どっかで見切りつけて撤退するということができないから、僕聞いているんですね。本来この施設を造るということで、造ったんだけども、少なくとも

これだけランニングコストがかかってくるようになった場合に、本当に維持していくのかというのは、どっかで私は葛城市、決断しないと、財政事情もありますから、私はもうその観点からだけでずっと言っているんですけど、ぜひよろしくをお願いします。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 ちょっと確認だけ。113ページのおひさま堆肥に関係するところで、先ほどというよりも、多目的広場のところに持って行かれたということですけども、その確認ですね。令和5年の決算のときに、あそこの利用が一部、今休止中ということで、考えていくということですけど、ここに持っていかれたということは、バーベキュー場はもう再開しないということではないのかどうかという確認。ちょっと予算とあんまり関係ないかもしれませんが。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

環境課といたしましては、バーベキュー場の再開は考えておりません。また、おひさま堆肥事業は、ごみの減量化やゼロカーボンの観点からも非常に重要な事業でございます。ご理解をお願いいたします。

藤井本委員長 私も地域の方から聞いてて、あそこで地域の方におひさま堆肥されるということで、バーベキュー広場がなくなんねんということは聞いていましたけども、バーベキュー広場ってというのは、何年休止されたのかな。休止される前というのはそれなりの利用があったと思うんですよ。いわゆる目的があったところを、老朽化か何らかの理由で休止をされてた。今度、目的外に使うわけですよ。おひさま堆肥は大事なことから、それはそれでいいんだけども、今まで目的あったものを、もうやらないつもりですということなんやけども、この判断というのはどのようにされたんでしょう。

西川部長。

西川市民生活部長 バーベキュー場につきましては、令和3年の4月25日に、コロナ禍によって閉鎖のほうをさせていただきました。その後、令和5年の5月にコロナが解除されて、開放というようには思っておったんですけども、それと合わせたような形で、東側の法面が崩れまして、それがバーベキュー場のその辺まで押し寄せてきたと。その工事の復旧を待って、再開というようにはその当時は思っておりましたんで、先ほど議長さんがおっしゃっていただいたときについては、まだバーベキュー場での再開というように思っておりました。その中で、向こうのほうも、もう期限が切れるというお話もあって、ほかの場所での検討をずっと1年、2年ほどかけてやってきました。その中で、いろんな地元さんとも話しする中で、やっぱり臭いであったりとか、やっぱり生ごみという先入観の中で、懸念されるのもありますし、個人さんの土地をお借りするとなっても、なかなかハードルが高いということもあって、いろいろ考えていく中で、市の施設、場所的にも考えたときに、あの場所が最適であろうということが去年ぐらいに思いまして、そやけども、地元さんとの一定の合意形成がなされた暁には、予算計上はさせていただくことはできますけども、地元さんの反対があればできませんので、その辺も何回かの地元説明会をさせていただいて、一定の合意をいただきました。議長おっしゃっていただいているように、以前からは利用もあったのはあったんですけども、

それと併せて、ごみ問題というのも、地元さんからはよく言われておりました。その場所に、葛城市のその場所については不法投棄の場所でもあったんで、その辺もあって、その後、休止をさせていただいているときに、もうお問合せというのも年々減ってきて、昨年度でしたら、もう数件程度のお問合せということで、減ってきたというのもあるんで、ある一定の使用目的は達成したのかなということで、ゼロカーボンシティ宣言のこともありますし、そっちのほうを今現在、優先させていただいておるというところでございます。

藤井本委員長 おひさま堆肥は必要やし、それはもうそれでやっていかな駄目なんですよ。それは分かるねんけど、今おっしゃったように、コロナ禍でバーベキュー広場を休止したと。ほんで、いつか再開しようと思っていたところに崩れあったんです。それ以降再開をしてない。あっこ空いてるやんかということで、そこへ持っていきますねという話なんやけども、それは休止したら問合せとかないやろうけど、最盛期のときというのはかなり使うてはりましたやん。そこらをどのように考えてはんのかですね。全くあそこが更地で、更地のところ、あそこ空いてるから、そこに持っていきますねんというのと意味合いが違うと思うんですよ。今、部長言わはったように、コロナ禍で休止をしたわけやからね。コロナ禍が明けたから、やろうかなと思ったときに、ちょっと工事が必要となったと、そのままになってたので、ここは空いてんねんというところら辺で、最盛期、いわゆる使てる時、どれぐらいのご利用があったかいうの、後でいいから出してくれませんか。おひさま堆肥、大事やというのは、それはもう分かってるんですよ。せやけど、こっちのほうもという目的があったのをそこに使うから、これをちゃんと確認しとかないと駄目ですよということを念入りに申し上げていると理解してくださいね。

ほかに。

西川委員。

西川委員 ちょっと戻んですけど、108ページなんです。4款衛生費、1項5目母子保健事業の、これも新規なんですけど、妊婦のための支援給付交付金2,700万円、恐らくこれは出産・子育て応援交付金の伴走型ですよ。その分のやつやと思うんですけど、これの、言うたら、どれぐらいを見込んでおられるのかというところ、予算上。109ページになるんですけど、6目なんです、出産・子育て応援交付金事業で、これ18節の負担金でも、負担金のほうでも出産・子育て応援交付金って600万計上されているんです。これの何でこういうふうな形になっているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 2点ですね。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく申し上げます。

今、委員おっしゃいましたとおりでございます。今までありました出産・子育て応援交付金事業のほう、令和7年度の4月より給付金につきましては、妊婦のための支援給付、伴走型相談支援につきましては、妊婦と包括相談支援事業とそれぞれ移動することになります。給付の内容につきましては、妊娠届出で5万、出産で5万ということで、2回の10万、これは変わりはありません。見込みですけれども、まず、妊娠届出時の見込み、1人5万

円、それを280件、妊娠届出の数で280件で見込んでおまして1,400万、出産のほうで5万円の260人、出生届の見込みで260人で1,300万の合計2,700万と想定いたしております。出産・子育て応援給付金のほうの負担金の600万ですけども、こちらのほうは令和6年の12月から7年の3月、6年度中に出産された方、120名と想定いたしまして、600万を見込んでおります。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。基本的な内容は変わってないということですね。名前がちょっと変わったところなんですけど、109ページの出産・子育て応援交付金、これ3月までに生まれた方なんですけど、ちょっと分からないですけど、組み方の話なんですけど、これというのは、6年度補正に上げるようなものではないんですかね。令和7年度の見込みは見込み、両方見込みやと思うんですけど、要は7年度に上げてこられるというのが何でかなと思ったんですけどね。

それと、あと、ここでもそうなんですけど、例えばこれ5万円、妊娠時5万円、出生時1人につき5万円というところで伴走型でやられるんですけど、ほかのところの市とかも見てても、ほかのところの事例を見てても、これとは別に、例えば出産、それと並行して、出産・子育て応援何とかみたいなことを事業をやられてるんですね。例えば、保育用具とかの電子マネーとかで、それを例えばラインアカウントを登録したら、葛城市のラインアカウントとかあるじゃないですか、そういうのを登録したり、子育てアプリとかを、ところから申請をするわけです。そのときに、2万円か2万5,000円か分のそういうギフトをプレゼントしますよとかいうこともやられてるんです。葛城市は、積み木を渡されている、ここと違う課やけど、それを渡されているんですけど、こうやって今、子育て、伴走型とやっているときに、そういう積み木もいいんかもしれないけど、こちらの課のほうで何か考えることできんのかなと。多分もらったうれしいと思いますよ。こういう電子マネーとかで、いろんなもん買えるというのをね。そういうことも何か取組として考えられることってないのかなと。ほかのところの事例見てたら結構あるんですよ。その2点教えてほしい。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 一応6年度に出生の方につきましては、この子育て応援給付金事業のほうでということになっておりますので、補正ではなくて、7年度もこの名称の事業でいくという観点から、7年度の予算で上げております。

あと、申請期限のほうで、出生後、出生してすぐに申請できずに、何か月かたって申請されるという方もございますので。一応、国のほうで、申請の期限のほうで8年の3月30日までの分はどちらでということ……。すいません、申し訳ないです。そうです。3月末までに生まれた方、先ほど申しましたとおりです。

(「申請期限が」の声あり)

松本健康増進課長 そうです。すいません。出生して、3月末までに出産された方が、7年度4月以降に入って申請されても、あくまでも出産が3月30までであれば、旧の出産・子育て応援給

付金事業で執行するという事です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。そやから、7年度、例えば4月とか5月になったら、結局、前の予算のところから取ってこられへんから、やからという、支払うときにはもう今年度のやつで見とかなあかんということになるんです。それってずっとほんだらこれ、そういう形になってくるということなんですね。一旦、すいません。委員長、暫時休憩していただいたり。

藤井本委員長 理解できるように、暫時休憩します。

休 憩 午後3時25分

再 開 午後3時28分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

答弁のほうから、答弁を求めます。

松本課長。

松本健康増進課長 出産・子育て応援給付金につきましては、令和7年3月31日までに出産された方を対象に、申請につきまして、7年度末の8年の3月30日までという期限で国のほうが示しておりますので、出産・子育て応援給付金事業として予算のほう計上いたしております。

以上です。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

今、委員さんのほうからご提案ありましたように、恐らくいろんな支援の方法はあるかと思えます。よその市町村につきましても、またいろいろ研究はしたいと思うんですけども、それ以前に、葛城市として子育てに対して行っている支援もありますので、そこの財政面もありますし、考えながら、また少しずつでも研究していきまして、できるもの、できないものも考えていきたいと思えますので、また何か情報ありましたら教えていただけたらと思えますので、よろしくお願ひします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 情報はもう教えますよ、もちろん。やってもらえるか、やってもらえへんかというところになってくると思うんですけど、僕言いたいのは、やっぱり農林課さんで、今、確か木育推進事業のほうで、出産のときにお渡しするというのが、もちろんそれはありがたいことなんでしょう。でも2人目、3人目と、僕、積み木ようさんもらっても要らんとは思いますが、だけど、やっぱりそれを、この課ですやんか、言うたらね。ちゃんと子育てをしていくとか、ケアをしていくところになるので、ここのところでも考えてもらわんとあかんのちゃうかなというところで、提案をさせていただいたというところで、もちろん情報としては、こんなんやってますよとかいうのもお伝えはさせていただきたいと思えますし、あとは、あとしっかりと考えていただきたいなというところがございます。

藤井本委員長 ほかないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 西川委員さんと全く同じ意見なんですけども、僕、ジャストリアルな世代なんで、家

に帰ると、うちの家内がこう言うてくるんですよ。よそこんなやで、よそこんなやで。すんませんとしか言えないんですよ。子ども、生まれることに対して補助を行うというのは市の姿勢やったりもするのかなと僕は思うんですけども、これ今どうですか、葛城市の人口が今はちょっと横ばい、減ってるかも分からん、子どもたちの出生というのは増えていつているんですかね。これ、見込みが出てるはずなんで。名前変わっただけなんで、同じ内容なんでね。葛城市に来た子じゃなくて、葛城市で生まれた子どもたちの推移はどうなんですかね。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

出生数の実績でございますが、令和3年、306人、4年、247人、5年、250人、今年、令和6年度の見込みといたしましては260人でございます。7年度の想定といたしましては、260人で見込んでおります。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっとかっと上がってそっから横ばいという話なんですけども、また、これ人口の話と一緒に、こう上がったらいいなんですけども、下がったときのことも考えなあかんし、そのときが勝負やと思うんです。ほんで、積み木、うちもいただきましたけど、やっぱりほかの市とか見たら、もう今、部長、情報くださいって言うけど、もう即効、調べれるじゃないですか、単純に。それとの比較で、やるかやらないか、できるかできないかだけやと思うんです。これ、ほんで結構、長きにわたり議会からも言うてると思うんですよ。積み木はもうそれはそれで一旦いいとして、いいもんいただきましたけども、やっぱり母子手帳のことにしてもそうじゃないですか。やっぱりもうずっと何の理由もなくミッフィーですじゃなくて、やっぱり1個1個理由を持って、お金かかっちゃうことなんで、できるできないあると思うんですけども、それやったらもう、いや、できませんって言われたほうがましなんですよね。という意味でも、しっかりと研究、前向きに情報くださいって、情報は調べたらいっぱい出てきます。ほんで、ちっちゃい村とか町は比較にならへんと思って省いてやっても、一生懸命やらはっているところはありますんで、その辺を参考にさせていただいて、葛城市で産もうと思っていただけるように全力でやっていただきたいと思います。これはもう意見だけで終わっておきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、4款衛生費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを含め、暫時休憩をいたします。再開を15時50分から再開いたします。

休 憩 午後3時33分

再 開 午後3時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 貴重なお時間を取っていただきまして、ありがとうございます。先ほど4款にございました、委員長が山麓公園のバーベキュー場の利用数ということをおっしゃっていただきまして、ちょっと調べさせていただいたら、年々減少傾向にはあるんですけども、まだ一定数の利用者があるのも事実でございます。今回、あの場所につきましては、堆肥場をつくらせていただいて、今後、市民さんからの要望、そういうのがございましたら、そういう施設も踏まえて検討していきたいというように考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げました5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

それでは、5款農林商工費及び6款土木費についてご説明のほう申し上げます。

予算書は、120ページの下段をお願いいたします。5款農林商工費、1項1目農業委員会費で1,559万5,000円。農業委員会事業でございます。121ページ、2目農業総務費では6,032万2,000円で、人件費で職員8人など、6,007万3,000円でございます。122ページ、3目農業振興費では4,562万9,000円で、農業振興事業で4,339万4,000円でございます。

続いて、123ページの中段をお願いいたします。4目経営所得安定対策事業費では857万2,000円、124ページ中段、5目畜産業費で42万5,000円でございます。6目農地費でございます。2,595万8,000円で、人件費で職員1人など、1,140万9,000円、下段の土地改良事業で1,454万9,000円でございます。

125ページの下段をお願いします。7目休養センター管理費では595万3,000円で、農業者健康管理休養センター管理事業で588万1,000円でございます。126ページの中段、8目地籍調査費では14万7,000円、9目団体営土地改良事業費で5,223万1,000円、人件費で職員1人など、954万7,000円。127ページの団体営土地改良事業で4,268万4,000円でございます。

続いて、128ページをお願いいたします。2項1目林業振興費では3,887万円で、林道等整備事業で2,535万円でございます。下段の3項1目商工振興費では4,179万9,000円で、人件費で職員3人など、2,477万2,000円。129ページの中段、商工振興事業で1,702万7,000円でございます。130ページ、2目観光費では5,266万1,000円で、人件費で職員3人など、2,025万4,000円、観光振興事業で1,078万3,000円でございます。131ページの下段、観光振興支援事業で1,200万3,000円。133ページに移っていただきまして、3目相撲館費では1,840万1,000円で、人件費で職員1人など、973万7,000円。134ページの上段、相撲館管理事業で520万3,000円でございます。

続きまして、6款の土木費でございます。1項1目土木総務費では6,336万6,000円で、人件費で職員7人など、5,297万9,000円。135ページ、土木管理事業で1,038万7,000円でございます。136ページの2項1目道路橋りょう維持費では1億313万6,000円で、市道管理事業

でございます。下段の2目道路新設改良費では2億1,466万6,000円で、市道新設改良事業でございます。137ページ下段、3目尺土駅前周辺整備事業費では8,180万7,000円で、人件費で職員2人など、1,521万7,000円。138ページ、尺土駅前周辺整備事業で6,659万円でございます。その下の4目国鉄・坊城線整備事業費では6,763万1,000円で、人件費で職員2人など、1,585万9,000円。139ページの上段、国鉄・坊城線整備事業で5,177万2,000円でございます。

続きまして、5目社会資本道路改良交付金事業費で7,909万8,000円、6目地域連携推進事業費では5,000万円でございます。140ページの中段、3項1目河川総務費では、河川管理事業で2,166万5,000円でございます。下段の4項1目都市計画総務費でございます。7,712万4,000円で、人件費で職員8人など、6,234万8,000円。141ページの上段、都市計画総務事業で1,332万円でございます。142ページの中段、2目公共下水道費では5億1,536万円で、下水道事業会計補助金でございます。3目の公園管理費では1億4,410万9,000円で、143ページの上段、葛城山麓公園管理事業で1,121万2,000円、都市公園管理事業で2,236万6,000円。144ページの公園施設長寿命化対策支援事業で3,601万1,000円、公園管理事業で4,103万3,000円。146ページの中段、新町公園管理事業で1,606万4,000円でございます。146ページ下段から147ページ上段でございます。5項1目住宅管理費で1,099万7,000円でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま説明願いましたが、昨日冒頭に説明させていただきましたとおり、まず予算書、これを振り返りください。120ページの5款1項農業費から128ページの5款2項林業費の最後までに対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、私は127ページについて3つ質問いたします。いずれも、1項農業費の9目団体営の土地改良事業費の12節委託料と、それから14節の工事請負費に係る部分です。これにつきましては、予算案の概要の42ページに載ってるんですけども、これについて伺います。

まず、いずれも測量設計委託料と工事請負費なんですけれども、まず、予算案の概要のため池の豪雨耐性評価というものなんですけれども、180万1,000円ですね。予算案の概要によりますと洪水吐等を調査して、豪雨に対するリスク評価を行うというふうにあります。ため池に切り欠きを入れまして、洪水吐として治水対策しているという、これはもう以前からやっています、周知のとおりでありますけれども、まず2か所とあります。この2か所とはどこかということをお尋ねいたします。

また、調査を行う人というのはどんな資格を持った方というか、例えばこういった会社に依頼するとか、そういう具体的なものと、それからどういった調査、具体的にどういった調査を行うのかということをお尋ねいたします。

それから、続きまして、測量設計等委託料の工事請負費の柿本井堰の設備補修工事なんですけど、これについては、設計委託料が100万円で、工事請負費390万円ですね。これ、工事を行う理由、どういった理由で行われるのかということと、それからあと設計をして、それから、

その後、工事にかかると思うんですが、その時期、恐らく工事の時期は渇水期じゃないといかんと思うので11月以降かなと思うんですが、それについてお伺いをいたします。

それから、その下の地藩池のしゅんせつ工事についてお伺いいたします。工事の目的、地藩池、航空写真で見ましたら、周辺圃場整備されていますので、利水かなとも思うんですが、治水というのもあると思いますんで、これの目的と、それから先ほどの地区、設計と工事の時期についてお伺いいたします。

以上についてお伺いいたします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしく申し上げます。

まず、1点目の豪雨耐性評価について、該当箇所についてでございます。

令和6年度繰越しと令和7年度当初予算を合わせた2,133万5,100円で、20か所のため池の調査を実施を予定しております。そのうち令和7年度予算での調査対象は、竹内の上池と長尾の峯坂池となっております。資格についてでございます。この調査をするためには、技術士、農業土木技術管理士などの資格、またはため池の設計に携わった経験年数18年以上の者となっております。

続きまして、柿本井堰設備補修工事についてでございます。

まず、目的についてでございます。この工事は柿本池東側の河川内にある自動転倒ゲートのゴム部分が経年劣化にて硬化し、水漏れを起こしているため、交換する工事となっております。設計の時期につきましては、6月から8月を予定しております。工事につきましては、営農の水利の関係で11月以降を予定しております。

続きまして、地藩池のしゅんせつ工事についてでございます。

目的につきましては、こちら農業者健康管理休養センターの西側で新宮池の南側にある過去に圃場整備をした場所にある池で、経年による堆積土砂により、貯水できる容量が減っているものを解消するために、土砂のしゅんせつを行うものです。こちらにつきましても、それから設計委託の期間につきましても、6月から8月の予定、そして、工事につきましても、水利の関係で11月以降に予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、柿本の井堰のほうについては、ゴムの部分が経年劣化しているということで、時期についても承知いたしました。これ補助が出ているのですかね。補助率についてお伺いできたらと思います。

それからあと、地藩池につきましても、これも、いわゆる利水の部分、圃場整備されているので、そういうことで、いわゆる貯水容量が少なくなっているんで、これ解消したいということですね。この工事によって確保したい立米数というのは、目標というのがありましたら、これだけ確保して、今回の工事でというのがありましたら、お聞かせ願えたらと思います。これももし補助とかあるんでしたら、補助率についてお伺いできたらと思います。

それから、洪水吐について、場所とそれから資格を持った方について、これは承知いたし

ました。あと、これ伺いたいんですけど、農業用ため池の保全及び管理に関する法律とかいろいろ法律などを見ても、法令上の耐用年数というのは、明確な規定が、私が見たところ、ないんです。今後また、こういったいわゆる、どんどんこういう洪水吐なんかの工事をしてくると、経年劣化とかいうふうなことが起こってくると思うんですが、今後、補強や改修のタイミングについて、具体的に個々というわけじゃなくて、どのような市として今後見通しを立てておられるのか、これ伺います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

まず1点目、柿本井堰設備補修工事、補助率についてでございます。国30、県30、市30%で、地元が10%の割合でございます。

続きまして、地藩池のしゅんせつ工事についてでございます。こちらの工事によっての確保する立米数ということで、200立米を想定しております。

続きまして、耐用年数の関係でございます。堤体については80年、洪水吐などの構造については40年ということになっておりまして、改修のタイミングについてですが、現在実施している劣化状況調査で、パトロールによる日常点検においての異常が見られたときに検討することになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 洪水吐については、40年もつんですね。結構長い間もつということで、承知いたしました。どうしても洪水吐、構造上、何かが詰まるというところ、詰まりやすいということもあろうかと思えますので、パトロールしておられるということですので、これについては引き続き、周辺住民の安全のためにもよろしく願いいたします。

補助率なんですが、これは、柿本井堰のほうについては、今伺ったとおり承知しました。池のほうは同じ補助率ということで大丈夫ですかね。それだけ抜けてたので、それだけ答えただけたらと思います。地域、住民の安全のためによろしく願いしますということで、私のほうは以上です。

藤井本委員長 それだけお答えください。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく願いします。

地藩池のほうの補助率でございますけども、柿本井堰と同様で、国30、県30、市30、地元10%ということになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連なんですけれども、今の井堰の改修、それから池の底のしゅんせつですけれども、これは今、測量設計ということになってはいますが、これ測量設計の後は工事に入るわけなんですけれども、工事においても同じ補助率なのかどうか、これをお聞きしたいんです。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。

測量設計のほうは100%、これ市単になります。測量設計は市単で、工事のほうは、今、答弁させていただきましたように、国・県・市30%、地元10%ということになってございます。

以上でございます。

谷原委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかに。関連。

増田委員。

増田委員 ため池の洪水対策、これ非常に市長も大和川流域の中で、葛城市として、洪水対策を進める上で非常に効果的な施策であるということで、費用的にも、排水吐をかさ上げしてスリットを入れるという手法は、費用対効果も含めて非常に有効な策であるかなというふうに感じます。これの理屈っていいですか、具体的な運用に入るんですけども、豪雨によって水かさが増えたというのが1つですよ。もう一つは、河川の増水ですよ。河川の増水を吸収さすというふうに運用すのかどうか、そこ、私、どうされんのかなというのがイメージとして湧いてこないんで教えていただきたいんですけども。恐らく豪雨で河川の水かさが増えたら、一定の量は、取りあえずため池に入る。大きなプールですんで、ある一定の時間は余裕があって、たまっても緩衝材として、川の水の増水をコントロールできる、こういう理屈かなというふうに、以前の説明も含めて、そういうふうにイメージしているんですけども、どういうシステムといいですか、排水吐のシステムについて教えてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田でございます。

ただいまの洪水吐の効用の内容でございます。

おっしゃるとおりで、最近、集中豪雨なり、線状帯にある雨が急激に降ったりしますので、そのときに、池に流れ込んだ水が一気に流れないようにスリットを設けた洪水吐で、上限まで一旦水をためる機能で一気の下に流れるのを防ぎながら、その後、徐々に放水することによって、それを緩和するというようなところで、洪水吐を設置しております。

以上でございます。

藤井本委員長 河川の増水の話。

屋根補佐。

屋根農林課長補佐 農林課の屋根です。

河川の増水についてですけども、農林課で今させてもらっているのが豪雨耐性調査、評価ということでさせていただいておりまして、建設のほうで池のほうのスリットを入れるということをやっておりますが、それについては河川のほうへの流入、それを抑制するための方策となっております。それをすることによって、河川の増水を抑えていくという側面を持っております。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。要するに、川の増水を吸収するためにため池を使うんじゃないしに、ため池に降った雨の排水をコントロールすると、こういうことですよ。分かりました。というのはどういうことかということ、河川の増水を吸収するために、増水時に誰が川の水を池に誘導すんのかということが、すごく私疑問に思ってたんで、それはしないと。要するにため池自体のたまった水のコントロールということ、分かりました。2例というんですか、竹内と長尾、峯坂に2か所、計画的に進められると思うんですけども、進捗状況、最終的に何個やろうとしている、今何ぼぐらい進んでいるかということをお聞かせください。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

このため池豪雨耐性評価の対象となるため池につきましては、市内の110か所でございます。それから、このため池豪雨耐性評価につきましては、令和5年度の3月補正で予算がつきまして、令和6年度からやっている事業でございます、それが22か所を今現在終わっているところでございます。来年度につきましては、この3月補正で含めた分も合わせまして、7年度では20か所やる予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。42か所ということですね。今年度、令和7年度末ではそのぐらい。大体半分弱ということですね。私、計算ちょっとまだできてないんですけども、池に降る雨の量って、私、そんなに下流域に影響あんのかなって、効果がね。そんな、先ほど言ったように、スリットを入れるという工事代、工事費用なんで、そんなに大きくコストかかってないんで、それなりになんかなと思うんですけども、100ミリ降って掛け算したら、リッター数というか、どのぐらい水が流れるかというのは計算大体できるんですけど、そのぐらいの雨の量のコントロールやということが分かりましたけども、市長がおっしゃられてた内容はそういうことかな。当初、もうちょっと違ったニュアンスのお話をされてたんで、私、もっと河川というふうなことも含めて、効果があんのかなと思ってたんですけども、分かりました。そういうことで、ため池内の雨のコントロールということですか。ありがとうございます。

藤井本委員長 屋根補佐。

屋根農林課長補佐 農林課の屋根です。

ため池内だけではなく、ため池への流入、それも含めてのことになるんで、かなりの量になるかなとは思っています。

以上です。

増田委員 流入も含めてでしょ。私、それを効果があるんじゃないかなと思ってたんで、ため池だけの雨の量は知れてると思うんで。分かりました。流域のふだんため池に入ってる水路の水も、増水によって一度に増えるでしょうということも含めてですよ。分かりました。納得できました。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 122ページ、5款1項3目の農業振興費です。12節の耕作放棄地対策検討支援業務委託料というところ、委託料になっているんですけど、550万を今予算として計上されております。これの具体的な、40ページの概要書のほうでも書かれてるんですけど、耕作放棄地の抜本的な解消を図るため、新たな組織体の立ち上げなどの方法について検討を行うと書かれております。確かに耕作放棄地、今かなり本当に多くなってきているというところは、これは全国的に見てもそうなんですけども、葛城市にとっても非常に課題の多いところではございますけど、これの具体的などういうふうな組織体とか、また、抜本的って書かれてるので、どういうふうなイメージをされているのかなというところをお伺いしたいというところと、その款項目、一緒に、13節有料道路等使用料及び賃借料、有料道路等使用料ということで1万8,000円、額はあれなんですけど、これも概要書でいきますと、特産品相互取扱協定に基づく泉佐野市イベント参加に係る有料道路の使用料となっているんですけど、有料道路の使用料となっているんですけど、この僕はその前の特産品相互取扱協定に基づくというところが、どんなもんなんかなというところが気になります。泉佐野のイベントに参加するために、1万8,000円だけを計上されてんのかというところですね。

それと、125ページなんですけど、125ページの5款の農林商工費、1項農業費で、7目休養センター管理費なんですけど、これの1節報酬なんですけど、9人の委員会、今これ計上されております。8,000円ですね。7万2,000円なんです。これ僕も委員に、今、充て職といえますか、市長の附属機関の中で居てますけど、議長のほうも一度何か、ここの休養管理センターのところで質問もされておりましたけど、これ一度も開かれたことないんです。僕が入ってね。ただ、概要書の41ページのところには、葛城市農業者健康管理休養センターの活用に関する審議を諮り、健全な施設の活用を目指すための経費と書かれておるんですけど、これが分からないんです。まだずっと残ってるんで、一度も開かれたこともないし、どういうふうな、これをなってるのかなというところを、1年に1回ぐらい開かれてたら、こういう活動をされてますというのもあれば、あれなんですけど、全く僕知らないんです。委員なんですけど。というところをお聞かせ願いたい。

藤井本委員長 以上3点。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしく申し上げます。

まず、耕作放棄地対策検討支援業務委託料についてでございます。

目的についてですが、農業者の高齢化や農業資材の高騰等、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっておりますが、特に全国的に増加傾向にある耕作放棄地につきましては、本市におきましても喫緊の課題となっております。国内外の食料をめぐる情勢が大きく変化している中、これまでの施策を継続するとともに、行政が主体となって農地を保全していく必要があります、耕作放棄地について抜本的な解消を図るための方策についての検討支援業務委託料として550万円を計上しているものです。組織体の立ち上げということですが、令和7年度では、

まずは、調査をして論点整理をすることが中心になりますので、新たな組織体の立ち上げをする前に、メリット・デメリットや財政負担等について検討し、慎重に進めるための業務となっております。以上でございます。

先に3点目の休養センターの運営委員会についてでございます。

こちらは、農業者健康管理休養センター条例、第13条で運営委員会について定めておまして、休養センターの管理及び運営に関する重要事項を調査・審議するため、農業者健康管理休養センター運営委員会を置くとしております。委員の定数は15人以下で、例規第17条で委員の構成を定めておまして、議会議員の委員会代表者、奈良県農業協同組合代表者、学識経験を有する者、市の職員となっております。

以上で計上を……。

藤井本委員長 それ全然開かれてないということをおっしゃってる。

吉田農林課長 この重要事項の審議するためということで、計上をさせていただいておるんですが、過去に平成23年12月と平成25年3月、平成28年2月に開いているわけですが、それ以後、重要事項がないということで、開催のほうしてないような状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 中西係長。

中西農林課係長 農林課の中西です。よろしくお願ひいたします。

ご質問の2点目、有料道路等使用料についてご説明をさせていただきます。

本市におきましては、平成28年に大阪府泉佐野市と特産品相互取扱協定を結んでおまして、本年度、令和6年度におきましても、泉佐野市さんのほうで開催なさっている全国物産フェアであったり、ゑえじゃないか祭り、農業祭という3つのイベントについて、市内の農業者の方と一緒に参加をさせていただいております。その移動の際に、有料道路を使いたいというところがありまして、スムーズな移動をするために、その際の高速道路料金代として有料道路等使用料を計上させていただいております。これにつきましては、本市で使う分についてだけ計上させていただいております。もちろんご納得いただいた上で、負担をしていただいております。行った先で、売上げ等していただけますので、その点でご了解をいただいております。以上でございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 1個ずつ行きます。耕作放棄地の支援対策支援業務委託というところなんですけど、令和7年度は調査をすると。何に課題があんねやろうというところなんですよね。それを僕は組織体とここまで書かれてたから、次どんなメンバーでというふうなことを聞こうかなと思ってたんですけど、ただ、市のほうで委託するというところ、まずその調査をする、何に課題があるか、耕作放棄地になってるのはどういう原因があんのかとか、どれだけの耕作放棄地があんのかとか、そういう調査を委託すると。これちょっとイメージがつかないんです。委託するところ違うんですか。その解消についての調査をして、ほんなら市長、ちょっともう一回。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 当然、調査も含むわけなんですけれども、調査につきましては、もう始まっております。

ほかの項目の中で、山麓エリアの農家の皆さん方の意向調査等も始めておるところなんですけれども、この耕作放棄地の問題というのは、特に山麓エリアは平たん部も実は発生はしているんですけども、ここ数年、非常に多くなってきております。その大きな原因はといいますと、やはり後継者の農地を保全するべき、農業に従事する皆さん方の後継者がなかなか見つかっていないという実情の中で、ある一定の年齢になられた皆さん方が、もう耕作できないという形で発生していることが非常に多くなってきている実情でございます。この傾向というのは多分変わらないであろう、加速していくものだという判断をしております。ですので、問題意識というのは、もう過去数年前からずっと思っておったんですけども、どのような形で解決できるのか、今山麓エリアにつきましては、協議会でいろんな活動をしていただいております。そういうような取組も1つでございますし、平たん部におきましては、農林水産省が推奨しております、例えば集落営農ですとか、いろんな組織体をつくりながら、保全に関わってきたわけなんですけれども、その組織体自身の組織年齢層が非常に高齢化してきている中で、次の解決策というのは、なかなか模索するに当たっても見つからない状況でございます。ですので、考え方を抜本的に変えられないかという問題意識がございまして、ここ数年、いろんなところに相談をさせていただいておりました。その中で、行政そのものが、もしくは農林水産省からの補助金等を使いながら、いろんな団体支援に農業保全に向かうような形もあったんですけども、今の耕作されている年齢の年代の方の年齢層を見ますと、非常に厳しい予想が立ちますので、その考え方を、行政管理ができるのかできないかも含めた中で、いろんな検討をするようにという1つの検討のスタートに入るという、具体的なスタートに入るということでございます。ですから、実際問題、どれぐらいの耕作放棄地があって、農家の方の意識がどうあるのかという、その地域、地域のデータも集めますけども、次のステップとして、どのような形であれば、それが解決できるのかということまでを含めた形の予算づけであると、ご理解いただけたら結構やと思います。ただ、その組織体がどのようなものであるという結論を、実は持った中で組んでいるわけではございません。いろんな多分手法が、プロの皆さん方のご意見もいただきますので、解決策としては、いろんなパターンがあるのだと、可能性があるものだと考えておりますので、その中での検討の大きな1つの方向性を最終的に見いだせればという思いの中の予算づけであると思えばいいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 補足の説明、市長、ありがとうございます。今ある課題ももちろんそうなんやけど、要は、やっぱり今やられておられる後継者とか、そういうところも含めて、次の、言うたら提案も含めて考えていきたいと。ただこの委託料って、これをどこに委託しはるのかなというのが、それがイメージがつかなくて、それを質問で聞こうかなと。大体分かりましたよ。その内容をどっかに委託をされんねやろなど。要は550万、お金を払うんやから、どういうところに

委託をされるのかというところが、そんなコンサルさんがいるのか、それがちょっとイメージつかなかったんで、組織体をつくるためのお金なんですよというんやったらあれやったんですけど、委託をね。それ答えられますか。答えれんねやったら、ちょっと1回、どういうところのイメージを持って委託を、どこに委託をしはるのかみたいなね。

それと、有料道路については、協定をそういう結ばれているということも知りませんでした。すいません。ほんで今までも、泉佐野のほうにも農業者さんが独自で行かれて、出店、市も一緒に行ってくれてはるんですね。行ってはる中、市のほうで高速道路の予算をつけたいということですね。それって全然知らなかったんですけど、そういうことをやられているっていうのは。これってほんまに相互で、例えば泉佐野のほうから協定を結ばれてるんやったら、葛城のほうでも、何かそういうことをイベントをしたりとか、そういう、泉佐野とかやったら水ナスとかですか、ちょっと分からないですね。特産品あるじゃないですか。それを葛城市のほうでも、そうやって農業者さんのほうでやってみようよという協定やから、そういう試みということを考えられたことはあんのかと。されたほうがええかなと思いますけどね。それを1回答えて。

あと、休養センター管理なんですけど、これまでも重要事項がないというふうにもうおっしゃってしもてるんで。今まで4回かな、開かれたというところなんです。これは、でも今、ああいうあっこを委員なんで、あれどうやって使われてるかということも知らないし、議会にやっぱりこういうところというのはやっぱり報告もあっていいんじゃないかなというところは思うんですね。今、倉庫として使われてるのは何となく知ってるんです。でも、ほか僕、知らないんですよ。ほんで、毎回、毎回、予算として上がってくるというところに、確かにそれ急に出てきたら、集まってくださいというので予算組みを枠取りしてというのは分かるんですけど、それ多分そういうふうな回答になると思うんですけど、ただ一旦いろいろと見直さんんないろんな委員会あると思いますよ。ここだけに限らずね。その辺ってどうなんですかね。取りあえず農業者健康管理休養センターのところについては、重要事項がないというのは、そういう回答でいいのかなというところがね。

藤井本委員長 3点。

阿古市長。

阿古市長 今の休養センターにつきましては、過去にもいろんな議論がございました。経緯から申しますと、當麻町の時代に休館に実はなりました。たいま温泉そのものの温泉が、あれは沸かしてたんですけども、その辺の非常に維持・管理が難しいという中で、休館になっておりましたのを、新市建設計画の中に入れるか入れないか、再開するに当たって、新たに温泉を掘るような案もございました。合併する以前の話でございますねけども、その段階で、その当時の當麻町の理事者のほうは、非常にそういう計画を入れたいということで推されたんですけども、合併するに当たりまして、その項目は、やはり新市に向かったの項目としては、當麻町としては、やはり問題があるのではないかという議論の中で、取下げになったという事象がございました。ですので、今のたいま温泉の施設につきましては、利用の方向性が見いだせないまま、休館をずっと続けておったということでございます。ただ、建設に当たりま

しては、農林水産省の補助金をもらって建築をしておりますので、廃館にするわけにはございませんので、あくまで休館という手続を取っているというところでございます。この議論の中ではいつも出てきますのが、補助金もらっているのに、補助金の返済、その補助金対象となる期間はいつまでなのかという議論があります。いろいろと調べた中で、やはり今現在も、今、それを中間では廃館にするということになれば、補助金返還がかかるという認識を持った中での継続になっております。ですので、今のこの委員会の設置は、あくまで休館の施設でございますので、委員会としては、持つておく必要があるのかなという認識を持っております。といいますのが、もうこれが廃館になるのであれば、委員会は要らないんですけども、あくまで休館でございますので、これから、最終的な結論が出るまでにおいて、委員会がなく、果たして休館だと言えるのかどうかという整理の仕方なのかという考え方を持っております。その辺はもう一度整理をしたいと思っておりますので、いやもうこれは、委員会そのものがなかつてもいいんだということであれば、予算計上はしなくて済むのかなと思っておりますけども、いずれかの地点で、やはりこの最終的な方向性、補助金返還が最終的に何年で終わると言ったんかな、令和30年になれば、最終的な結論がその段階で出るというところでございますので、そのときには当然、それ以前には委員会も開催になるということではございますねけども、まだしばらく先でございますので、残念ながら有効な活用が今のところ見いだせない、葛城市にとって、このような施設が要りますというような形、もしくは補助金の内容に沿ったような形での施設運営ができるというような、ある種、要望が湧き上がってこない限りは、今の現状を続けてきてたというのが、過去からの経緯でございます。委員会につきましては、それは予算計上する必要があるのかなのかという、その辺も含めまして、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまの耕作放棄地対策検討支援業務の委託の業者の想定でございますが、こちらにつきましては、耕作放棄地対策として葛城市でできることについて様々な検討を行いまして、今後の方向性を見いだすものであるため、幅広く可能性を探るため、公募型プロポーザルを実施する予定をしております、農業分野に詳しいコンサル等を想定しております。

以上でございます。

藤井本委員長 中西係長。

中西農林課係長 有料道路等使用料につきまして、泉佐野市さんとの相互取扱協定についてなんですけれども、過去に葛城市で実施しているイベントに泉佐野市さんのほうから来ていただいたという経緯もあると聞いておりますし、農業関係に限らず、ほかの分野で視察等の交流もあるというふうに聞いておりますので、今ご指摘いただいた内容について、前向きに検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 耕作放棄地については、そういうプロポーザルも行われて、そういう得意とされているコンサルさんがあるということみたいなので、僕ちょっと勉強不足で分かりませんでしたけど、そういうふうな募集をします。理解しました。

泉佐野のほうにも、積極的にまた葛城市もイベントして、相互で連携できたらなという。農業者の管理休養センターについては、予算に上げるかどうかというところ、やっぱりこれ市長の諮問機関になっているんですよ。という僕はそういうふう感じたところです、今。開かれへん、やることがないからやっぱり、これってそやから、例えば1年に1回、こういう使い方しましょうよというような委員会にもなってないんじゃないのかと。温泉掘ってもいいんじゃないかなと、例えばね。温泉、いや、そういう施設もあってもいいじゃないですか。そういう話が委員会でもいいんじゃないかなと。これからの活用方法というので。でも市長が招集せな、やっぱり使い方がないということで、やっぱり諮問機関なんですというところはあるんです。今やっぱり山麓地域のまちづくりというところもあったら、やっぱりあそこの休養センターというところも、何かしらやっぱり使えるような可能性も出てくるんじゃないかなとも思うんですね。登山者の方々がやっぱり休息するとか、今は農業者ですけど、そういった観光の面についても使えるんじゃないかな。例えばそういうふうな話ができるのが、委員会なのかなというところもあるんですけど。これももう言いつ放しなんで、あれですけど、やっぱり考えたら、市長のそのときに5年、市長が集まってくださいという、例えば重要案件じゃないとというところが、やっぱり市長の諮問機関なんだなというところで思いましたね。

以上です。

藤井本委員長 関連。

杉本副委員長。

杉本副委員長 休養センターの委員会についてなんですけども、過去に何回かやられているときは、重要な案件があったってことですよ。どんな案件やったんですかね。

藤井本委員長 先ほど、平成28年が最後やと言うてんね。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

平成23年12月の分につきましては、農業者健康休養管理センターの現状についてということで、それについての協議がされています。平成25年3月の分につきましては、今後の活用方法について、28年2月につきましては、ちょうど特定非営利法人木伊との農福連携を行う作業所として、貸し出すことについての協議であったり、そういうことをされているということとなっております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それはほんなら、もう解決できたんですかね、その委員会で。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 平成28年の2月につきましては、28年から木伊に貸し出すということで、こういうこ

との審議をされましたので、それで貸出しをされて、3年ごとの更新ということで決まっております。その以後は1年前にそういう書面により、中止なりの申出がない限り、自動更新するということになっておりますので、それ以降は開かれてないというような状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 私がこの職に就く前の話ですので、議員であったときの記憶の中でお話することになると思います。ですので、あの施設につきましては、議会でも幾度となく話題に何年かごとにはなっております。そのときにどうするのかというような話になったときに、多分、行政としては委員会を開かれていると、諮問機関の委員会を開かれているというふうに理解しております。ただ、その中で議会の中でもいろいろ議論していただくんですけども、やはりネックとなる問題がございまして、その方向性を見いだせないまま、行政の中では、そのまま継続をしている休館施設で、今現在もあるという認識の下に、新たな方向性が、これという方向性がない限り、今のところ審議すべき案件はないという理解の仕方をしているわけでございます。木伊さんの件のほうは、直近、私もそれはぎりぎりなんですけども、実際には私は契約には立ち会ってないんですけども、その話がありまして、確か食事するところ、食堂か何かの施設を貸すか貸さないかというところで、確かその結論を見いだすために委員会を開催されたのかなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それで、これ直近で言うて10年ぐらい前になるんですかね。だから、それを改めてもう一回課題ないかという会議を1回ぐらい、もう結構出ていると思うんです、この話。1回ぐらい、その後どうなってますかという話を、今、市長おっしゃった中にも、10年前の話やし、今どうなってるのというのを1回やったらいいんじゃないのって、僕、そんな難しいことでもないと思うし、あそこも有効活用したらええと思うんですけども、そういうような話合いをする場をもう10年ぶりに設けたらどうなんかなと思いますけどね。

以上です。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 関連2つ、この農業者休養管理センターと高速道路の件で、まず、農業者休養管理センターの話で、重要事項ないっていう話とかいろいろ出ていますけども、これも過去に私何回か質問させてもらっていますけども、補助事業等で取得した建物の財産の処分等の承認基準というのがちゃんと示されているんですよ。これ前言ったか、平成20年の5月23日に農林水産省で、これ示されている。実は去年12月25日にその改訂版も出ているんですよ。それに対して、検討できるんですよ。それこそ、あの建物どうするかという話合いのきっしょになるようなことがここに書かれているわけなんですわ。だから、それこそ重要事項やと思うんで、予算についてるんやから使ってくださいよ、これは。これ、本当にどうしようか、どうしようかっていうて、でもちゃんと調べてはりますか。まず、聞きたいのは、12月25日に農水省

が財産処分等の承認基準、これ改正しているの、これ把握されてますかって。これまず1点お聞きします。

それと、高速道路の件ですけども、まずお聞きします。事業者、市内事業者、対象者というか対象団体でもいいですけども、どれだけありますか。

藤井本委員長 答えられますか。さっき令和30年言うてんやね。補助金のね。しかし議長は、改正されている、ご存じですかということですけども。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問で、休養センターのことについてでございます。

今までも県と何回か協議しながら、補助金について協議しているところですが、先ほどの話のように、30年まで、その辺、補助金の関係があるということで伺っています。また、適化法とかで調べてはおるんですが、先ほど申し上げられました6年12月25日の改訂版については、すいません、また調べさせてもらいますので、またよろしくお願ひします。

藤井本委員長 中西係長。

中西農林課係長 農林課の中西です。

有料道路等使用料につきまして、泉佐野市さんのほうで行っておられるイベントについて、葛城市とともに参加していただいた農業者さんにつきまして、令和6年度においては2団体が、3回のイベントがあったんですが、それぞれ2団体ずつ参加していただいております。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 12月の改訂、把握されてないということで、そこには利用困難財産についてというの書かれているんですよ。まさしくこれなんです。ですから、1回委員会開いて、その辺り調べていただいて、ここで俎上に上げて、委員で1回もんでください。そのための予算ですから、当然この予算、今回認めてもらったら、それを使ってくださいよ。予算上がっています、使いません、重要事項がありませんというの、実際あるんですよ。あるけども、それやってないというのはどういうことなんかと思いますんで、まずそこ調べておいてくださいね。会議の開催をやっぱり要請します。これを予算つける以上は、もうこれちゃんと使ってもらわないと困りますので、そうせんと、我々審議している意味全然ありませんのでね。

それと、高速道路の件ですけど、2団体、私ちょっと過去に調べたら1団体というかも個人1人やったということで、そこから進展しているというんであればいいんですけども、個人の事業者が、そこに本当に同じ業務されている方は市内にほかにも団体あったんですけども、その方だけが行っているというふうに以前、以前と言っても3年ほど前ですけど、調べたときはあったんで、改善されてというんであればオーケーです。

藤井本委員長 農業の休養センターの話、ありますやん。阿古市長がおっしゃるように、私も古くから、この補助金の関係のことで身動きが取れないということで、議会でもずっと古くから話をしてきたんは記憶にあるんですけど、今、奥本議長おっしゃったように、もう一回見直してねと。それはそれとして、解体もできないという話でしたやんか。解体もしたら補助金返さなあかんと。もう一つは、ほかに利用目的、いわゆる観光とか、農業ということで建設さ

れたものやけど、観光とか、それ以外の地域の振興とか、それも使えないということでしたやんね。それも使えないということやったね。だから、身動きが取れないというのは、そのように私は理解してきたつもりやけど、何らかに使えるのちゃうかというお話も、今、意見の中でちょっとは出たと思うんですけど、例えばあれを観光の何かの拠点の一部とするとか、そんなんに使われへんわけですよ。今、担当部署が把握しているのは。

阿古市長。

阿古市長 確認させていただきますわ。確認して、必要であれば開催をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 じゃ、そうしてください。次行きます。

増田委員。

増田委員 関連でお願いします。農業者休養センターの実態についてなんですけども、私もあの場所、イメージとして持っているんですけども、倉庫、イベント用の机であったり、椅子であったりというような、もう一つは、先ほど説明あったように、木伊さんの調理場というか下ごしらえ用の工房的な活用かなど。議会でも、この貸出しに関しては、委員会か何かで議決した記憶あります。理由は、あの農業者保養センターにそぐう運用の仕方やということで、農福連携事業の中で、農業と福祉とという、そういう当時はやりの何か事業って、そういう農林省お墨つきの相手方であったということが貸し出された理由に説明を受けたという記憶があって、遊休している施設であれば、幾らかの利用料金をもらえるということで、遊ばすよりましやるということで、確認したいんですけども、今も同じように貸し出されてんのかどうか。私、歳入のところとか見てるんですけど、なかなかあの保養センターを貸し出して何ぼもうてるというのが出てこないんです。何かその条件が、どういう形で貸出条件出されているのか、ちょっと教えてください。

それから、私、記憶違いやったら申し訳ないねけども、補助対象施設の期中の処分についての条件が緩和されたというのを、もうかれこれ七、八年前に何かうっすら記憶あるんです。その記憶ってどういうのかって言ったら、先ほどあったように、令和30年までの耐用年数かな、令和30年、それまでは原則駄目ですよ。これ補助金もらってるんで駄目ですよ。ところが、それまでに処分する場合は、残存価値分のお金を返還すれば処分できるよというふうな決まりごとが変わったとか、そういうものが追加されたとかという記憶があるんですけども、間違ってたら間違ってるって言ってください。

もう一つ、遊休農地、私、そういうプロ、見てみたいなど。遊休農地解消に向けてコンサルティングしていただける、どんな方かなというの非常に興味がございます。私もなりわいとして農業、職業はといたら、農業って書きますよ。六十何年間、百姓やってきて、集落営農やって、地域の遊休農地ゼロにしたって。また、仕事においても、奈良県担い手・遊休農地対策室の室長とか、いろいろと経験、奈良県中の遊休農地の解消に向けて、いろいろ知恵絞ってきましたけども、非常に山は大きかったというのが、私の遊休農地に対する印象です。今は、今の私の経験から踏まえた遊休農地解消は、分業やなど。サラリーマンであって

も、休みのときは百姓できるやんけと。その力を借りたらええやんって。イチゴ農家も、冬は忙しいけど夏暇やんけと。そういう力を借りたらええやんけ。そうやって年中農業、年中何々という、そんな仕事なんてなかなかそういう仕事の中で、よっぽどサラリーマンじゃない限り、なかなか年間通しての仕事がない。そういった部分的な作業を体の空いてるときに、ここをこっだけやろうねとか、私はこっだけできるよとかという分業化をするということが、1つのヒントかなということで、私も近くの営農組合を運営するに当たって、そういう少し時間空いてたら、どんだけできるみたいな力を借りて、兼業農業・遊休農地対策というのをやらせていただいていますけども、そういったことも含めて、私は、非常にこの遊休農地というのは有効な資源でもありますんで、活用していくべきやなというふうに思うんですけども、コンサルティングのイメージ、どういうコンサル屋さんのイメージを経験も含めて立派な方なんかも、随契で何かプロポーズですか、まだ決まってないということですか。おられるという想定でやっておられるということですか。市長も持ってはると思うんですよ。遊休農地にプロポーズに丸投げで遊休農地解消しようとは思ってはらへん。葛城市として遊休農地をどうしたいねんというのは、ある程度、下書きというんですか、アウトラインは持っておられると思うんです。その辺のところも聞かせていただけたらありがたいなと思うんですけど、お願いします。

藤井本委員長 以上3点。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

まず、休養センターの現在の使用状況でございますが、まず、お述べのとおり、農福連携の施設に貸し出している部分があります。こちらと農業団体の事務所として貸し出しているもの、農業関係のイベントで資材も要りますので、倉庫として活用しております。こちらで農福連携の木伊でしておりまして、月額5万円で契約をしているものです。

続きまして、休養センターの現在、用途変更なればどうなるかとか、そういうところなんですけど、今、42年たって計算上、返還の額が示されております。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

今の休養センターの話ですけれども、休養センターにつきましては、利用状況、再三、県と数回にわたり協議しているところですが、償還期間内、ただいま申し上げました令和30年3月31日までに取壊し、または用途変更した場合は、その内容によって補助金の返還が必要になるということでございます。休養センターの償還期間は65年でございますので、工事の完了日が昭和58年3月31日ですので、令和30年3月31日で65年になります。それまでの期間に取壊しや用途変更が起こった場合には、いろいろな計算式により返還が必要になってくるということでございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

植田産業観光部長 計算式、難しいんですけども、例えば令和7年3月31日付で用途変更、取壊しと

か用途変更、いろいろによって返還金額が変わってくるんですけども、補助金が返還が必要となった場合は、工事完了日から42年経過しておりますので、計算上では、国・県合わせて4,723万4,219円の返還が必要になるということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 この話はいろんなところでもしていきまして、多分議会のところでも少し触れたのかなという気は記憶はあるんですけども、耕作放棄地、正式名かどうか分かりませんが、という考え、この問題意識というのはかなり以前から実は持っておりました、本当のこと言って。やはりそれは、農業される世代の年齢層が非常に高く、毎年1年ずつ増えていく、その中で後継者がいないというところがほとんどでございましたので、いずれ大変な時期が来るであろうな。その中で、国のほうのやり方というのは、例えば後継者を、新たに新規就農者を増やしなさいですとか、集落営農で地域で支えて農地を耕作していきなさいですとか、いろんな方策を補助金等を使いながら出してくるんですけども、新規就農者、非常に耕作放棄地が出る場所というのは非常に農業としては適さない場所ですので、なかなか採算性に乗りにくい場所が多いというのはもう実情です。それはもう少し無理があるし、集落営農のほうも、もう多分これから解散になるほうのほうが多いのかなと。一時期はある一定の50代ですとか若い年齢が中心として働かれたんですけども、もうそれがもう70代ですとか、かなり年齢上がってきていますので、もうそれが続かないで、多分解散の方向に行くのほうもう目に見えているような状況まで来ました。

ですので、次のステップとして何ができるのかということを探して、いろんな部署で相談してきました。その1つの幅の広がり方、考え方の広げ方としては、補助金で行政が関わるのではなくて、もう補助金を投入するのであれば、もう税金そのものを使いながら、行政が耕作放棄地の管理ができるのかできないのかという考え方も1つあるのではないかという思いがありました。ですので、今回の幅はというものは、受皿だけを探す、いろんな考え方があってもいいと思いますので、幅広く考えておりますけども、従前の幅に少し行政の直接管理というその幅を広げた中で、コンサルのほうに解決策はあるのかという投げかけをするという形になります。ですので、それがどのような先例があるのかないのかも含めて、先例がないのであれば、多分先駆けてやることになるでしょうけども、調べたところでは、第三セクやったかな、第三セクでほかのところでもやられた事象もあるということもお聞きしましたので、そのような研究も含めながら、1年間で結論を持ちたいと考えておるところでございます。いろんな考え方を、その中で多分吸収できると思いますので、最良の策を見つければという思いでございます。ただ、もう近々非常な状況になるという、もうその危機感を持った中での取組であるということをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。農業者休養センター、現段階でぶっ壊したら4,700万の返金が必要やと、こういうことですよ。用途変更したらね。違うところへ使ったら。それも1つの

私、判断基準やと思うんです。これ、令和30年まで触れないというイメージから、用途変更することが可能やけども、返金、補助金の返金という、そういう議論も、先ほどからあった委員会ですか、諮問機関で協議する重要な内容かなと思う。

それと、先ほど報告あったように、農福連携の事業者さんで活用していただいているという実態と、それから、猟友会もわなとか、いろんな活用されているんで、現状、使っていないじゃなしに農に関するいろんな活用は、現状もしていただいているというのを私も承知していますんで、すぐにもう不要な施設やということでもないということだけ確認させていただきました。

それから、遊休農地、市直営の農場みたいなイメージ、ぱんと湧いてきたんですけども、明日香村とか、公社という形で、いろいろと農業者を巻き込んで、いろんな農業振興やられている。そんなやり方もあんなのかなと。三セクで農業云々というのがちょっとイメージ湧いてこないんですけども、いずれにしても、1つ例を言いましょか。ある営農組合、サラリーマン、土日フルに来ていただいて、時間給1,800円。1,800円、2,000円の時間給出したら、1時間、2時間、3時間、4時間ぐらい、半日ぐらいの作業はそんだけいただければなったら、土曜日半日行きますとか、やっぱり出てきますよ。だから、あんまり農業者が高齢化してるというそういうマイナスイメージじゃなしに、やっぱり葛城市民の中で、土日農業で汗かきませんかみたいなもっと広い範囲で、農業に関わっていただける人材を確保するという、もっと広い範囲で、私、人材確保していくべきかなって。あんまり農業者、高齢化というマイナスイメージで捉えやんほうがええんちゃうかなという気がしますんで、よろしく、この遊休農地対策が成功することを私もお祈りをしております。よろしくお願ひします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私も耕作放棄地の検討支援業務委託料についてお聞きします。

増田委員は本当にそういう仕事も携わってこられて、全国の状況も分かっている中で、難しさもよくお分かりだと思います。私が思うのは、コンサルタント会社にこういう調査を委託するときに、いろいろあります。でも私、結果を見て、こんなんでもこんな金額でこの結論と。実際に前向いて進んだんかなというのがないことも多いんですよ。いわゆるコンサルはコンサルという言い方が行政の中にありますよ。どういうことかということ、最後やるのは行政ですから、コンサルが持ってきたもんでも、やるのは行政やから、結局そこなんですね。だから本当は、私は、行政がどこまで詰めて、こういう調査でこういうふうなことをやりたいから、ここをやったり自分たちじゃ足らんとところを専門家をお願いするというんだったら分かるんです。先進事例、いっぱい見れば行政でも分かるわけだし、先進地に見学に行くという手もあるし、そこをいろいろアイデアをもらおうと。自分たちでやってみよう。でも、ここはさすがにもっと専門家でコンサルというのはあると思うんですね。だから、どこまでこのさっきの検討支援、何を支援してもらおうと思っているのか、ここをお聞きしたいんですよ。これを単なる農業調査だけやったら、もう農業センサス、農業センサス以上に細かいも

のをやるんかどうか、業者がね。地域のことを調べるのに。ほんなら農業センサス、適当に業者が調査しましたってぼんと出されて、そんなんホームページ見たら分かるじゃないかと。国のね。そんなことになってしまうので、何を支援してもらおうとしてんのか、どこまで行政でやろうと考えてんのか。これお聞きしたいんです。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

耕作放棄地対策についてでございますが、公募で行う予定をしておりますので、あまり詳細には説明すると、影響が出る部分あるんですけども、概略だけ……。

(「やっているんやったら結構です」の声あり)

吉田農林課長 一応、項目を挙げてしておりますので、ご理解をお願いします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 支援していただくところ、これは確かにプロポーザルでも、要は入札でも業者を選定せなあかんわけですから、これやってくれということに詰めているということですけども、意見だけ言うておきます。出てきたものが本当に生かして、葛城市の耕作放棄地の対策が前向いて進むように。でないと、これ予算つけても、500万つけても、これは何だと、作文だったんかというふうなことにならないように、ぜひお願いします。

藤井本委員長 ほかないですね。

川村委員。

川村委員 よろしくお願いいたします。予算書128ページ、予算の概要は43ページになります。一番最初の質問なんですけれども、森林の環境事業ということで森林保全整備事業、また林道等の整備事業、ここも関わってくるのかなと思うんですけど、まず改めてお聞きしますが、まず、この目的、そして、今、地番図が6年で完成したということなんですけれども、完成したところのエリアについて、改めて確認をさせていただきたいんですけども、そのエリアについて教えてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

まず、現在、調査でしているところでございます。令和6年度としては、梅室や山田……。

藤井本委員長 エリアもう聞いたから、エリアさっき答えてくれてる。目的とエリアね。

吉田農林課長 目的についてでございますが、森林環境譲与税を利用しながら、森林の涵養、水源の確保なり、そういう目的で進めるために、本市においても、木育推進に関する事業であったり、森林管理及び森林整備に関する委託業務、森林学習に関する事業で、それで森林関係の事業を推進しているところでございます。そこで、まず、森林の地籍調査ないところをまず調査して、そこで意向調査なりする予定で進めておりまして、6年度で梅室や山口、加守の一部での地番図を作成しております。今後、森林地番図を完成させて、意向調査、7年度以降、意向調査を実施していく予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 地籍調査をする前に、まず地番図を完成させるという解釈でよろしいんですかね。そのための1つのプロセスとして、まず、地番図の作成をしていくということですか。梅室、山口、當麻地区とかももう全然されてない。加守、梅室、山口ね。これは、そしたら、これからこれのための目的というか、これは、これをどう生かしていくかということですが、それはもう森林環境譲与税でやっていく、要するに森林の保全という部分だけでということではないのかなと解釈しましたけれども、これ、地番図だけ、地番図を今度、地籍調査をしていくという過程があるのかということね。要するにこれ、地番図だけで、これ途中のプロセスなのかなと思うんですけども、この土地について、どういう目的のためにこういう調査をしていくかと、新規事業のためにしていくのかという、本事業の目的というのはまだ明確に出てないんですけど、もう一回これをして、どうしていくかというところをもう一回言うて。ちょっと私、解釈分からへんかったんですけどね。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

森林環境譲与税を使って事業をしていくわけですけども、木育に関する積み木のことでもありますとか、今、言うてる森林管理並びに森林整備に関する業務、それから森林学習に関する業務、これを実施、その3本立てで実施していくわけでございます。それで、地籍調査をやっていない区域について、まずは森林地番図を作成したと。その森林地番図を基に、所有者に対して森林管理の意向がありますかという意向調査をやります。その中で、やりますよというご意見があった方に対して、森林の整備をしていくという、こういう流れになってきます。ですので、森林地番図を作成することが、地籍調査をする前提で森林地盤図を作成するというのではなくて、森林の施業をやっていく、その過程で森林環境譲与税を利用して、まずは地盤の配列を見ると。所有者を調べて意向調査して、実際現場入るには、その土地の所有者に立会いをしてもらって、境界も見て、あなたの土地はここですよと決めた上で、森林の施業をしていかないといけませんので、その一番先の基礎資料という中で森林地番図の作成ということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 すごいこれから長い時間がかかる作業なんですよ、これね。大体目途というか、どのぐらいまでにやっていくというような、これ、非常に所有者というか相続されてない土地というか、結局、課税されてないような土地もあるわけで、そういうところの所有者を、なかなか相続がきちっとできているかということも、きちっと確認していかなあかんということですね。そこに意向調査というか、そういうことですよ。結構長いことかかるんですけど、この事業って、どれぐらい見てはるんですかね。完成させようと。大体の予定というか、この事業やっていこうということで意気込んでくれはったんはいいんですけども。これ、もう一回よろしい。事業期間、このエリアが今ここだけですけども、ずっとあるわけですよ。ほかもね。どのぐらい見てはるか。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 国が推奨している事業年度につきましては、20年ということでございまして、令和6年度で森林地盤図の作成というのは終わりましたので、令和7年度からはいよいよ土地のエリアを絞って、意向調査をまずしていこうということを考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 要するに6年でやったところを、まずそこについてから始めると。でも、葛城市全体あるけども、まずこのエリアだけに絞って6年でまずやって、それから意向調査をするということですよ。これで、私よう分からへんのだけど、この事業自体が1つの事業としてされるわけですよ。そやから、終了というか、これを完成させようとする、本当に市としての事業目的、国がどうこうということも分かるんですけども、市としてどこが最終でこれをきちっとやっていこうと思ってんのか、市の事業として本気でやっていこうというこの事業について教えていただきたい。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 いよいよ令和7年から意向調査に入っていくわけですけども、まずは、林道の台帳をまず整備させてもらって、林道沿いのところから、まず意向調査していきたいと思えます。事業の目的としては森林の整備ですので、人工林については、やはり間伐していくところが目標になってくるのかなと思えます。その他、座屈木については、またいろいろ検討していかないといけないと思えますけれど、植わってる木に対して、何らかの整備をしていくという事業になってくるのかな。それはエリアについては、葛城市内全域、地籍調査やっているところも、やってないところも、全域をやっていくという目標にはしていますけども、まずは林道沿いのところから手始めにやっていきたいというように考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 意見だけ、私、これ加守と梅室、山口ということで、要するに登山道、これから登山道整備していくに当たっての入り口やということの解釈でいいのかなと思うんですけども、これ、大変ですよ。結構な作業ですよ。目標に向かってやってもらわなあかんですけれども、この事業って本当にできるんですかね。ちょっと心配ですね。完成していきますかね。その辺の目標というかね……。

(発言する者あり)

川村委員 要するに登山道をつくっていくに当たって、それが完成していく中で、ちゃんとそれが運んでいけるスケジュールになってんのかというか、これができますかと。今言う地権者とのいろんな話の中で、今、地番図作って、次、地籍調査もしていかなわけでしょう。それだけでいけるんですかね。交渉の要するに時間とかも含めて、登山道整備ということでははるけど。ちょっとその辺のね。

藤井本委員長 登山道と関係あんの、これ。登山道は関係ないんでしょう。20年というのと今のところちょっと。

阿古市長。

阿古市長 私も完全に詳しくは知らないんですけど、私の記憶の中では、これ旧町の時代から、実は山の所有者が誰かということを確認しないといけないということで、地番図を作成してきました。その中で、旧當麻町地区では加守はまだできていなかった。そして、新庄町の地区では、全部できてなかったのか、ができていなかったと。ですので、まず地番図、誰が所有者であるかということ境界確定をするという作業をさせていただいたところが、まず令和6年度の話なんです。それで確定して、これからの流れというのは、多分その当時の目的がどこにあったのか私はよく分かりませんが、やはり林業をいかに維持していくのかということに目的があったでしょうから、できましたら、次のステップに入りますよというのが、今回の部長の説明の仕方やったと思います。ですので、非常に山の管理、特に木の管理、これなかなか採算ベースに乗らない状態で、放置林も含めて、その中でいろんな災害が起こることによって荒れていく状況が目に見えておりますので、ですから、そういうような意向調査も含めて、林道の、当然、林道も確定してないと、いろんな助成がいただけませんので、そういうふうなものを確定しながら、どのように進めていくのかというのは、まさにこれからの話やと思います。ですので、おっしゃっていただいていることはよく分かるんですけども、具体的に来年これやりますね、再来年これやりますねという形にはまだなっていない。20年という長い期間をかけて、山の林業の在り方を考えていきたいと思います、まさに入り口に立ったところなのかなという認識やと思います。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 山の整備というところから始めるということで、長い年月の中で、しっかりやっていたかないといけないことですので、よろしくをお願いします。

藤井本委員長 関連。

西川委員。

西川委員 これ僕もずっと一般質問でもさせていただいて、森林環境譲与税の中で。地番図、ここまではずっと聞いてたんです。こっから大変ですよ。意向調査して、管理をしてもらうのかということなんですけど、ただ、市として、川村委員、おっしゃっていたことよく分かるんですよ。何を、林道整備じゃなくて、一般質問の中でも、こういう目的を持ってやりましょうよというのが市の中でないんですよ。例えば林道整備、ほんで、所有者に管理を意向調査する。ただ、譲与税の使い方、観光に、それを譲与税を含めて、この山を観光に使うという形も取られているところもあるんですよ。あるんです。そやから、そういう目的を持ってどうですか意向調査ということもあるんです。今、林道なんです。林道、どう林道なっているか分からんけど。だから、何か今は整理して譲与税が大体、毎年毎年、600万か何ぼか忘れましたが、毎年毎年入ってくる。それを地番図、これどこでも考えていることで、山の活用、だってここを今やっぱ山、確かに整備ができてない、結構雑木も増えてきている。その中で、例えば葛城市はこの山を何か使って、観光にもそやし、何かできないのかなというところの、何かビジョンというのがあればええなという、多分そういう川村委員の多分質問やったんですけど、その辺というのは何か考えていることってないですかね。

市長。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 山は非常にやっぱしネックやと思います。ただ、葛城市の中で今、山麓、山があるということについての恩恵というのは非常に大きいと考えています。1つが水道事業もそうですし、それから自然環境の中でも山というものがあることによって、いろんな活用の仕方が考えられます。学習面もそうです。ですので、総合的な山の利用の仕方というのは考えられるんですけども、なかなかそれを整備しようとしたときには、膨大な予算が伴うと理解しております。ですので、先ほど登山道の話、ちょっとされましたけども、例えば1本の登山道を整備するだけでも数億円かかるような状況でございますので、その中で、森林の管理を、こちらのほうは、先ほど農地のほうでちらっと言いましたけども、行政管理のほうの話がもう出てきております。ですので、荒廃した山を木をどのように管理していくのか、最終責任は行政に振り分けられてくるような状況になってきておりますので、有効な整理の仕方といえますか、整備の仕方を探していくしかないのかな。一番は財源やと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 そうですね。確かに森林環境譲与税だけでは、確かにこれ全然足りないと思います。はっきり言うて。でも、これもう国に言わんなんところなんですけど、山のやっぱり予算というのが少な過ぎます。少ないんです、本当に。やっぱり山からこれ水が、今の治水というところも、やっぱり間伐ができてないので、治水能力も落ちとるんです。せやから、今こうやっていっとき雨でも、山のところで一旦ためてみたいな形で、保水してみたいな形がなくなって、一気に落ちてきているというところもあるから、これ確かに市長おっしゃるとおり、財源なんです。でも、市としてもどういふうにこの山を活用していこうかというところは、市長、やっぱりこれ、こんだけ雄大な山を持っているところなんで、これも財産なんで、その辺のビジョンというのもやっぱり持っていておいたほうがいいかなというところは思っているところでございますので。

以上です。

藤井本委員長 これ、せやけど、ほんまに所有者がめちゃくちゃ多いですやんか。ここがネックやと思ってんねけど、これほんまにだいぶ時間かかるんちゃいますの。所有者って葛城市の大体どれぐらいというの分かってんの。

植田部長。

植田産業観光部長 地籍図ができていますので、まず地籍図があるところについては、もう筆界も決まっているというところでございます。森林地番図につきましては、地番の配列ができたというところございまして、地籍調査のほうも休止している状況の中で、私としては、地籍調査のほうも再開して行って、地籍図を作ってやっていきたいという思いはございます。あります。まずは、我々は森林の整備をしたいというのが、やっぱり目的としてあります。大きな目的としてあります。林道沿いの山が崩れて、また予算も上げさせていただいていますが、そういうところをまず決めて、そこの所有者に対して意向調査をして、まずは、あ

なたの森林はどういう状況ですかとか、どうやって今後やっていきますかというようなことを聞いた上で、市が発注できるところは、市が環境税を用いて発注して、森林の整備をしていこうというようには考えています。ただ、西川委員おっしゃっていただいていますように、葛城市全体をこの森林環境譲与税だけで管理するというのは、20年かけてもなかなか難しいところではあると思いますので、言うてる林道であったり、そういったところ、優先的なところをつくって、やれるところからやっていく。あとは、財源については、またいろいろ模索していかなあかんとは思いますが、山へ入っていく道、管理していくための道の周辺から、まずは整備をさせていただきたいというふうに考えておりますので、今そういうところでございます。

以上です。

藤井本委員長 じゃ、進みます。ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 3点ほどお聞きします。

農業振興費に関係していますが、122ページ、5款1項3目18節の北葛農業使用済プラスチックの処理推進協議会負担金ということですが、これ私、質問するために過去の会議録を読みますと、農家負担が何ぼあるかというのは、答弁によって3分の1というところもあったり、3分の2というところもあつたんです。どちらなのか、それを言っていた上で、予算額の算定の根拠はどうなっているのかということをお聞きしたいんです。61万6,000円の予算計上の、どういう算定になってんのかということをお聞きします。

それから、同じ農業振興事業の中で、負担金補助及び交付金ということですが、ここにたくさん補助金等も出てるんですが、農家に直接、補助金を出している事業もあろうかと思いません。一例を挙げると、水田耕作者に対する大和平野分水の賦課金なんかそうだと思うんですけど、どういうものが直接、いわゆる農業団体あるいは農業のいろんな研究会とか、いろんな生産者団体に補助金がたくさん書いてあるんですが、それ以外に直接、農家への補助がどのようなものがあるか教えてください。

それから、128ページの5款2項1目の18節鳥獣害防止対策事業対策協議会の負担金、291万2,000円ですね。これは、予算案の概要の説明を見ますと、柵や電気柵のほうにも、この協議会が行われているのか、ここから個人さんに行っているのか分からないんですが、鳥獣害防止の電気柵や柵、これの設置の手続きはどうなっているのでしょうか。つまり、この協議会がやる予算だけなのか、あるいはこの協議会に個人さんでも集落でも、申し込めばやっていただけるのか。あるいは、担当課のほうで申請すればいけるのか。どのような形で、柵や電気柵が設置できるような手続になるのか、このことについて教えていただけませんか。

藤井本委員長 以上3点。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

まず、使用済プラスチック適正処理推進協議会の関係でございます。

使用済プラスチック処理費用の負担割合につきましては、市が3分の1、農家3分の2となっております。農家から農協に持ち込まれる際に、農家に3分の2相当額をご負担いただき、協議会は市に3分の1請求する分を合わせて、処理業者に支払う流れとなっております。積算の根拠についてですが、例年の数量なりを鑑みまして、予算計上しているんですけども、使用済プラスチックの持込みについては、新庄経済センターは12月で、當麻経済センターには2月に日程を設定して実施をしております、全体量につきましては、把握が難しいところでございます。処理費の高騰も想定されることから、令和6年度は前年比で5万7,000円増して、61万6,000円を予算計上しておりました。令和7年度も同額の61万6,000円を予算計上させていただいております。

2点目の農業生産者に直接補助を行う事業はという問いでございますが、例えば、農業生産者の事業に直接補助を行う事業としましては、経営所得安定対策事業の生産調整地域調整推進助成金と景観形成作物栽培助成金でございます。いずれも対象要件を満たす農業者、農業生産者の方に作付面積当たりの助成金を交付するものでございます。

3点目でございます。鳥獣害防止対策協議会の負担金の関係でございます。手続について等でございますが、協議会の事務局、農林課にございますので、条件としては、柵、電気柵の設置については、原則3戸以上の受益者で3筆以上の団体農地において、鳥獣害の被害がある、またはおそれがある場合に対し、協議会が認めた場合に限り設置するもので、設置費用の6割を上限として補助するものです。設置基準に適合した受益者の代表は、申請書、施設設置予定位置図、設置に要する見積書を添えて、協議会会長宛てに、事務局であるのは農林課に申請をしていただきます。こういう流れとなっております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。農業用の使用済プラスチックの処理については、農家3分の2ですか。何か3分の2のうち3分の1が農協が持つてるとかいうふうなことはないんですか。何か過去の議会議録の中には、3分の1、3分の1、3分の1というふうなご答弁があったので、3分の2ということですね。今はね。分かりました。これについては、例えば、私も持ち込んでいるんですけども、見ますと、一番大量に持ち込まれるのは、ビニールハウスのビニール、これをトラックでばっと持ち込まれたりしています。要は專業農家の方にとっては、これは産業廃棄物ですから、大量に持ち込まれることがあるわけですけども、これ私、増額はできないのかなど。農業生産者に対する補助としてね。私、こういう検討されているのかどうかお聞きしたいんです。それは、次に聞いたことと関係するんですけど、負担金補助及び交付金ですが、米だけですよね。今、転作奨励金なんかも含めて基本ね。しかし、葛城市には二輪菊もあり、それからイチゴ生産で若い人が今、就農されています。そうすると、今、燃料代がすごく高騰している、電気代も高騰している。そういう中で特産物、あるいは新規就農で頑張っている農家さんに、やっぱりきちっと実情に合った補助をやると。葛城市は残念ながらそんな農業生産高くないですし、人口も多くないからあれですけど、東北とか北海道に行ったら、この間、畜産、それから米もそうですけれども、やっぱり資材あるいは農薬についても、上がった分の補助、いろいろやられている、市単独でやられているんで

すね。葛城市は逆に少ないから、農業者で頑張って、専業で頑張ってる人もそう多くないので、かえってそういう人をしっかり支えるという点でも、予算はあまりかからないのかなと思うんです。先ほど言ったイチゴなんかハウスですから、定期的にビニールを更新する必要があったりして、そんなところにもちゃんと補助が行き届くような農業振興策というのは考えておられないのかなと。そしたら、農業者の実情もよく分かりますし、それに応じた米以外、本当に専業で頑張ろうとしている人に対する手当て、どう考えておられるのかお聞きしたいんです。

それから、先ほどの鳥獣害対策ですけれども、今、3戸以上の、3筆3戸以上ですけれども、これ要は耕作放棄地が増えてくると、1軒だけで3戸まとまらない。まとまらずに耕作放棄地があって、そこへ獣害があるということで、この基準、これ見直してもらえませんか。実際ほかの自治体では見直し始めています。集落で請け負わないと、これはやらなかったけれども、もうそんなこと言ったら集落営農そのものももう崩壊してきて、個人が頑張っているけれども、その周辺に荒れ地が広がって、そこへイノシシがやってきて、もうお手上げやと、何とかしたいと。いや、でも、これまでの基準やったら、団体で申し込まなきゃ駄目ですよ。一定の数以上ないと、囲わないということやったら駄目ですよ。農業を続けられないんですよ、そういうところでは。だから状況が変わりつつあるので、これについてちょっと見直し、現状に合わせて、個人でも、また個人、もっと厳しくしても、その環境を見て、何らかの形で出せるように基準変更、これのお考えをお聞きしたいんです。

以上3点です。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

まず、1点目の使用済プラスチックの関係でございます。

過去には3分の1、農協が負担するところがあったんですが、協議会の事務局は農協が持っているんですけども、一組合としてのということで、組合としては、割引をするという形で負担をするという形で、ほかからも持ち込まれる可能性もありますので、そういう経緯があって、その分は補助をしているという意味で経緯、経過をしております。この辺は今後も検討して協議してまいりたいと考えています。

2点目でございます。

直接個人に補助の関係でございますが、例えば、野菜生産出荷安定資金造成事業であったり、夏秋なす生産組合難病虫防除助成金、こちらにつきましては、出荷の安定を図るための資金の造成であったり、また、夏秋なすの生産でありましたら、病害虫に対する安全な薬剤の関係で、その辺の薬剤の関係の補助、団体補助にはなりますが、しているところはあります。ただ、個人的な、資材高騰の時代ですが、また全産業においても言えることなんですけれども、個々の農家についてはなかなか難しいところがあって、そういう事業は、今に至ってないところではございますが、例えば農業の推進、担い手育成であったり、新規就農、そういうところには、国のほうも力を入れていくというところもありますので、その辺も検討しながら、今後検討課題かなというところで考えております。

3点目の鳥獣害防止対策の関係でございます。

被害のほうは増えているということですが、性質上は地域で守るところで、個人で守ってもなかなか効果が出ないところもありますので、地域でそこから下に行かせないというような形で、そういう意味もあって、また3戸以上、団体で守っていくという意味もあつてのことですので、今後こういう事例にも鑑みながら協議もしていくところなんですけど、現在はそういうところでの補助となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。今回、初めて問題提起みたいなことになったんですけども、そもそも物価高騰対応の政府の地方創生臨時交付金、こういうメニューも使って、農家に直接、物価高騰しているわけですから、これ大変だということで、例えば燃料代、あるいは肥料代、そういうのを出している自治体は結構あるんですよ。だから、葛城市、そんなん全然、農林課がやってくれないから、出てこないから、農林課、頑張ってくださいよ。そういうことなんです。ほんで、特産物、特産物とか、地域、地域、言っているんだけど、やっぱり国土が荒れてしまいますので、やっぱり頑張っている農家さんを励ますような政策をぜひお願いしたい。言いたいのはこれだけです。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 先ほど谷原委員が、葛城市の農業というのは零細というふうな表現されて、非常に残念な表現だなと。規模が小さいと、そういう表現された。私、葛城市の農業というのは、非常にレベルの高い、専業農家の非常に活発な地域であるというふうに思っているんです。12市のうちで、ほぼほぼ真ん中より上のランクの農業振興を凶っている地域なんです。その辺のところ、原課も地域の特産をしっかりと支えなあかんという。主要産業として、私は農業を位置づけるべきやと。なぜかという、800ヘクタールの農地、3,300のうちの800が農地なんです。この資源を活用して産業、なりわいをされているということをしつかりと頭に入れて、重要であるという認識を高めていただきたいと思うんです。

そこで、関連でお聞きしますけども、遊休農地の問題、先ほど出ました。原因は何ですか。やっぱり市長おっしゃられているように、山麓線沿い、鳥獣害なんです。先ほどからありましたように、3戸以上とか、細かい条件つけて、鳥獣害対策クリアできるのかという問題なんです。抜本的に鳥獣害対策、猟友会の支援も含めて、ここはやっぱり葛城市独自の鳥獣害対策をしないと、私は無理やと思うんです。山麓沿い、先日、兵家に行ったんですけども、兵家、お困りですか、鳥獣害。太田へ行っても鳥獣害。ずーっと山麓線沿い、皆そうですよ。皆、1軒ですよ、被害者が。3軒、連れもって鳥獣害って、なかなかそんなないです。やはり1軒ずつお困りなんです。それを束ねて、市役所に集団で、何とかしてくれというような活動はなかなかされてないのが現状かなと思うんです。やっぱり地域として、鳥獣害の課題があるということ、もう一度しっかりと認識をしていただかなあかんのちゃうかなと思うんです。先ほどの廃プラの件、プラスチックの件もそうです。これ、農家3分

の2ですけども、実際はなかなか、私も廃プラ持っていきます。農協は、やはり3分の2をちゃんとキープしないと、市の補助金は決まってるし、赤字出されへんし、非常に苦慮されているんです。こんだけもう要んのんかというぐらい、やっぱり軽四にちょっと持っていっただけでも5,000円とか3,000円とかという単位なんです。おまえ、俺、ビニール買った値段より、捨てる値段のほうが高いぞと思うぐらいのやっぱり処理費なんです。特にこれ、先ほどビニールハウスっておっしゃりましたが、大体、葛城市から出る廃プラの半分近くはビニール、覆いのビニールじゃないんです。農業を継続的につくるために、土壌処理をするための覆いのビニールなんです。1年きりなんです。それが大量に出ると。1軒で3ヘクタールぐらいの農地ですね。覆いを掛けて処理される。ほんならもう2トン車3台、4台というレベルで、非常に過剰といいますか、高額な処理費が発生している。谷原委員おっしゃっているように、やっぱり農業支援、地域の農業の支援をするのには、格好の支援策やと、私はこの廃プラ処理に関しては思いますんで、今まで以上の支援策を検討していただけたらなというふうに思います。

2点お願いします。

藤井本委員長 農業政策に関する大きなことやから。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

まず、鳥獣害のほうでございます。3戸まとまらないといけないというところでございますけども、これはまた協議会で話して、どうにかなるように協議していきたいと思っております。

それから廃プラのほうでございますけども、こちらは令和7年度については、もう3分の1で要求しておりますけども、これにつきましても、ちょっと補助上げられないかということとは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 よろしく申し上げます。ここ肝やと思います。有害と廃プラが一番お困りの状況やと思うんでよろしく申し上げます。

もうここでついでお聞きしておきます。日本型直接支払制度資源向上活動補助金、これ、いろいろあった補助金やと思うんですけども、非常に私、この補助金を地域の農家じゃないんですよ、これ、地域に直接、補助があるんですよ。ほんで、この補助金を国が何か70でしたっけ、結構ありましたよね。地元負担ゼロ、市も4分の1、県も4分の1かな。そういう補助金で、結構縛りがきついんですよ。ご存じのとおり。縛りがきつくて、地域にちゃんと、地域のための費用として使わなあかんぞという、農林省に報告ですか、きちっとせなあかんと。厳格に管理をされている補助金。これ私、もっともっと増やしていただきたいなと思うんです。なぜかという、これ農業、地域のために補助金出ることによって、市の負担が減るんですよ。これが出なかったら例えばですよ、水路改修しようと、あの補助金使ってくださいよとね。市の方も、これをもらっている地域には、この費用でやってくださいよ

と言わはるわけですよ。ほんなら、市の負担が軽くなってるんですわ。だから、もらってほしいというのは、私、市としては、もっと参加集落を増やすべきやと思うんですけども、現状の参加集落11でしたっけ、そこ、もう一度お聞かせを願いたいなど。増えるような策を検討されてんのかということも2回目の質問でさせていただきます。

藤井本委員長 現状と数と増えるような策をやっているのかということやね。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまの日本型直接支払制度資源向上活動の補助金の関係でございます。組織、11活動組織で18地区で活動されておまして、7年度につきましては、新規で1地域が立ち上げ準備ということで、その辺の支援なりをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 だから、そういう増やすということをやっているのかということ。今の質問は。やってないねやったらやってないし。

吉田農林課長 立ち上げのときに、様式であったり、その辺の支援をさせていただいておりますので、7年度で1地区を増える予定となっております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 私、言いたいの、例えば支部長会、市であれば、市主催の支部長会、こういう補助金がありますよ。自由に使える、国2分の1、市も県も補助金出してもうて、裁量権を地域に持っていて使って使えるんですよ。どうですか、参加しませんかというPRを、そういう機会にするべきじゃないですか。それによって、市が従来やっていた、負担していた費用が軽減されるじゃないですかということを提案しているんで、今後、支部長会等で、これ、悪いイメージでこの事業があまり広がらないように、いいイメージでどんどんどんどん増えていく集落つくっていただくことを私は願っております。市の財政のことも含めてね。やるべきやというふうに思っていますんで、よろしく願います。

藤井本委員長 深くありがとうございました。ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、ここで職員の入替えを行います。そのため、約5分程度、暫時休憩をいたします。訂正します。15分休憩いたします。だから、今5分やから、20分再開いたします。

休 憩 午後6時04分

再 開 午後6時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書128ページから134ページまでの5款3項商工費に対する質疑に入ります。質疑ないですか。

川村委員。

川村委員 それでは、お願いいたします。予算書132ページ、広域連携事業の中にあります委託料、(仮称)西の山の辺の道調査等の業務委託料について、これまでの経緯とかも含めまして、

これからどうしていきはんのかということなんですけれども、お尋ねをいたします。これ、2年ほど前から経過している、なかなかまとまっていかないうって心配している広域連携の事業だと思わうんですけども、この連携をする市というのは、葛城市もこのことについて、前もご提案申し上げていることについて、どのような意向であるのかということは、もう一度お伺いせなあかんのかなと思います。実際、仮称になっていますけど、西の山の辺の道ということ、実際、西、本体の山の辺の道、なかなかボリュームのある、規模というのは大きいんですけども、あえてこっちを西というふうにおっしゃる、その成功の見込みですよね、市長が描いてはる見込みというのは、どういうことなのかと、改めて聞かせていただきたいと思います。そのときに、私、ちょっとかねて3年ぐらい前に、このウォークルートというのを調査費用をかけて、3つぐらい、多分ウォークルートを作成されていると思わうんですけども、せっかく作成されたんですから、それをどう生かしていくかということについて、まずはお聞きをしたいと思います。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

(仮称)西の山の辺の道でございますが、これまでいろいろと議論のほうにいたってきたところだと思わうんですけども、令和6年の11月に、関係しております香芝市、五條市、御所市と担当者とともに会議のほうを開催させていただきまして、各種の担当課長等に対しまして、今後の事業の方向性等についての説明をさせていただきました。意見交換会という形でさせていただいたところでございます。ところが、各市いろいろと事情等もございますので、いっせいでどんという形にはなかなかいかないのかなという感触がございました。今年度に関しましては、まずは一旦、連携というのは当然これからも目標といたしますか、このまま目標のままにしていますし、継続して協議も進めてはいかさせてはいただくんですけども、まずはちょっと一度、葛城市のほうから一旦始めさせていただいて、成功事例的なところをうまく示せれたらなというところの思いもありまして、令和7年度に関しましては、そういった思いの中で、まずは先行して調査のほうに入らせていただきたいなというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 前につくったウォークルート。

増田商工観光プロモーション課長 過去のウォークルートに関しましては、今年度、令和7年度につきましては、そこらのルートを再度、業者を入れて調査をしながら、活用しながら、西の山の辺の道の道とは言いながらも、山麓エリアの活性化を目的にやっていきたいなというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 なかなか足並みそろわないのかな、それぞれの市の思いというのがあって、葛城市の思いが届かへんのか、そこは分からないんですけどね。まずは葛城市からということやから、

葛城市が成功するよというような、そういう提案をしっかりとアピールしないといけないのと違うかなと。だから結局、成功の見込みというものはある程度予想して、その周辺の方にこれ絶対こういうのは成功していくと、集客どのぐらいでという、そういうことを示さなあかんの違うかなと心配しているんですけど、そういう投げかけというのはどうなのか。せっかくさっき聞いたんですけど、この3つのルートって、これPRしている。してないよね。してへんということは、そのときに何のために調査したのかということや、せっかく費用をかけて調査してるのに、無駄になるでしょう。だから、そういうのをどう生かしていくかということも、議論の中に入っとかないといけないの違うのかな。そのためにずっとずっとこれ、ある年月かけて調査して行って、やっぱり山をアピールしていくということやねから、せっかくお金かけてやったことは、やっぱりきちっと成果に生かしていこうという、そういうことをしてってもらわんとあかんの違うかなと思うんですけど、それについての、再度調査するなんて言わんといてください。再度、それせっかくそれでお金かけて、それもう成果に入ると思うんです。だから、その成果をどうしていこうとする、もう一つの土台に乗っていかなあかん話やと思うんですけども、その辺の考え方というね。本当に成果というものをもうしっかりと、もう今まで調査してきた中で、必ず葛城市は、周辺の自治体に対して葛城市が示す成功の秘訣ってこうやから、こういうルートがあって、こういうルートがあって、そういうやっぱり引っ張っていくような中身を示してもらわなあかんと思うんですよ。飲食とかトイレとかもないと、今はね。それもどないしはんのかなと。一遍に言うたらしんどい話ですけども、でももうこれだけきちっと本気でやっていきはんねから、そこはやっぱりきちりと計画立てていかなあかんと思うんですけどね。もう何か地域と連携、周辺と連携できるかばっかりが、私らの中には頭にあるんやけど、私らは、もう周りの人の気持ちを動かしていこうという、そういうことにしていかなあかんの違うかなというふうに、葛城市が本気でやっていくんやったらね。そこのとこの意気込みもやっぱ感じていけるような、我々に説明、その辺りもしていただかないといけないのかなと思うんですけど、お願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまのルートの件でございますが、今年度、令和7年度の事業といたしましては、今おっしゃっていらっしゃったように、ルートの安全性やトイレ、自動販売機とか標識の確認とかそういったところも確認をさせていただきますし、地元の方々とワークショップという形を取らせていただいて、意見交換をして、地元との話というのをもうきっちりしていきたいなと考えております。地域からやっぱり盛り上げていかないと、なかなか成功というのは見えてきませんので、まずはそういったところのワークショップというのを大事にさせていただきたいなというところが、成功への見込みというところが、そういったところが必要なかなというところで考えております。以前のルートに関しましては、そういったものも反映させながら、今回はそういったものも使いながら、ちょっと1つの道というところをというんですか、大まかな目安となるルートぐらいのイメージで、全般的にやっぱりエリアと

という感じの捉え方をさせていただくと、推奨ルートぐらいの扱いになるのかなというイメージでは思っているんですけども、あくまでも山麓エリアというところでまちづくりというのを考えていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 比較的大きく捉えてはるねんなって思うんですよ。地元の協議、これ大事ですけど、なかなか地元の人って新しいことをするにはエネルギーも要るし、山麓エリア、若いエネルギーな人がまたそこへ集まってきてくれて、やってくれたらいいんですけども、なかなか今、山麓の人口減もある中で、そこは市が主導していくというか、市が引っ張っていくというか、市が、先ほどの農業もそうや、先ほどの答弁もそうでしたけども、やっぱり市が引っ張っていくという事をしていかんと、なかなかその気にはなれない。その気にさせていくということをやらないと、この西の山の辺の道、この事業というのは成功していかないのちゃうかなと。私も本気でこれ、やっぱりやっていくなら、本気でやりよと思って、今日いっぱいハッパかけようと思ってますね。だから、これは成功さすんなら、もっと真剣に周りとも協調性を持ってやっていただくことを、もうこんな議論もう何年もこれから先できないですよ。やっぱりもうやるんなら、もう本当にスタートを切ってやっていかないといけないけど、何かなかなか進展がない。そこは、市長は市長の役目があるし、職員さんは職員さんの役目があると思いますので、ちょっとその辺りで市長の考え方、聞かせてもらいたいかなと思うんですけどね。市長が本気でやっていくというその意気込みをご答弁いただきたい。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 この西の山の辺の道は、もうほぼ3年ほど前になります。今は、実はもうその4市町のうちで残っているのは私だけになりました。香芝市が変わりましたし、御所市は、昨年残念なことに、ああいう形になりましたし、五條市も変わられましたので、4人が県庁の観光局に伺ったあのメンバーは私だけになってしまいました。その中で構想としては、その方向でいきましょうという話になったんですけども、ただ、それを市の中に落とされた中では、やはり温度差があったのは事実でございます。特に香芝市、五條市は端になります。そして、御所市につきましては、御所市特有のやはり考え方がありました。ですので、その調整の中で時間がかかったというのが実情でございます。ただ、この4市町の中では、やはり必要だろうという話では非常にまとまった中でのスタートを切ったわけでございますが、実際問題に、予算化する段階においては、各市においては温度差があったということやろうと思っております。ただ、この構想自身は、もう間違いなくこの葛城市の山麓エリアのまちづくりにとっては非常に必要なツールであると認識をしております。昨年も、いろんなところで市政フォーラムをさせていただきました。その中で、特に山麓エリアのやはり人口減の問題、過疎化の問題、若い人たちがいかに魅力を感じていただけるのかも含めまして、まちづくりに関して非常に危機感をお持ちの状況でございました。その中で、この道の話させていただいたときには、非常にやはり進めていただきたいというご意見を各地域ともにいただいております。どのエリアにつきましても、いや、これは要りませんよという話にはなりません

でした。ですので、私の公約の大きな柱の1つとして挙げさせていただいて、秋の市長選挙を戦わせていただいて、ご指示をいただいた案件でございます。手法はいろいろあると思います。4つ一緒に一遍に始まればいいんですけども、それは各地区地区の、自治区は市町村という自治体が違いますので、同じ意識の中でスタートするというのは難しいと思います。どちらにしましても、葛城市にとって、加守のエリアから笛吹神社のエリアまで、このエリアについて、散策できる、まちづくりの1つの大きなツールとして観光資源になるのは事実でございますので、まず、できることから進めていきたいと思っております。葛城市は、非常に観光資源が豊かでございます。二上山から笛吹神社の間の区間、約何キロあるのかな、5キロ以上はあるんですけども、何キロやって急に聞いたもんですいません、かなりの区間がありますので、その区間だけでもまず先行的に調査をさせていただいて、どのルートを通ればいいのか、どのような観光資源を結びつけていけばいいのか、安全なルート作成も含めまして、調査を始めたいと考えておるところでございます。並行して、各市に対しまして、訴えかけというのは続けてまいりたいと思っておりますが、まず、スタートを切らないと始まりません。まず一步を踏み出すということに、全力を傾けたいと考えておるところでございます。以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 本気出してやるよという答弁やったと思います。けれども、以前からそのルートについても調査をしている。私、これやっぱり生かしてもらわなあかんの違うかなと、お金かけてやったんやからね。だから、それはそれでお金かけてやったけど、駄目やったと言うんやったら、またその答弁もしてもらわなあかんねんけど、生かせんのやったら、それを生かしてもらわなあかんの違うのかな。私、こだわるのは、調査費用もかけてやってるねから、無駄になったら駄目よということもやっぱり心配するところやから。ちょっともう一回答弁していただけます。答弁いただけますか。以前に3ルートやったかな、3ルートやったね。そのことについてどういうふうに生かそうと思っはんのか。

藤井本委員長 増田係長。

増田商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課、増田でございます。

先ほど、川村委員が言っていたマップ、ルートに関してなんですけれども、こちらは市内を周遊するルートを目的として作成したものでございまして、もちろんこちらも、今後の観光の施策としては活用できたらと考えておりますし、また、今回の西の山の辺の道事業に関しましては、山麓エリアを中心として活性化させていくことを目的にしておりますので、一部取り入れられるところは取り入れながら、活用していけたらと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 市内の周遊ルートが入ってたんやね。それ、でも調査したんやから、それはそれで大事な、やっぱり周遊ルートとして生かしていただきたいと思っております。あとは、新しい道をどうして作成していくかということは、これからまた考えていくということですよ。進捗見させていただきたいと思っておりますので。これ、今日はちょっと、私も質疑、あんまりできなかったの

で、これまで、だから、ちょっとたまっていまして、あれまあしてたんちやうんかなと、前からね。そやから、ちょっと、ごめんなさい、まとめて言わせていただいたんですけど。どうぞよろしく願いいたします。頑張ってください。

藤井本委員長 ほかに。関連。

西川委員。

西川委員 これ僕はもうずっと一般質問でもさせていただいておりますし、3年前にも、やっぱりちょっと違うんじゃないかということで修正も出させていただいたところなんですけども、やはり僕、広域のところにこだわってしまうんです。3年前の答弁でも一緒に、やっぱり葛城市が率先して魅力を発信して、他市がついてきてくれるやろうと、今もそういうふうな答弁であったのかなというところはあるんです。確かに本当に努力していただいて、植田部長も行っていただいて、向こうの御所とかの4つ集まって、それぞれ行かあったんかな、4つ集まってもらったんかな、確か、先ほどもあった、そうやって意見交換会をしていただいておりますけど、確かに温度差があつてということも聞いております。ただ、僕、これ市長が山麓エリアのまちづくり、これ大好きなんですよ。言うてくれはったのね。それについては、本当にやっぱり今、山麓エリアにいろいろ課題もあるし、先ほどもずっと耕作放棄地とかもいろいろあるし、そういうのが、この（仮称）西の山の辺の道、強調して言いますが、仮称ですわ。解決していくということも、何かしら1つ手だてになってくるのかもしれないし、地域の人は喜ぶことやと思います。ただ、これ葛城市だけではやっぱりとどまっておほしくない。やっぱり広域、観光、大きいくくりで言うたら、広域の観光面で横の連携で、やっぱり観光面をシェアするといいますか、そういうところを考えていただきたい。これ道づくりではないと、一般質問でもおっしゃっています。今は、今回は道の策定をされるんですけど、道づくりではない、観光を面で捉えていくような、僕はもんやと思っております。せやから広域で、連携事業で最初に掲げられたんやというふうに思っておると。僕ちょっと御所のほうとはいろいろと話をしまして、植田部長にも伝えておりますし、向こうも明確に結構言うてくれていました。条件というかというところもありました。ここでは今ちょっと言いませんけども、やはり受け入れる協議会をつくれる、協議会というか話合いをできる場所は、御所とは、僕は一定の手を結べる、観光面で、この（仮称）西の山の辺の道に関して手を結んでいける、道はちょっと分からないですよ。道をつなげるということはちょっと分からないですよ、これは。分からないですけど、僕は観光面で、何かしら御所と一緒にできるもん、ほんで、結構共通点も多いんです。やっぱりいろいろと市のほうでも調べていただいております。お酒もそうですし、お酒でつながるといってもそうですし、発酵食品とかでしたっけ、とかね。それとかいろいろありましたね。寺社・仏閣とかいうのもありましたね。山麓でね。そういうのもあった中で、今ここに需用費で10万円上げられているんです。これは協議会を設立するための、一応経費として見られているって、令和5年度かな、6年度からかな、入れていただいていたところやと思うんです。やはり僕は、そこに今の地元のワークショップとか、もちろんそれは開いていただいて結構です。ただ、市長に聞きたいのは、いろいろと首長が替わられました。首長同士、1回この話をされたのかなと

いうところが、御所はしてないの知ってます。今まだね。でも、例えば香芝、五條、首長で一度、一回うち、これ一旦やってみようと思ってるねんと。なかなか乗りにくい分かるかもしれへんけどということ、1回でも首長の同士で話をされたんかということをお聞かせ願いたいなど。御所はしてないのは聞いているんで分かっています。あと香芝と五條かな。

藤井本委員長 先ほどの説明やったら、事務課長レベルで話をしたという説明を課長のほうからしたんやんね。今の西川委員の説明は、先ほど阿古市長は、前の市長とは話してたけども、皆替わられたと、私1人になったという説明があって、今新しい市長とお話を市長レベルとしてされてるのかという質問で、お答えもういただきたいと思います。

阿古市長。

阿古市長 香芝が今年の6月ですか、そして御所が今年の10月、五條のほうは1年前になると思います。まだ首長同士での話はしておりません。事務方同士では、前任者の段階から話が下りておりますので、事務方同士の話をしているという状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今、多分4市の首長の中で、一番、阿古市長のほうが任期が一番長くなって、年も一番多分一番上なんかなと思うんですけど、葛城市に、今こうやって考えてんねんということリーダーシップを取っていこうと思うんやったら、やっぱり阿古市長は今、適任でおられると思うねん、今ね。そら、首長のやっぱりそれはいろいろ背負ってるもんがあるとは思いますが、やはり一度その思いをきっちり伝えていただきたいなと思います。この広域という。ただ、御所に関しましては、本当に条件というか、話す準備はできているということは、僕の中では聞いておりますんで、その辺は、僕がこだわる理由というのは、やっぱりこれからの葛城市の観光もそうやし、この（仮称）西の山の辺の道を通しての観光もそうですし、横との連携というところも大切にしていきたい。勝手にあいつらしょったんやというふうに絶対思われたくない。これは僕、阿古市長、本当に成功させたい。僕ええ事業やなと思う。葛城地域観光協議会という4市1町のあれもあるんですけど、僕は、そこに何も気使う必要ないと思ってるし、やっぱりこの4市でやっていこうと。まずは2市からでもいいんじゃないかと。2対2になるわけですから。ほんだら、隣町、御所が五條と隣の町になるし、この中枢の2市からでも手を携えてやっていけたらというふうに強く思っていると思います。そのつもりは、阿古市長、もう一回、一般質問でも言うたんですけど、例えば御所から1回、例えばこの事業に関して共通事項を見つけて、協議会を2市からでもつくっていこうというお考えはございますでしょうか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 当然のことながら、訴えていきたいと思えます。ただ、並行してやっていきたいという思いでございます。スピード感を非常に大切にしないといけない事業やと考えております。待ったなしで進めていかないといけない事業ですので、最短の距離でいきたいと考えておりますので、両サイドから頑張っていきたいと考えております。御所のほうにも、実際問題として非常に葛城市と御所が一番メインなんですよね。ですから、この2市がまとまるという

のが、一番成功の近道やと考えておりますので、ぜひ並行して頑張っていきたいと考えております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 やはり御所も山麓で、やっぱり課題も持っているところでございますし、やはり仲間を1人でもまずつくっていくっていう、僕はそういう感覚でいいと思ってる。だから、例えばパンフレットを葛城市と御所とまずは作ってみるよとかいうのもいいと思うんです。なんせ、でもそのためには1つの共同体というか、協議会というのをやっぱりつくらんと、やっぱり前向いて進まへんのかなと。そこからかなと思う。そやから、今やっぱりスピード感を持ってっおっしゃっています。だから、同時進行ということも構いません。ただ、僕が約束してほしいのは、令和7年度には、やっぱり御所と何らかの事を進めていただかんあかんと思ってるんで、その辺については、これは約束をしていただきたいと思っているんですね。もしかしたら条件付になるかもしれませんが、やはりそこは、僕はそれ強く望むところで、望んでおりますんで、本当に。しっかりと考えていただきたいなというところでございます。

藤井本委員長 市長に答弁、もうもうてますので、いいですか。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連でお願いします。質問なんですけれども、西の山の辺の道という仮称がついていますけれども、これイメージとしたら、やっぱり西の山の辺の道というふうに、つと南北に連なっている道、山の辺の道は、もうこれは日本書紀以来ですから、もう官道として、特に平安時代は京の都から熊野詣でもう大勢の人が歩いて、歴史の舞台になっているし、源氏物語の舞台でもなっているし、すごい伝統のある道ですよ。道というのは人が歩くから道になるんでね。こちらのほうの西の山の辺の道というのは、南北に歩く道は昔から一本の道がそういうふうにあるかと言うたら、ないんですよ。ここを歩かせようというふうに考えておられるのか、それとも、僕は西の山の辺の道、大いに結構ですって僕は言うた手前もありますが、その趣旨は、歩いている人、今でもおるんですよ。葛城市内、すごくたくさん歩いている道があります。それはもう何も言わなくても歩いてはるんですよ。葛城市が特に宣伝しなくてもね。御所にもあります。御所は宣伝してはるけど、葛城古道。大阪からたくさん来て、一言さんから九品寺の間、歩いています。あっこれも歴史感じられるところですけど。こういうところをつなごうとされているのか。今度、調査されるんですけど、そういうふうに、例えば加守から、葛城市で言うたら加守から梅室までつなごうとされ、そっからまた更に葛城古道につなごうとされているのか。これは西の山の辺の道という名前がついているので、だから連携ということも大事ということになるかと思うんですけど、これお考えを聞きたいんです。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 イメージといたしましては、葛城市の領地だけ言いますと、加守から笛吹神社までという考え方です。ですので、自分の市の分担のところは、自分の市の意思の中で確定はできま

すけども、例えば、それから香芝市に対して、御所市に対して、どこを通ってくださいよという形には無理やろなと考えております。今現在おっしゃっていただいているのは、葛城市もいろんなところで、特にボランティアガイドの方々も中心として、いろんなルートを観光資源として使っていただいて、歩いていただいております。ただ、今の申しあげているルートが実はないんですね。完全な安全なルートというのが確定できていない。ですので、葛城市の山麓エリアの自然の豊かさですとか、景観のよさ、そして、やはり空気の緑のよさも含めて、やはり自然のよさですよ、それをいかに見ていただけるのかというのが必要になるのかな。そのためには、歩いていただける安全なルートをまず確定しないとイケないと考えております。葛城市内だけでも、二上山の麓から「當麻の家」のあの周辺から、石光寺のほうを歩いて、當麻寺を歩いて、竹内街道を横切って、それから道の駅かつらぎに入って、寺口に入って、それからこの山麓を山口を歩いて、そのルートというのはすばらしいものがありますので、それを早い段階で歩いていただいて、歩けば必ず経済が動きますので、まちづくりの1つの大きなツールとして活用できるような状態に持っていきたいと考えております。当然のことながら、これはツールと言いましたのは、結局そのルート内に宿泊所の誘致も考えたいですし、いろんな、食事するところも考えたいですし、いろんな必要なものを、そのルートを中心として整備をするような形に持っていければと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 これは私の考えですけれども、観光として歩いているんだしたら、もう歩いてはるなと、もう道になっていると思っているんです。だから、そこへ歩かせようと思えば、やっぱり仕掛けが要る。例えば山麓ウォーク、私も毎回参加しています。ほんまきれいな道ですけど、じゃ、ふだん歩いているかと。人がね。何も言わなくても。でも、加守から、例えば當麻寺の間際、新在家とか染野とか當麻、この地区すごく美しいですから、今でももう土日はもうぞろぞろ歩いてはります。だから、それをつなぐということになると、何か仕掛けを考えようと思われているのか、そこを聞きたいんです。もう、今歩いてない道に人を歩かせるということは、何かなければ人は歩きませんから。それちょっと、そういうことも考えておられるのかお聞きしたいんです。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 確かに二上山のほうから當麻寺辺りのほうは、山麓の道筋というのはあるんですね。ただ、それが山麓エリアのほうでずっとつながっているかというのと、分断してます。例えば當麻から竹内のほうでも分断してしまいます。ですので、竹内のほうから兵家を通して、道の駅かつらぎのほうへ行く道も分断をしている。ですので、歩いていただく仕掛けというのは、いろんな仕掛けを準備はしますけども、まず、歩いていただけるルートを確定しないと、勝手に歩かれて、非常に危険な状態のところを歩かれても問題ありますので、ですので、まずそのルート策定を確定していきたいなという思いがあります。若干、山麓線を歩くようなところが出ないような形で、できればルートが繋がればなと思うんですけど、残念ながら今、

分断されているような状態で、加守から笛吹神社まで歩けるようなルートはないという認識を持っております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 市長が強い思いを持って、そういうことをやるということは予算化されるので、いい道になることは望みますけれども、私ちょっと一言だけ思いを申し上げますと、やっぱり観光資源、これ観光事業として成功させるというのは非常に大事なと思うんですが、今ある資源、僕がさっき言ったところですよ。大勢の人が来て、もう宣伝しなくても土日にはよく歩いておられる。そこをもっと焦点を当てて、そこを開発するという考えもあるのかなど。歩かないところを人を誘導するんだったら、私もいろいろアイデアはありますよ。でもお金がかかる。そのお金を投資して、人を呼び込めるかどうかいうところも大変なことになるし、私は今ある本当に愛されている葛城市の景観、大阪からもたくさん来られてる、葛城市というたら、あそこやね、きれいなところやねってよそからも言われるところ。そこをもっと、ただちょっとした効果で、もっと大きなPR、観光資源になるんじゃないかなというふうに私は思っております。これは1つの考えです。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 関連でお願いします。お話聞いてて、イメージが膨らんできました。加守から笛吹5キロ強やということで、あるものは最大限に使うと。今既存のルートにつながるの悪いところは、そこに新しく道をつけて、一気に通貫で笛吹まで加守からずっと一本の道ができるというイメージでいいのかな。そうせんなん、途切れてるやつというのはつながらないんで、そういう切れ目のない一本の道をつくらうというイメージかな。イメージが、わくわく感のあるイメージがか一っと湧いてきたら、もうしめたもんやと思うんですけども、これからそういうのができてくんのかなとは思うんですけども、ただ、私、市長が宿泊もありの、食べるところとかっていろいろおっしゃっていたけど、あのルートというのはマイナス点として、エラーゾーンであったり、それからいろんな規制の中にあるルート、エリアやと思うんです。その辺のクリアせんなん問題あんのちゃうかなという、そういう懸念をしました。

それからもう一つは、これ5キロあるんですよ。少なくとも葛城市のエリアの中で5キロ。5キロのエリアを、途中頓挫するというのもありかも分かりませんが、できたら、加守から笛吹まで到着してほしい、あっこまで行きたいって。歩いていくんですか。限られてきますよ。私、移動手段も考えるべきやと思ってる。道路の幅も、ちょっとイメージ湧いてこないんですけども、少なくとも4メートルぐらいかな。あまり車の通るイメージじゃない。湧かないんですよ、イメージが。私は、少なくとも自転車で移動できるようなイメージであれば、レンタサイクルを借りて、あの道を通ってみようかなとかというふうなこともできれば、私は利用者、それから葛城市に来ていただく方の人口というのは増えてくると思うんですけども、歩いてここを、西、東、西、東の山の辺の道のように歩くだけのイメージで絞っちゃうと、限られた方の利用になってしまうかなというふうに思うんで、その辺のところはどうなんですかね。もっと2メートルぐらいの細い畦道みたいなイメージをされ

ているんですか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、現地調査させていただきたいんです。道は広い道のところもあったら、細い道もあると思います。桜井から奈良市へ向かっている道の山の辺の道のほうも何回か歩いたことがありますけども、いろんなところを歩きます。本当に畦道に近いようなところがあったり、階段みたいな形のところがあったり、また、車の軽四が通れるようなところがあったり、いろんなところをつなぎながら、1つの道として成り立っていると考えております。ですので、まず、新しい道をつくるというのではなくて、今現存のある道をつなげることができるのか、できないのかというところから入っていくのかなと考えております。

それと、観光地そのものを全てその道でつなごうという気持ちはございません。当然のことながら、メインとして1つの道があったら、枝分かれをさせて誘導するという考え方。ですから、こっから下へ下りていきますよ、下りていったら、例えば、蹶速塚がありますよ、もしくは、こちら側からこう行けば、飯豊天皇陵がありますよ。いろんな枝分かれのルート、竹内峠でいえば、ここから行けば、竹内街道がありますよとか、そのような枝分かれしたようなルート設計に多分なっていくのかな。ただ、メインとしての道をどういうふうな形態になるのか、まず調査をさせていただきたい。安全というものが一番大切ですので、ですから、けがのないように歩けるルートをまず見つけ出して、持っていきたいと考えております。委員ご心配の土砂災害警戒区域のお話をされておりますが、そちらのほうは、施設誘致の段階で考えていく話になるのかなと思っております。実際問題として、危険なところを歩くという考え方はございませんので、災害時といいますか、大雨のときに歩くというようなことはちょっと考えにくいわけですねけども、イメージとしては、非常に分かりやすい表現の中で使ったのが、実は山の辺の道やったんです。実際歩いてみますと、いろんなところを歩いて、1つたどり着いていくような形になります。これは、当初から申し上げていますように、1つのツールです。まちづくりとしてのツールです。山麓エリア、今委員がお述べの二上山から當麻寺周辺まではもうルート確定はできています。そして、いろんな方がお歩きになっていますけども、残念ながら、まだこちらのほうのルートについては、それほど歩いていただけていない。部分部分で興味を持って来ていただいている場所はあるんですけども、山麓エリアを歩くというような形にはなっておりませんので、ぜひ、そのようなルートを作成していきたいと思います。いろんな問題点が多分、研究といいますか、調査をする段階で出てくると思いますので、出てきたときに、それを解決する手段を見つけ出すという形になっていくのかなと思います。一日でも早く、山麓エリアの人が喜んでいただけるような、そんなまちにつくり上げたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 じわっと市長の頭の中のイメージが、私の頭の中にもうっすらと浮かんできたんですけども、早くわくわく感の高まるような、市長の頭の中のイメージ、皆さんにお伝えしていただけたらなと思います。まだもうちょっと時間がかかると思います。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 関連で、僕もちょっとだけ。今から調査ということなんですけど、これ先ほど市長もスピード勝負やおっしゃった、もうぜひそうやと思うんですけど、今聞いたお話、聞いて、これってめどどれぐらいでそこまでいけるもんなんですかね。というのも、そこで、先ほどの課長の話では、一定の成果といいますか、そういうのを持って、他市、それは意味分かりましたわ。それっていつぐらいの話になんねやろなって。今から調査やから、そこまでビジョン見えてへんのかなと思うんですけども、でも、そこ整合性合わないですよ。今年調査したら、もう来年には出来上がりますねんってなるんか、いや、できるの10年後ぐらいですとか、ちょっと意味分からんくなってくるんで、その辺のそれこそイメージですよ、どういう歩幅でいこうとしてんのんか。

もう一つは、御所市さんとか他市があることなんで、僕は、相手方あることなんで、そこはもう市長の手腕に任せるしかないなと思うんですけども、これ別に葛城市だけでも成立するんじゃないのって思うんですよ。それぐらいの規模感でやっていくんかということですよ、要するに。成立はしてないです、今の段階ではしてないですよ。そういう事業やから成立しないですけども、相手方あることなんで、今、温度差って言いますけども、どれぐらいの温度差かも分からんわけですよ。西川委員さんおっしゃるみたいに、御所市さんの条件も知らんからね、僕。その差がほんまに埋まんのかなと思うんですよ。ただ、それでも、市長は最悪というか、葛城市だけでもやりまっせってことなんか。うやむやといいますか、その辺どうお考えなんかなと思うんですよ。他市があることなんで、僕は。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ルートのほうは、地図上や日頃から山麓エリア散策しておりますので、ある程度のめどといいますか、今現在も、近畿自然歩道を中心としたルートになるのかなと思っております。ただ、それでは、完全には実はつながっていないんです。ですから、つながりをどのように持っていくのか、それは多分道を新たにつくるということはなかなか考えにくいと思うんですけども、今従前のある道で迂回路があるのかどうか、つなげるのかという形になります。それで、他市に持っていく成功事例というのは、年数かかります。当然のことながら、そこで葛城市が非常にいろんな人が歩いていただけるようになった時点で、成功事例になります。ですので、成功事例ではなくて、このような取組を一緒にしませんかという訴えをしていくという形になります。あくまで葛城市の範疇だけは、葛城市が自分で道のルートを決めることができると思います。それを例えば、香芝市さんに対してどこに道をルートしてくださいというようなことは、お願いはできるかもしれませんが、それは強制はできません。ですので、お互いの持っているエリアの中で、どういうふうな道づくりをしていきますので、よかったら接点としてはここになりますので、その接点からどうですかというお話になっていくのかなと思います。ですので、成功事例というのは多分年数かかります。ただ、それを1年でも早くその状況に持っていかないと、委員がお話しされたように、葛城市だけでも完結します。本当のことを申し上げまして。ただ、スケールとしては、もう少し大きいスケールにしておくほうが、100年先、200年先に残るかなというイメージがあります。葛城

市独自で、例えば山麓の散策ルートを独自の葛城市の西の山の辺の道として整備をして持って行って、そして、周遊ルートに接続をしますので、周遊ルートで回すということは大いにあり得ますが、それは、葛城市独自の判断の中でやることかと考えております。できれば、両方面で頑張っていきたいと考えております。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今のお話やったら、やっぱりそこは、先ほどの話出たけど、大半が葛城市と御所市さんの話じゃないですか。そこをしっかりともっと前向きに話固めていく、これからやっていただけたらと思うんですけど、逆に言うたら、市長替わらしたから、新たに行って、もうこうやっていきたいと思いますというふうになってますねんという話やったら、もっとぴんと来たんかなと思うんですよね。その辺は、しっかり壮大なスケールになってきよるんで、やっぱりそれは人と人との話になってきよる、現場レベルでもその温度差って僕よく分かんないですけども、そこは引き続きというか、これはいけるのであれば、しっかりとやっていただいたら、もっとビジョンが見えて、壮大なスケールなっていくんかなんというのには、ちょっと汗を流していただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 関連じゃなくて……。

藤井本委員長 ほかに関連ないですね。

西川委員。

西川委員 今、杉本副委員長が阿古市長に言うた、葛城市だけでも成り立ちますねんという話は、それやったらということになっちゃうんですよ、僕の中では。広域、ここにあって俺は載せてはると思ってるので、葛城市だけでも成り立つんやったら広域連携事業じゃないんですよ、別に。そこが、僕ちょっと認識がやっぱり違うんかと思うんです。そこに僕一生懸命になってるんです。やっぱり一緒にとというか、市長が最初に描いていただいていることを実現してもらいたいから言うてるのに、葛城市だけで成り立つんやったら、こんな広域で僕悩んでいいんです。はっきり言うて。せやから、それは市長、ちょっと違うんちゃうかな。道の話はそうか知らんけど、僕は道の話だけで言うてんじゃないし、そやから、そこがやっぱり引かかっちゃういますよねというところなんですけど。ちょっと捉え方が違ったんですかね、僕の。今、でもそういうふうにおっしゃったから。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 成り立ちますかっておっしゃったんで、成り立ちますよって申し上げました。ただ、その中でお話ししたのは、例えば葛城市独自の中で成立して終わったとしたら、これは葛城市の財産としてだけ終わります。多分、後世の中で、50年とか100年とかという歴史の中では、なかなか耐えられないかなと。もし、最終的な目標の道が完結したとすれば、これは山の辺の道という今現在、東側にある道と、名称は分かりませんよ、分かりませんが、西にも山の辺の道があるんだという、これは後世に残る、100年先でも残る道になっていくと考えてお

ります。ですので、あとは手法の問題なんですよね。最終目標はそこにありますけども、それを現実化、具現化するときに、どこから手をつけていくのかという議論やと私は思っております。両方面から、御所の山田市長にも連絡を取りながら、協調して頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ぜひとも、そこは本当に強くこだわらせていただきたいと思っています。やっぱり言うているように、葛城市だけで終わってしまうたら、おっしゃるように、難しいですよ。こんな50年、100年先、これだって道なんかはっきり言って、利便性で今までできてきた道じゃないですか、言うたら。これはあくまでも目的が、本当に道というのはそこに行くために、これというのは分かります。でも、これ観光も含めて、市長がやろうとしてはることというのは、やっぱりほかからの、葛城市だけではなかなかそれは成り立たへんと思いますわ。やっぱり、今のおっしゃる観光も含めて、歩いていただいて、この山麓の地域を見ていただく。そういうことってすごい難しいことかなと。そこに行きたいから、普通は道ができるわけで、何かしらのね。それがずっと残っていったら。西の辺じゃなくて、ちゃんと本家本元の山の辺の道もそうですよ。そやから、やっぱりそれをつくろうと思うんやったら、やっぱり他市との連携というのも絶対必要なんで、これはやっぱり約束していただきたいんは、もう次の年度になるかもしれませんが、やっぱり御所と1回しっかりとこのことについて、トップ同士で話していただいてというところはお願いしたいと。約束していただきたい。やっぱり1つの話できる場をきちっとつくっていただきたいということは、本当に強く要望させていただきます。

藤井本委員長 ほかに。関連。

奥本議長。

奥本議長 皆さんいろいろご意見聞いてて、やはり議会は期待しているんです、市長。やっぱり夢のある話というの、なかなか予算のほうであんまり出てこないんで、非常にいい話、来てるなと。ただそこで、100年先言われても、誰ももうこの世にいないに話になるんですよね。今、審議しているのは、次年度の予算をやっているって、もう現実的にはそこなんです。そしたら、大きな壮大な目標に向かって行って、具体的にどういうふうに進んでいきますというところを、もっとやっぱり誰もが納得するように知りたいというところに、ちょっとなかなかその話がうまくつながっていかないのかなという。それがうまく、市長の思いが、なかなか具体的に難しいかもしれませんが、それはまず議会もそうやし、市民もそうやし、近隣の市もやっぱり協力してもらおうというか、一緒に乗っていききたいというふうに行くのであれば、やっぱりそこをうまく整理していかれたほうがいいと思います。やっぱり広域連携というところに入っているんですけど、これってうまくいったら観光も当然そうですし、地域の経済も回るというふうにつながっていくんですよ。そこのビジョンがある程度、整理できて、説明されたら、もういろんな方の納得というか、応援団が多分出来上がっていくと思うんですよ。その作業がやっぱり必要なと。

それと、もう一つは、それを外部のコンサルに任せるんじゃなくて、もっともっと自分たちも積極的に加わっていくべきかなと。そしたら、やっぱり合意形成がもっとできてくるのかなという気がしますね。

藤井本委員長 という意見だけでいいですか。ほかに。

吉村委員。

吉村委員 西の山の辺の道については、いろいろと皆さんのご意見を聞きまして、示唆に富む話やなと思って聞かせてもらいました。予算書の131ページの分が1つと、それから133ページの部分が2か所、質問いたします。

まず、予算書131ページの2目観光費、12節委託料のちゃんこ鍋商品開発事業委託料50万円、これ上がっています。これとちゃんこ鍋コンテストのことについても併せて伺いますけれども、ちゃんこ鍋コンテストというのは、もう今年で2回目であります。私は、葛城市のブランドアップについて、この季節に心も温まるというふうなことで、おなかも満たすということで、ちゃんこ鍋というのはイメージも湧きやすいですし、よいアイデアだなというふうに評価するものでありますけれども、もし2回目、令和7年度、もし前回と比べて工夫や改善をしようと考えられていることがあれば、お示し願いたいと思います。これが1つですね。

それから、あともう一つは、これも同じく133ページなんですけど、これ予算案のポイントのほうが分かりやすいですね。9ページです。134万3,000円が事業費として上がっています。大阪・関西万博SUMO EXPO 2025観光PR事業というものです。これらのイベントに参加する目的、それからどのような効果を狙っているのかということをお伺いいたします。もちろん万博ですので、国際色豊かなイベントとなろうかと思えますけれども、実際のところ、外国からいらっしゃる方もいらっしゃるし、遠方から来られる方もいらっしゃるでしょうし、近隣の方もいらっしゃると思うんですが、大体どの辺りにアピールするとか、どの辺り、想定しているのかということをお伺いしたいと思います。もちろんこれ、いわゆる相撲等に関する観光PRを行うというのは分かっているんです。それ分かった前提で質問をさせていただきます。

それから、あと133ページの相撲館、これの需用費の印刷製本費なんですけど、これ予算案の概要45ページです。これ見ていただいて、予算案の概要によれば、幾つか項目があるんですが、その中でパンフレット増刷というのが上がっています。これの詳細について、増刷分に関しての金額と部数とか、それからパンフレット、例えばいろんな言語があったと思いますが、言語とか内容についてお答え願いたいと思います。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願います。

1つ目のちゃんこ鍋コンテストに関連しての話でございます。

令和5年度、6年度と2か年にわたってちゃんこのコンテストのほうさせていただきました。ただし、今回、令和7年度に関しましては、コンテストという形式をちょっと一旦やめ

させていただきたいと考えております。今まで優秀作品としまして、2回にわたりまして、6つのちゃんこ鍋というものがありますので、こちらのほうを何らかの形で市民の方に食べていただいて、そういったイベントの中で、そういったまた食を切り口として盛り上げていきたいなというところで考えております。

2つ目でございます。SUMO EXPO 2025なんですけれども、こちらのほう、万博会場で自治体ブースとか土俵の上から、もちろん観光情報のPRということを見せてはいただきます。それに加えまして、当然、世界各地の相撲にゆかりのある地域の方々も来られます。こういったところでの国際的な交流というのもメリットだと考えておりますし、この事業の後に、相撲ツーリズムの推進協議会というものも設立を今、協議しているところでございます。そういったこともありますので、引き続いて、相撲文化の拡散とか発信というところで、海外向けのプロモーションというのもやっていけるのかなというところで考えております。万博の参加者につきましては、インターネットで調べてたんですけれども、予想なんですけれども、関西エリアが大体6割ぐらい、関西以外の国内が3割ぐらい、海外からは1割ぐらいじゃないかという予想を立てているサイトがございました。そういった場合、うちのほう、関西のほうは日帰りエリア、日帰りでの来ていただくのを想定する。国内に関しましては1泊というところを想定して、当然、万博という機会を葛城市のPRの機会で、まずは認知いただきたいと考えております。知らないエリアに旅行するとか、観光に行くというのはなかなかないので、まずは葛城市には相撲がありますよというところを一番最初に知っていただくというところの作業が今は必要なのかなと考えております。

3つ目でございます。パンフレットの増刷でございますが、今回2種類のパンフレットの増刷を予定しております。1つ目は、日本人向けの相撲館の施設案内パンフレットの増刷といたしまして19万3,000円、部数のほうは1万部を予定しております。もう1種類が、相撲館の紹介パンフレットの増刷といたしまして24万2,000円、部数は同じく1万部で、こちらは英語によるパンフレットでございます。こちらの英語のほうに関しましては、もちろん万博のほうに持っていかさせていただきまして、日本でも珍しい相撲館というのが葛城市にありますよというところをPRさせていただきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 SUMO EXPOの件だけ、ちょっとまだ情報が提示不足かなと思いましたが、まず8月3日に万博の会場で大相撲があります。大相撲万博場所というのがあります。当然のことながら土俵をつくっての場所でございますので、翌日の8月4日にその会場をお借りして、SUMO EXPOを開くという予定になっております。全国から約10の自治体が集まります。相撲にゆかりのある地域でございます。奈良からは桜井、それと葛城市、あとは出雲でありましたりとか、女性相撲の大会をやられている場所でありましたりとか、九州から北海道まで分散しますけれども、それが一堂に集まって、相撲のイベントをやるという予定になっております。その発表がもう近々ございまして、4月の中旬に東京でプレス発表がございまして、です。ですので、そちらのほうには、全国じゃなくて世界中に相撲と同じような競技があ

るようでございます。ですので、国際的な交流が始まるという姿に考えております。そして、万博が終わった以降は、そのような同じ競技の持っている自治体が集まっての協議会を立ち上げての、そのまま継続した活動を考えておるところでございますが、まず、SUMO EXPOを成功さすということが大切やと感じております。葛城市の予算としては200万、100万かな、130万、100万のほうが一応、10自治体が集まっての設営関係等の経費で、あとの30万が、こちらのほうから、今現在、葛城市が相撲館で持っておりますコンテンツがあります。例えば相撲甚句会の皆さん方であったりとか、例えば学生の方が実際に相撲をとったりとか、そのような海外向けに持っておりますコンテンツをそのまま会場に持ってきてほしいという要望がございますので、そちらのほうでの披露を考えておるところでございます。

大体は以上でございます。まだこれから、詳細につきましては煮詰まってまいりますので、また、そのたびに情報提供させていただけると考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 詳細にご説明いただいて、よく分かりました。今、市長がおっしゃったコンテンツ、例えば相撲甚句会とか持っていきたいというふうにおっしゃいましたけれども、そういった方々を乗せるということで、バス借上料というのが上がっているんですが、そういった理解でいいのかというのが1つお伺いいたします。

それから、世界中に相撲があるというのは、私も、言われてみればそうですね。モンゴルにはモンゴル相撲があったりとか、そういうふうなんがあるということで、そういったところと今後やっていこうというふうなことです。

それから、ちゃんこ鍋コンテストについては、今後ちょっと形変えていこうということについては、理解いたしました。それを2回目に聞こうかなと思ったら、先にばっちし答えていただいて、ありがとうございます。

それからあと、パンフレットを刷る目的についても、私きっと万博があるんじゃないかと思って、2つ目にそれを聞こうと思ったら、それもお答えいただきまして、そういうことです。

これもうせっかく市長、先ほどお答えいただいたんで、もう一回市長にお伺いをしたいんですけども、今回、相撲というものは、今回、相撲をテーマにしているし、それから今後相撲ということにつながっていこうというのは、もちろんそうなんです、それは分かり切った話なんです、いわゆる相撲はあくまでも入り口であって、葛城市って、別に相撲だけじゃない。先ほど市長おっしゃったみたいに、川村委員へのご答弁の中で、豊富な観光資源があるというふうなことをおっしゃいました。多分、相撲を入り口として、その先の葛城市の様々なコンテンツを知ってもらおうと、そういうところにつなげていっていこうというふうなお考えもあるんじゃないかなと思うんですけども、このことについても、私は、最終的にはやっぱり葛城市の幅広いブランド力というか、食もあるし、農もあるし、いろんなことあるというふうなところだと思うんですが、この辺りの考え方を聞かせたいと思います。

それと、先ほどのバス借上料のことについても確認です。

藤井本委員長 バス借上料が先。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

先ほどのバス借上料は、市長もおっしゃいましたように、コンテンツの皆様方を運ぶための送迎代ということで考えております。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 観光を観光産業に変えるやり方を、実はずっと模索してきております。その中で葛城市、非常にいろんなものがある。もう財産あるんですけども、なかなか奈良県という中では、葛城市の財産というものが、ずば抜けて見えないというのが残念なところなんです。といいますのが、確かに飯豊天皇陵もそうですし、當麻寺も8つの国宝がある。多分奈良県の以外の県にあれば、すばらしい、もうその1つとしてすばらしいものになるんだろうと思うんですけども、例えば外国人の方が奈良県というイメージの中で、どこに行かれるかといいますと、やはり奈良の大仏さんと中将姫と勝負しますと、やっぱり奈良の大仏さんに行っちゃうんですよね。ですので、まず、入り口として何が一番興味を持っていただけるのか、何であれば勝てるのかということの選択やったんです。ですから、相撲の場合は、競争相手が少ないです。全国でも、例えば野見宿禰と當麻蹶速ということであれば、ほぼ4つぐらいの自治体しか競争相手がいないというところなんです。奈良県におきましては、桜井と葛城市は協力関係で、タッグを組んでおりますので、ですから、ほぼ競争相手がいない中で、相撲というものを前面に押し出すと勝負ができると。そしてなおかつ、インバウンドを考えると、相撲というものが、フランス人やオーストラリア人や外国人、全般に対しまして、非常に興味を持っていただけるツールであるということなんです。ですので、相撲をまず前面に押し出して、まず来ていただけること、葛城市を知っていただけることから、観光のスタートやと思っております。来ていただきましたら、こういうところもあります、ああいうところもあるんですという、それが実は今言っている西の山の辺の道につながる、この線で結ぶルートになるわけです。ですので、あくまで入り口であるという認識を持っております。そういう意味におきまして、今回、後ほど多分、紹介があるのかも分かりませんが、観光プロモーション映像を策定させていただきました。そのメインに置いたのは相撲であったというのが、まさに外国人の方に非常に興味を持っていただいたところであったのかなと感じておるところでございます。委員お述べのとおり、まさに入り口の施策でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。市長がまさに入り口と考えておられること、よく分かりました。今おっしゃったとおり、力士のコスチュームという言い方じゃいけませんけど、姿、形であるとか、あるいは所作であるとか、これは今し方おっしゃいましたフランスの方なんかはじめ、海外の方に非常に興味を持ってもらえるんじゃないかなというふうに思います。それで、私

やっぱり葛城市に相撲館があるというのは、非常にもうこれはもうすばらしいことやと思うんです。

もう一つ、私、ここでもう言い放しなんで、申し上げておきたいのは、相撲館に行ったら、小池補佐がいらっしゃるじゃないですか。それで、もう相撲愛というのがすごいのと、それから、聞いたら、通り一遍の説明じゃないんですよ。物すごくバックグラウンドを持ってらっしゃるんで、いろんなことを答えてもらえると。先ほど増田課長もおっしゃいました、これはそういうふうに、というふうに分析しているのがあるというので、関西6割、それからそれ以外の日本3割、それから海外1割という話だったんですが、やっぱりリピーターが来てもらうということが大事だと思うんです。その中で、やっぱり葛城市の相撲館に来てもらったら、やっぱりそういった細かいこととか、何聞いてもいろいろ答えてくれます。学生相撲にも造詣が深いですし、それから、歴史のこともよくご存じなので。なので、そういうところをリピーターを増やして、そして、小池補佐の口から、いやいや、近くにはこんなお寺もありますよとか、そういうふうに広げてもらえるといいなと思います。

もう一つ、これは提案しようと思ってきたんですが、私、SNS、自分自身すごい苦手なんです。これだけちょっと、そんな私が言うのはおこがましいんですが、ネタたくさんあるので、相撲館でもSNSか何かで情報発信されたら、これもうネタは豊富にあると思いますんで、それもまたご検討いただけたら、面白いんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 簡単にちょっとお聞きします。130ページの5款3項2目観光振興事業ということですが。

これ全体ですけれども、これらの予算を執行するに当たって、やはり葛城市は、観光戦略を持っておられるのかどうかお聞きします。現状の調査等も含めて、そうしたものがあのかどうか、これをお聞きします。

2つ目ですけれども、133ページから134ページにかけてですけど、3款3項3目の相撲館運営事業、相撲館管理事業ということになります。この予算に直接関係するわけではありませんが、要は指定管理者制度を相撲館に対して導入するという検討はされているのかなと。これは観光ですので、要は経済活動を伴う、葛城市の場合は道の駅もありますし、体力づくりスポーツセンターもそうです。やっぱり経済活動を伴うような、住民サービスを対価を得てというふうなことになる、むしろ民間の方を活用するということが一番、指定管理者制度はなじみがいいと私は思っているんですけれども、それについてお考えをお聞きします。

藤井本委員長 2点ですね。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の観光戦略の件でございますが、先ほどもちょっと言わせていただいたんですけども、やっぱり一般的に名前も知らないとか、何の情報もないという場所を観光の目的地とするということは、希有であるのかなというところの考えがございます。まずは葛城市を知

っていただいて、認知していただくということで、これまでも多言語観光ホームページのG O K a t s u r a g iであったり、観光プロモーション動画とかSNSというのを活用して、今後も引き続き広く周知をしていただきたいというところで考えております。

2つ目の指定管理者制度、相撲館なんですけれども、こちらのほう相撲館は、相撲発祥の地、葛城のシンボルという建物であるかと考えております。もちろん元力士であったりとか、学生力士が協力いただいて、わんぱく相撲とか、相撲教室というのも開催させていただいたりして、未来の力士を目指した人材育成というところも行っているということもありますので、なかなか長期的なビジョンで事業を継続していきたいというところの考えを持っておりますので、なかなか指定管理者制度というのはなじまないのかなというところの思いを持っております。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 指定管理者制度なんですけれども、難しいのが、あそこは実は當麻の公民館と一緒にしているんです。建設のときにその約束で、公民館として使っていたらいいんです。ですので、當麻の公民館としては、寺の中に當麻寺の中にあるのと、それと相撲館のところと一緒にしているというのがそうなんです。ですから、相撲館は座だけであればというようなことになるのかなとは思いますが、なかなかその切り分けが難しいのかなと考えております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。観光戦略があるのかなのかと私、聞いたので、それだけお願いします。

藤井本委員長 あるかないか。

(「立ててるのかどうか」の声あり)

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

明確な観光戦略というのは、現在ないのではないかと私は思っておりますが、私のイメージの中では、先ほど申させていただいたイメージなのかなというところがございます。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 文字に落とした観光戦略はないと考えております。ただ、原課の中で、どのようにすればいいのかなという中で、いろんな考え方をさせていただいております。ですので、市全体として働きかけている宿泊所の誘致でありますとか、道の駅の活躍でありますとか、各地区地区の施設の有効な活用、それと、西の山の辺の道も1つのそうですし、ツールとしてはいろんな戦略の中で、最終的にどうなってほしいなという部分はあります。そこへたどり着くための戦略というものは、まだ文字に落としてつくり上げたものはないという認識やと思っております。戦略どおりにいけば一番いいんやと思うんですけども、そういうようなものもまた考えていけたらなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私、これを尋ねたのは、やはり議会にいまして、やっぱりいろんな予算が出てくるんです。いろんな事業として。それが、その都度その都度、ばらばらに議論するというふうな感じも受けて、どこに重点があって、どちらの方向へというふうなところを、何か議員としても非常に把握しにくい状態に、今、僕なっていると思います。だから、議員の中でも、やっぱりこの観光についてもっと見通しのいいビジョンというものを持ったほうが、いろんな審議もいろいろ前向いていくのかなと思いますので、一度ご検討いただいたらと思います。

それから、もう一つ、私、これ指定管理者制度をどうですかというふうに思ったのは、やっぱり観光といえばお土産ってなるんですね。相撲館行きました。多少物売っています。蓮花ちゃんのとかね。置いている。私も買い求めたりはしますけれども、やっぱりもっと相撲グッズ、もっと相撲に近いものの雰囲気とか、そんなんがもっとあっていいのかなというふうな気がしているんです。例えば、今もうやっていますよ、今ね、大相撲やっています。例えばそういう時期には、何かタオルとか、大谷選手じゃないですけど、そんな好きな人気力士のタオルが売ってるとか、何かそんな提携しようと思うと、そこだけでも委託、民間事業者に委託するなり、何かもうちょっとにぎやかなことが、あそこでせっかく観光で来られても何もないということよりはね。何かできへんのかなという思いがあるので、申し上げました。またご検討ください。

藤井本委員長 1つの要望というか、ご意見として。

増田委員。

増田委員 関連で。私、それを言おうと思って、ずっと手を挙げてたんですけども、以前にほかのところ委員会ですか、のところで、これ経済効果、相撲、相撲、相撲、一体、相撲による経済効果ってどのぐらいあんなんというのがはっきりしない。それはありますよ、間接的にね。だけど、一番分かりやすいのは、相撲館で相撲グッズを販売する。相撲館に行って、蓮花ちゃんが相撲とっている何か絵があるとか、人形があるとかってことですよ。それとか、今おっしゃられているように、大相撲、相撲協会と手を組んで、両国で売っているグッズを手数料1割もうて代理販売するとかですよ。そういうふうな交渉も、私はやっていただいて、東京へ行かなくても、大相撲の場所に行ってしか買えないお土産が、當麻の相撲館で買えるよみたいなんで、相撲による経済効果っての分かりやすいんじゃないですかねって思うんですけども、ちょっと交渉してくださいよ、そういう団体とね。これ、市ができないんか、観光協会やったらできんのか、いろいろとそういうつながりがある方と間入ってもらうとか、何かそういう交渉もしていただいたらいかがなもんかな。私も欲しいですよ。お相撲さんの名前の書いたタオルとか、ああいうの好きやから。當麻の相撲館に行ったら買えるって。たくさん買いに来ていただけますよ。そういうちょっと、あそこ行っても土産グッズ的なもん売っているんか、売ってないんか分からんような。見たかて、あこでの売上げがどこに出るんか分からんところやから、あんまり売上げもなさそうやし、はっきりしたそういう経済効果というのをそういう形で出していただいたらどうかなと思います。

それから、さっきの話で蒸し返して申し訳ないです。西の山の辺の道のルートは、最後にちらっと聞いてなるほどと思ったのは、近畿自然歩道を1つのモデルルートとしてイメージしておられるっていうことでしたよね。ちょっと最後、そう言うたはったから。それやったらイメージが、グーグルとかで出したら、なるほどここ通んのんかとか、わくわくちょっとだけしてきましたんで。

グッズの話、いかがですか。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員のお話でございますが、実はたっぷり何種類も売らせていただいております、ちょっとうちのPRがまずくて、目立ちにくいのかもかもしれませんが、実は力士デザインのTシャツであったり、力士のぬいぐるみ、トランプ、軍配、ストラップ、ボールペン、シャープペンとか、ポチ袋、ノートとかで様々な商品、ざっと見ますと20種類ぐらい取扱いはさせていただいております。これももちろん日本相撲協会のほうからの委託販売ということで、させていただいております、最近ですとマグネットとか、非常に売れてたり、もちろんぬいぐるみも買ってお帰りいただく外国の方も結構いらっしゃいまして、結構品切れのときもあるんですけれども、基本的にはありますので、また、新商品に関しましては、また交渉は引き続き続けさせていただいて、よりよい商品を葛城市で買えるような形で、委員おっしゃるように、できればなと思っております。

以上です。

藤井本委員長 自然歩道のイメージでいいのかと。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

ルートですけれども、近畿自然歩道というのは大いに活用させていただけるルートやというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 大相撲、相撲協会とつながりがあるのでしたら、もっともっとうこういうスペース取っていただいて、ずらっと並べていただいたら、私、ここに何千万、年間売上げみたいな数字が上がってくるような気がするんです。あっこ行こうという、あっこで何かグッズ買おうというふうな、今、全然見えないんですよ。恐らくここにおられる方、そんなもんが売ってたというようなことは初耳やと思うんで、やっぱりPR不足もあるかと思えます。そういったグッズの販売、PRもやっていただいて、相撲の聖地やなというのが分かるような、そういう活動もお願いしたいなと。

それから、ルートは、あのイメージで持たせていただいて、今後、進めていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

藤井本委員長 何のPRもしてないの、グッズの。誰も知らんのちゃうかな。

(発言する者あり)

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ショーケースのサイズの、ちょっとサイズの問題もありますし、今後、検討なんですけども、道の駅かつらぎのほうの観光インフォメーションのところに、ショーケースという形で、そういった商品を並べさせていただいてPRして、相撲館で販売中ですよという見せ方も、市外からのお客さんがかなり多い場所ですので、そういった見せ方もさせていただきたいと思います。また検討させていただきます。

藤井本委員長 頑張ってください。

ほかに。

増田委員。

増田委員 商売気を出してやってください。お願いします。

藤井本委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 もう最後少しだけ、131ページの多言語対応観光ホームページ用サーバー料、ここだけ観光の話なんで聞かせてもらいたいんですけども、これ、ユーチューブのショートとかで動画が回ってないですか、葛城市の。あそこクリックしたらここに飛ぶんですけど、あの事業って何なんですか。ほんで今年もやられるのかなというのが。ユーチューブのショート動画とかでも出てくるんやけど、あれ、やってはるんですよ。あれ、他市も同じようなテンプレートみたいな形で出てくんねけど、あの事業って何なんやろうと思って。載ってないし、今なんか見たら消えてたんやけども、これ今年もやられんのかなっていうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまのご質問でございますが、令和6年度に実施させていただきました観光プロモーション動画の中で、まず、ユーチューブ動画を作成させていただいております。日本語版の5分弱バージョン、1分バージョン、英語版、フランス語版、こちらのほうをユーチューブで上げさせていただいて、そちらのほうをクリックするとGO Katsuragiのほうに誘導するという形でさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 あれ、そうなんですけど、他市も一緒じゃないですか、あれ。あのショート、何なんやろ。ここは関係ないかな。葛城市の紹介されているんですよ。ほんで、そこをクリックしたら、ここに来るんですよ。こんなんやってねやと思ったら、似たようなテンプレートで、またちやう高田市さんとか出てくるんですよ。それが何でここに飛ぶんかがよく分かんないですし、あれの効果を知りたかったんやけどね。ここは関係ないんですかね。誰か勝手にやっているだけ。

藤井本委員長 榎本係長。

榑本商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課の榑本です。よろしくお願いします。

今、杉本副委員長がおっしゃっていただいている内容は、広域連携事業の葛城地域観光協議会で作成したショート動画と思われる。そちらについては、他市も同じような形の動画で15秒の動画を作成しております、それぞれの市に、市の観光のホームページに飛ぶように設定がしておりますので、恐らくそのことかと思われます。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それ費用とかはかかっているんですかね。それと、あと、責めてるわけでも何でもなく、あれの効果というか、僕あれ、しょっちゅう見たんですよ。なぜか僕のパソコンには。だから、あれをうまいことやったら、もっと広がらねやろなと思ったんやけど、ここに載ってないから、誰がやったのかなと思ってたんですよ。

藤井本委員長 榑本係長。

榑本商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課、榑本です。

先ほどの広域連携事業の葛城地域観光協議会における事業として実施しておりますので、予算としては、その負担金が100万円計上されております。それらの負担金から持ち寄った中での事業として、葛城地域観光協議会の事業として実施しているものでございます。

(「効果ありましたか」の声あり)

藤井本委員長 増田係長。

増田商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

こちらは、葛城地域観光協議会、今年度でしたら大和高田市さんが幹事、主体で進めているところなんですけれども、まだ最終的な報告に関しましては、これから受けるところなので、まだ実際のところは把握はできてないところでございます。

以上でございます。

(「アクセス数とか伸びたとかないってことですか」の声あり)

藤井本委員長 また、何らかの形で報告ください。

ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これで5款農林商工費までの質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明日19日水曜日、本と同じく午後1時より委員会を再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日、8時前になりましたけども、皆様、ご苦勞さまでございました。

延 会 午後7時52分